

平成 29 年度  
PRTR 届出外排出量の  
推計方法等の概要

平成 31 年3月

経済産業省製造産業局化学物質管理課  
環境省環境保健部環境安全課



## 目 次

I . 推計方法の基本的考え方	頁
1. 法令の規定 .....	1
2. 基本的な考え方 .....	1
3. これまでの取組 .....	4
4. 東日本大震災を踏まえた推計の考え方 .....	4
5. 各事項の算出方法の概略 .....	4
(1)対象業種を営む事業者からの排出量	
(2)対象業種を営まない事業者からの排出量(非対象業種からの排出量)	
(3)家庭からの排出量	
(4)移動体からの排出量	
(5)その他	
6. 推計方法の見直し等について .....	16
参考1. 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量 .....	1-1
参考2. 農薬に係る排出量 .....	2-1
参考3. 殺虫剤に係る排出量(家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤) .....	3-1
参考4. 接着剤に係る排出量 .....	4-1
参考5. 塗料に係る排出量 .....	5-1
参考6. 漁網防汚剤に係る排出量 .....	6-1
参考7. 洗浄剤・化粧品等に係る排出量(界面活性剤、中和剤) .....	7-1
参考8. 防虫剤・消臭剤に係る排出量 .....	8-1
参考9. 汎用エンジンに係る排出量 .....	9-1
参考10. たばこの煙に係る排出量 .....	10-1
参考11. 自動車に係る排出量(ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス、サブエンジン式機器) .....	11-1
参考12. 二輪車に係る排出量(ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス) .....	12-1
参考13. 特殊自動車に係る排出量(建設機械、農業機械、産業機械) .....	13-1
参考14. 船舶に係る排出量(貨物船・旅客船等、漁船、プレジャーボート) .....	14-1
参考15. 鉄道車両に係る排出量(エンジン、ブレーキ等の摩耗) .....	15-1
参考16. 航空機に係る排出量(エンジン、補助動力装置) .....	16-1
参考17. 水道に係る排出量 .....	17-1

参考 18. オゾン層破壊物質の排出量	18-1
参考 19. ダイオキシン類の排出量	19-1
参考 20. 製品の使用に伴う低含有率物質の排出量	20-1
参考 21. 下水処理施設に係る排出量	21-1
参考 22. 一般廃棄物処理施設に係る排出量	22-1

II. 推計結果(省令に基づく集計表以外の集計表)

真

1-1. 平成 29 年度に推計対象とした排出源と対象化学物質	1
1-2. 平成 29 年度に推計対象としなかった排出源	6
2. 届出外の事業者等からの排出源別・対象化学物質別届出外排出量推計結果 総括表(参考1~22)	7

# I . 推計方法の基本的考え方

## I. 推計方法の基本的な考え方

### 1. 法令の規定

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号)」（以下「化管法」という。）第 9 条に基づき、経済産業大臣及び環境大臣は、関係行政機関の協力を得て、対象事業者から届け出られた排出量以外の対象化学物質の環境への排出量（以下「届出外排出量」という。）を経済産業省令・環境省令（「第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令」、以下「省令」という。）で定める事項ごとに算出（推計）し、届け出られた排出量の集計結果と併せて公表することとされている。

省令で定める事項については、以下の通り規定されている。

- ① 対象業種を営む事業者からの排出量のうち従業員数、取扱量等の一定の要件を満たさないため届出がなされないもの
- ② 対象業種以外の業種（以下「非対象業種」という。）のみを営む事業者からの排出量
- ③ 家庭からの排出量
- ④ 移動体からの排出量

（「集計の対象となる排出量の構成（イメージ図）」（2）参照）

### 2. 基本的な考え方

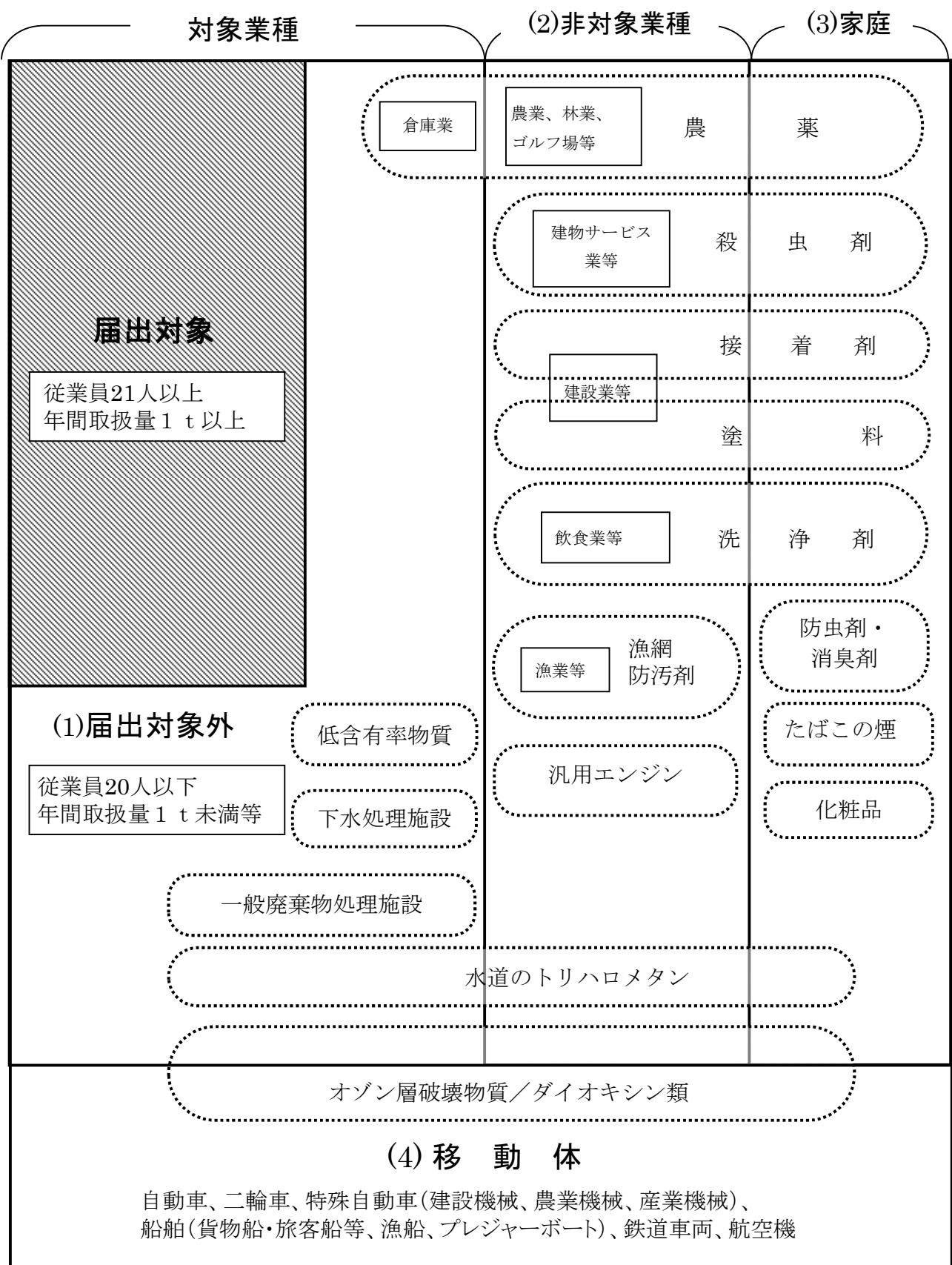
中央環境審議会環境保健部会及び産業構造審議会化学・バイオ部会リスク管理小委員会（平成 13 年 8 月）において、届出外排出量の算出について、「想定される主要な排出源からの排出量について、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行う」との基本的な考え方が示された。

また、化管法の見直しに係る中間答申として平成 19 年 8 月に公表された、中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間とりまとめにおいて、「届出外の排出量推計はリスク評価を実施する上でも重要であることから、経年変化が把握できるようになることにも配慮しつつ、引き続き推計精度の向上に努める」とこととされた。

これらの考え方へ従い、省令で列記されている排出量の算出事項それぞれにつき、想定される主要な排出源からの対象化学物質の排出量について、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行っている。

なお、現時点では、確立された推計方法がほとんどなく、推計に必要な情報が十分には得られない場合であっても、一定の信頼性が期待される場合には、その時点で得られた情報の範囲内で、推計可能な排出源及び対象化学物質について推計に向けた検討を行うとともに、毎年度、新たに得られた情報に基づき、排出係数等を含めた推計方法を見直し、推計精度の向上に努めている。

## 集計の対象となる排出量の構成(イメージ図)



※あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではない。

## 届出外排出量の推計の概要

推計対象/算出事項	(1)対象業種	(2)非対象業種	(3)家庭	(4)移動体	【資料】
すそ切り以下事業者*	<input type="radio"/>				参考1
農薬	<input type="radio"/> 検疫用くん蒸剤	<input type="radio"/> 農業、林業、ゴルフ場等	<input type="radio"/> 家庭用		参考2
殺虫剤		<input type="radio"/> 防疫用、シロアリ	<input type="radio"/> 家庭用、不快害虫用、シロアリ		参考3
接着剤		<input type="radio"/> 建築用、土木用 (合板からの二次排出を含む)	<input type="radio"/> 家庭用(木工製品からの二次排出を含む)		参考4
塗料		<input type="radio"/> 建築用、土木用	<input type="radio"/> 家庭用		参考5
漁網防汚剤		<input type="radio"/> 漁業、水産養殖業			参考6
洗浄剤・化粧品等(界面活性剤、中和剤等)		<input type="radio"/> 業務用、農業	<input type="radio"/> 家庭用		参考7
防虫剤・消臭剤			<input type="radio"/> 家庭用		参考8
汎用エンジン		<input type="radio"/>			参考9
たばこの煙			<input type="radio"/> (ダイオキシン類は除く)		参考10
自動車				<input type="radio"/> ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス、サブエンジン式機器	参考11
二輪車				<input type="radio"/> ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス	参考12
特殊自動車				<input type="radio"/> 建設機械、農業機械、産業機械	参考13
船舶				<input type="radio"/> 貨物船・旅客船等、漁船、プレジャーボート	参考14
鉄道車両				<input type="radio"/> エンジン、ブレーキ等の摩耗	参考15
航空機				<input type="radio"/> エンジン、補助動力装置	参考16
水道	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		参考17
オゾン層破壊物質	<input type="radio"/> 洗濯業等	<input type="radio"/> 業務用(冷蔵庫等)	<input type="radio"/> 家庭用(冷蔵庫等)		参考18
ダイオキシン類	<input type="radio"/> 小規模事業者が有する廃棄物焼却炉等	<input type="radio"/> 非対象業種の事業者の廃棄物焼却炉等、火葬場	<input type="radio"/> たばこの煙	<input type="radio"/> 自動車排出ガス	参考19
低含有率物質	<input type="radio"/>				参考20
下水処理施設	<input type="radio"/>				参考21
一般廃棄物処理施設	<input type="radio"/> 焚却施設、最終処分場				参考22

\*「すそ切り以下事業者」とは、対象業種に属するが届出対象とならない事業所からの排出量のうち、「農薬」、「水道」、「オゾン層破壊物質」、「ダイオキシン類」、「低含有率物質」及び「下水処理施設」に含まれないものを指す。

### **3. これまでの取組**

経済産業省及び環境省は、平成 9 年度以降、PRTR パイロット事業の一環として試行的な推計作業を実施するとともに、有識者から構成される「すそ切り以下事業者排出量推計手法検討会」（委員長：亀屋隆志 横浜国立大学准教授）及び「PRTR 非点源排出量推計方法検討会」（委員長：鈴木規之 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康研究センター センター長）での検討等により、推計のベースとなる基礎データの収集や推計手法の開発等の調査研究を行ってきた。

今年度は、昨年度に実施した平成 28 年度届出外排出量の推計作業以降に得られた最新の知見を利用しつつ、検討会等において推計方法の見直しと推計精度の向上について、引き続き検討を行った。

### **4. 東日本大震災を踏まえた推計の考え方**

平成 29 年度届出外排出量推計（以下「平成 29 年度推計」という。）では、年又は年度ごとの統計データの変動が一定の範囲に収まることを前提に、基本的には入手できる最新の統計データを用いて推計を行っている。しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、入手できる最新の統計データが平成 29 年度の実態と大きく異なっていることが想定される場合には、他のデータを用いた補正を行う必要がある。これを踏まえ、排出源ごとに補正の要否を検討した。

平成 28 年度届出外排出量推計（以下「平成 28 年度推計」という。）で補正を実施した排出源における、平成 29 年度推計の対応方針は以下のとおりである。

- ・オゾン層破壊物質については、被災した地域において冷凍機器等の一部が流出又は故障し、市中庫量が大きく変化した。震災後に設置された冷凍機器等には対象化学物質が使用されていないため、従来通りの推計方法では、被災地における市中庫量が過大となる可能性があることから、流出又は故障した冷凍機器等の数量について補正を行った。

### **5. 各事項の推計方法の概略**

これまでの取組を踏まえて検討した平成 29 年度推計の方法の概略は以下のとおりである。

## (1) 対象業種を営む事業者からの排出量

### ①すそ切り以下の事業者からの排出量【参考1】

- ・この区分には、対象業種に属する事業を営む事業者であるが、常時使用する従業員の数が20人以下又は当該事業者の有する事業所における対象化学物質の年間取扱量が1トン未満である等の理由により、届出対象とならなかつた対象化学物質の排出量が該当する。なお、これらの排出量のうち、「農薬」、「水道」、「オゾン層破壊物質」、「ダイオキシン類」、「低含有率物質」及び「下水処理施設」からの排出に該当するものは当該排出源からの排出として、また、いずれの排出源にも該当しないものは「すそ切り以下事業者」からの排出として、排出量の推計結果をそれぞれ示している。
- ・「すそ切り以下事業者」からの排出量は、(i)各排出源に関連する製品の全国出荷量等から得られた情報と、(ii)アンケート調査で得られた情報を基に推計した。
- ・具体的には、(i)について、塗料を始めとする14種類の排出源ごとに製品としての全国出荷量、対象化学物質の平均含有率等により主要な対象化学物質の排出量を推計した。また(ii)について、事業者向けのアンケート調査で得られたデータに基づき、2つの方法で推計対象範囲を拡大した。1つは、排出源ごとに対象化学物質排出量の相対的な比率を推計し、主要物質以外の対象化学物質を推計する方法である。もう1つは、業種ごとに排出源別排出量の相対的な比率を推計し、(i)で推計する14種類の排出源以外の排出源の排出量を推計する方法である。
- ・これらの排出量を統合した上で、統計データ等に基づき推計した業種別や対象化学物質別のすそ切り以下の割合を乗じて、対象業種を営む「すそ切り以下事業者」からの排出量を推計した。

## (2) 対象業種を営まない事業者からの排出量（非対象業種からの排出量）

- ・この区分には小規模の事業者が多く、個々の事業所の化学物質の取扱量が少ない業種や、事業活動に伴って化学物質を使用又は排出する場所が定点でないために定常的な排出量の把握が難しいことから対象業種として指定されなかつた業種等、非対象業種のみを営む事業者からの対象化学物質の排出量が該当する。
- ・これらの排出量の推計は、対象化学物質の取扱いの実態を踏まえて主要な排出源を想定し、かかる排出源からの排出が見込まれる対象化学物質の量を推計した。ただし、非対象業種はきわめて広範囲に渡るため、特定の「業種」ではなく、非対象業種の事業者が一般的に使用している「製品」に着目して推計を行つた。
- ・なお、非対象業種で使用される移動体（例：運送業の航空機・貨物船、漁業の漁船等）については、「(4)移動体からの排出量」に区分した。
- ・現時点で、信頼できる情報を用いて推計可能と考えられるものは、以下のとおりである。

## ①農薬の使用が想定される業種（農業、林業、ゴルフ場等）【参考2】

- ・農薬に有効成分又は補助剤として含まれる対象化学物質について、農薬の使用に伴い環境中に排出される量を推計対象とした。
- ・推計対象年度には、その農薬年度（前年10月～当該年9月）の出荷量はすべて使用され、その全量が環境中に排出されるものと仮定し、農薬要覧から得られる都道府県別・農薬種類別の出荷量に、農薬に有効成分又は補助剤として含まれる対象化学物質の含有率を乗じて算出することを基本とした。
- ・実際の算出にあたっては、作付面積や年次補正した産業連関表等のデータに基づき、都道府県ごとの需要分野（水稻、果樹、野菜畑作等）別に排出量を推計した。このうち家庭や倉庫業（PRTR 対象業種に該当）での需要以外を合算して、全国及び都道府県別の「(2)非対象業種からの排出量」とした。
- ・なお、倉庫のくん蒸剤として使用される農薬については、「(1)対象業種を営む事業者からの排出量」とした。

## ②殺虫剤の使用が想定される業種（防除業等）【参考3】

- ・衛生害虫（蚊、ハエ等）の駆除のために自治体が側溝等に散布する場合や、防除業者がオフィスビルや店舗に散布する場合等に使用される防疫用殺虫剤に含まれる対象化学物質を推計対象とした。また、シロアリによる害を防除する目的で、住宅等で防除業者や建設業者により散布されるシロアリ防除剤に含まれる対象化学物質も推計対象とした。なお、農薬取締法に基づく農薬に該当する殺虫剤に係る排出については、「(2)①農薬の使用が想定される業種」の推計対象に含まれる。
- ・防疫用殺虫剤については、推計対象年度に使用される全量がすべて環境中へ排出（又は下水道へ移動）されるものと仮定し、製造側の業界団体から得られる原材料使用量等のデータ、下水道普及率等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・シロアリ防除剤については、推計対象年度に使用される全量がすべて環境中へ排出されるものと仮定し、製造・販売の業界団体から得られる原材料使用量の調査データ、建築物の延べ床面積等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

### ③接着剤、塗料の使用が想定される業種（建設業等）【参考4、参考5】

- ・業務用の接着剤に溶剤又は樹脂原料として含まれる対象化学物質について、建築・土木現場での接着剤の使用に伴う排出や合板等の建築資材に使われた接着剤中のホルムアルデヒド（樹脂原料）の建築・土木現場での二次排出を推計対象とした。なお、事業所で建築資材を製造する者は製造事業者であり、当該建築資材の製造工程からの排出量は届出対象となる。
- ・業務用の塗料に溶剤、樹脂原料等として含まれる対象化学物質について、建築・土木現場及び路面標示での使用に伴う排出を推計対象とした。
- ・これらは、推計対象年度の出荷量はすべて使用され、その使用量の一定の割合が環境中に排出されるものと仮定し、業界団体等から得られた需要分野別・塗料種類別の全国出荷量、対象化学物質の標準組成等のデータや、新築着工床面積等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

### ④漁網防汚剤の使用が想定される業種（漁業、水産養殖業）【参考6】

- ・定置網及び養殖場で用いられる漁網は、漁網防汚剤につけ込んだ後、溶剤を蒸発させてから水中で使用されることから、漁網防汚剤に有効成分及び溶剤として含まれる対象化学物質を推計対象とした。
- ・推計対象年度の使用量の全量が環境中へ排出されるものと仮定し、業界団体から得られた漁網防汚剤の全国使用量のデータ、都道府県別の収穫量の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

### ⑤洗浄剤、化粧品等の使用が想定される業種（農業、飲食業、建物サービス業等）【参考7】

- ・飲食業（食器洗浄）、建物サービス業（フロア清掃）等で使用されている業務用洗浄剤及び肥料中の界面活性剤として含まれる対象化学物質と、飲食業及び建物サービス業で使用されている業務用洗浄剤に中和剤等として含まれる2-アミノエタノールを推計対象とした。
- ・界面活性剤は、推計対象年度の出荷量はすべて使用されるものとし、肥料以外の界面活性剤についてはその全量が水域へ、肥料中の界面活性剤についてはその全量が土壤へ排出されるものと仮定し、業界団体から得られる全国出荷量等のデータ、下水道普及率等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・中和剤等は、推計対象年度の出荷量はすべて使用され、その使用量の全量が水域へ排出されるものと仮定し、業界団体から得られる全国出荷量等のデータ、下水道普及率等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

### ⑥汎用エンジンの使用が想定される業種（農業、林業、建設業等）【参考9】

- ・汎用エンジン（自動車等の移動体の動力源等に用いられるエンジン以外のも

の）のうち、大型コンプレッサ、発電機等の6機種の作業時の排出ガス中に含まれる対象化学物質を推計対象とした。

- ・機種別・出荷年別の全国合計の年間稼働時間と機種別の平均出力から、機種別の全国合計の年間仕事量（GWh/年）を算出した。また、環境省等の実測データに基づいた機種別の全炭化水素の排出係数（mg/kWh）と、実測データに基づいた全炭化水素に対する対象化学物質の比率を設定し、これらを乗じて、機種別・対象化学物質別の排出係数（mg/kWh）を設定した。
- ・機種別の全国合計の年間仕事量と排出係数を乗じて、全国の排出量を推計した。これを、機種ごとに人工林面積及び完工工事高等の指標により按分して都道府県別の排出量を推計した。

## ⑦その他の非対象業種

- ・道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業等については、移動体からの排出が主たる排出源として想定されるので、「(4)移動体からの排出」に区分した。

## (3) 家庭からの排出量

- ・この区分には、一般家庭における農薬、殺虫剤、接着剤、塗料、洗浄剤、化粧品、防虫剤及び消臭剤等の家庭用製品の使用に伴う排出が該当する。
- ・なお、家庭で使用される移動体（自動車や二輪車）については、「(4)移動体からの排出量」に区分した。
- ・上記「(2)非対象業種からの排出量」と同様の方法により、家庭で使用される製品の全国出荷量、製品中の対象化学物質の標準組成、排出率等の各種データと、世帯数、人口等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計することを基本とする。
- ・現時点で、信頼できる情報を用いて推計可能と考えられるものは、以下のとおりである。

### ①農薬【参考2】

- ・農薬については、(2)①で非対象業種からの農薬の排出量を都道府県別・需要分野別に推計する際に、産業連関表を年次補正したものから「家庭」向けの需要分を割り振ることにより、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

### ②殺虫剤【参考3】

- ・家庭で使用される家庭用殺虫剤（蚊、ハエ等）、不快害虫用殺虫剤（ハチ、ブユ等）に含まれる対象化学物質を推計対象とした。また、シロアリによる害を防除する目的で使用されるシロアリ防除剤のうち家庭用の製品に含まれる対象化学物質も推計対象とした。なお、農薬取締法に基づく農薬に該当する殺虫剤に係る排出については、「(2)①農薬」の推計対象に含まれる。
- ・家庭用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤については、推計対象年度の出荷量はすべ

て使用され、使用量の全量が環境中に排出されるものと仮定し、業界団体から得られる家庭用製品の原材料使用量のデータ、都道府県別の世帯数等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

- ・シロアリ防除剤については、推計対象年度に使用される全量がすべて環境中へ排出されるものと仮定し、製造・販売の業界団体から得られる原材料使用量の調査データ、建築物の延べ床面積等の統計データを使用して全国及び都道府県別の排出量を推計した。

### ③接着剤、塗料【参考4、参考5】

- ・家庭用の接着剤及び塗料の使用に伴う排出や家庭での家具等の木工製品からのホルムアルデヒドの二次排出について、「(2)③接着剤、塗料」と同様の方法により、家庭用製品の全国出荷量、対象化学物質の標準組成等のデータや、世帯数等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

### ④洗浄剤、化粧品等【参考7】

- ・家庭用洗浄剤（身体用洗浄剤、台所用洗浄剤等）及び化粧品に界面活性剤として含まれる対象化学物質並びに家庭用洗浄剤のうち、主に洗濯・台所・住宅用等洗浄剤に中和剤等として含まれる2-アミノエタノール等を推計対象とした。
- ・業界団体から得られる家庭用製品の全国出荷量等のデータ、下水道普及率等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・なお、家庭用洗浄剤には、飲食店等において業として使用されているものがあるが、これは家庭用として出荷されたものを事業者が使用しているものであることから、一括して「(3)家庭からの排出量」として区分した。
- ・また、化粧品についても、理容業や美容業等で業として使用されているものがあるが、業務用と家庭用で使用方法に大きな相違がないと考えられることから、一括して「(3)家庭からの排出量」に区分した。

### ⑤防虫剤、消臭剤【参考8】

- ・防虫剤、消臭剤に含まれるジクロロベンゼン及び防虫剤に含まれるナフタレンを推計対象とした。
- ・推計対象年度の出荷量はすべて使用され、使用量の全量が環境中に排出されるものと仮定し、業界団体から得られた防虫剤・消臭剤の全国出荷量等のデータ、都道府県ごとの人口等の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・なお、防虫剤や消臭剤には、洗濯業等で業として使用されているものがあるが、業務用と家庭用で使用方法に大きな相違がないと考えられること、家庭用として出荷されたものを事業者が使用している可能性があること等から、一括して「(3)家庭からの排出量」に区分した。

## ⑥たばこの煙【参考10】

- ・喫煙に伴う副流煙に含まれる対象化学物質を推計対象とした。なお、たばこの煙に含まれるダイオキシン類に係る排出については、「(5)③ダイオキシン類」の推計対象に含まれる。
- ・副流煙は全量が環境中に排出されるものと仮定し、業界団体から得られた全国販売本数等の統計データと、厚生労働省の「たばこの煙の成分分析」から得られるたばこ1本あたりの副流煙中の対象化学物質生成量を使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・なお、主流煙については、体内で吸収された後の環境中への排出率が不明のため、推計の対象としていない。

## (4) 移動体からの排出量

- ・この区分には、運行主体の業種、営業用／自家用の差に関係なく、自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道車両、航空機等の移動体の運行に伴う排出が該当する。
- ・エンジンからの排気ガスについては、基本的には、移動体の種類ごとに、排気ガスに含まれて排出される対象化学物質の量について、走行距離、仕事量、燃料消費量等の活動量あたりの排出量（排出係数）に、都道府県別の活動量を乗じて合算する（又は全国活動量を経済指標等で都道府県別に按分することにより、全国及び都道府県別の排出量を推計した）ことにより、全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・移動体の燃料タンクからの燃料の蒸発に伴う対象化学物質の排出のうち、自動車及び二輪車からの給油後のロスとして排出される対象化学物質の排出量を推計した。
- ・ブレーキ等の摩耗により排出される化学物質については、鉄道車両のブレーキの摩耗に係る石綿の排出量を推計した。
- ・なお、自動車のエアコンで冷媒として用いられるオゾン層破壊物質及び自動車排出ガス中に含まれるダイオキシン類の排出量については、別に推計した。（オゾン層破壊物質：(5)②、ダイオキシン類：(5)③参照）

## ①自動車【参考11】

- ・ガソリン・LPG車、ディーゼル車の排出ガス及びガソリン車の燃料蒸発ガス中に含まれる対象化学物質について、①暖気状態での排出（以下「ホットスタート」という）、②冷始動時に暖気状態よりも増加する分の排出（以下「コールドスタート時の増分」という）、③燃料蒸発ガス、④サブエンジン式機器（冷凍機やクーラーの動力源としての専用エンジン）からの排出、の4区分についての推計を行った。
- ・①ホットスタートは、都道府県別の走行量に、走行量あたりの排出係数を乗じて、全国及び都道府県別の排出量を推計した。具体的には、走行量は、道路交通センサス（一般交通量調査）等に基づき、細街路を含めた道路全体の

年間走行量を設定した。排出係数は、車種や自動車の旅行速度による排出量の変化等を考慮して環境省の実測データ等に基づき設定した。平成 29 年度推計にあたっては、各種規制への対応状況をより実態に即した形で反映できるよう推計方法を改善した。

- ・②コールドスタート時の増分は、都道府県別・車種別の保有台数、1 台あたりの年間始動回数に、始動 1 回あたりの排出係数を乗じて、全国及び都道府県別の排出量を推計した。なお、排出係数は、コールドスタート時の排出係数と暖気状態の排出係数の差分を利用することで、増分としての排出係数を設定した。
- ・③燃料蒸発ガスについては、ダイアナルブリージングロス（駐車中に気温の変化等によりガソリンタンクで発生したガソリン蒸気が破過したキャニスターから大気に放出されることにより発生する蒸発ガス）等に起因する排出量について、別途推計された過去の車種別の全炭化水素排出量を年次補正することにより推計した。平成 29 年度推計にあたっては、最新の実験データに基づいた推計手法とともに、前述のデータに基づき対象物質数を増やした。
- ・④サブエンジン式機器の活動量については、機種別に、平均稼働時間、全国保有台数、作業時平均出力を乗じて、機種別の全国合計の年間仕事量を算出して設定した。排出係数については、環境省の実測データに基づいた機種別の全炭化水素の排出係数と全炭化水素に対する対象化学物質の比率を乗じて、機種別に設定した。これら機種別の全国合計の年間仕事量と排出係数を乗じて、機種別の全国の排出量を推計し、この結果を、機種に応じた車種の走行量により按分して都道府県別の排出量を推計した。

## ②二輪車【参考 1 2】

- ・ガソリンを燃料とする原動機付自転車、二輪自動車の排出ガス及び燃料蒸発ガス中に含まれる対象化学物質について、①ホットスタート、②コールドスタート時の増分、③燃料蒸発ガス、の 3 区分について推計を行った。（サブエンジン式機器については、通常二輪車には搭載されていないことから推計対象とはしていない。）
- ・①ホットスタートは、都道府県別の走行量に、走行量あたりの排出係数を乗じて全国及び都道府県別の排出量を推計した。具体的には、走行量は、道路交通センサス（一般交通量調査）等に基づき、降雨・降雪時及び冬季の使用日数の低下を考慮した上で、細街路を含めた道路全体の年間走行量を設定した。排出係数は、車種や旅行速度を考慮し、環境省の実測データ等に基づき設定した。
- ・②コールドスタート時の増分は、都道府県別・車種別の二輪車保有台数、1 台あたりの年間始動回数に、始動 1 回あたりの排出係数を乗じて全国及び都道府県別の排出量を推計した。具体的には、年間始動回数については、業界団体の調査結果等に基づき、降雨・降雪時及び冬季の使用日数の減少や車種

を考慮した上で設定した。排出係数は、環境省の実測データに基づき、車種別にコールドスタート時と暖気状態の全炭化水素の排出係数の差分を利用することで、増分としての排出係数を設定した。

- ・③燃料蒸発ガスについては、ダイアーナルブリージングロス等について、車種別の全炭化水素排出量、年次補正係数、地域の配分指標等に、全炭化水素に対する対象化学物質の比率を乗じて排出量を推計した。

### ③特殊自動車（建設機械、農業機械、産業機械）【参考13】

- ・ガソリン・LPG 又はディーゼル式の特殊自動車のうち、建設機械（ブルドーザ、油圧ショベル等）、農業機械（トラクタ、耕耘機等）、産業機械（フォークリフト）の作業時の排出ガス中に含まれる対象化学物質を推計対象とした。なお、公道走行時の排出は「(4)①自動車」の推計対象に含まれるものとした。
- ・車種別の全国合計の年間仕事量と排出係数を乗じて、対象化学物質の全国の排出量を推計した。この結果を、完工工事高等を指標に按分することにより、都道府県別の排出量を推計した。車種別の全国合計の年間仕事量については、車種別・出荷年別の全国合計の年間稼働時間と車種別の平均出力から算出した。車種別の対象化学物質の排出係数については、環境省等の実測データに基づいた車種別の全炭化水素の排出係数と全炭化水素に対する対象化学物質の比率を設定し、これらを乗じて設定した。

### ④船舶（貨物船・旅客船等、漁船、プレジャーボート）【参考14】

- ・貨物船・旅客船等（内航船舶及び外航船舶に区分）の航行時の主機ディーゼルエンジンからの排出ガス、停泊中の補機ディーゼルエンジン及び補助ボイラーからの排出ガス、漁船（沿岸漁船、沖合漁船、遠洋漁船に区分）のエンジンからの排出ガス、プレジャーボートのエンジンからの排出ガス中の対象化学物質を推計対象とし、船舶ごとに燃料消費量（又は仕事量）あたりの対象化学物質の排出係数（文献等に基づき設定）に、燃料消費量（統計データと既存の文献に示された手法から算出）等を乗じて排出量を推計した。
- ・貨物船・旅客船等については、港湾区域内の排出量を全国及び都道府県別に推計するほか、内航船舶の港湾区域外の排出量も推計した。ただし、港湾区域外の排出については、海域を特定することが困難なため、全国排出量のみ算出し、都道府県別には区分していない。外航船舶の港湾区域外の排出については、港湾区域外の活動量の設定が困難なため、推計の対象外とした。
- ・沿岸漁船（12海里以内）については、各種統計データより都道府県別の燃料消費量が推計でき、漁港から近い海域での操業が中心と考えられることから、全国及び都道府県別の排出量を推計した。沖合漁船（12～200海里）については、漁港から離れた海域での操業が主と考えられるため、全国排出量のみ算出し、都道府県別には区分していない。遠洋漁船（200海里以遠）については、領海から離れた海域での操業が主と考えられるため、推計の対象

外とした。

- ・プレジャー・ボートのうち、小型特殊船舶、プレジャー・モーター・ボート、プレジャーヨットについて、関連団体から得られる出荷・在籍船数、平均稼働時間等のデータや、文献に基づく排出係数等のデータを用いて、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

## ⑤鉄道車両【参考15】

- ・軽油を燃料とする機関車、気動車等のディーゼルエンジンからの排出ガス中に含まれる対象化学物質及び鉄道車両の運行に伴うブレーキ等の摩耗により排出される石綿を推計対象とした。
- ・排出ガスについては、鉄道統計年報から得られる鉄道事業者別の燃料消費量を車両配置数等の指標により細分化した都道府県別燃料消費量に海外の文献値等に基づき設定する燃料消費量あたりの排出係数を乗じて全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・ブレーキの摩耗により排出される石綿については、鉄道事業者へのアンケートによりブレーキパッド等の使用個数、製品の摩耗率等を把握し、これらを乗じて鉄道事業者別の排出量を推計した。さらに、鉄道事業者ごとの延べ運行距離等を考慮することにより全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・昨年の推計では、東日本大震災による運休の影響を考慮していたが、JR石巻線が平成27年3月21日に復旧したこと、運休区間は全て復旧した。従って、平成27年度燃料消費量を用いる今年度作業では、東日本大震災による運休の影響を補正する必要はない。

## ⑥航空機【参考16】

- ・国内の民間空港に航空運送事業で離着陸する航空機の排出ガスのうち、離着陸時のエンジン本体の稼動及び駐機時の補助動力装置(APU)の稼動に伴い排出されるものに含まれる対象化学物質を推計対象とした。
- ・エンジン本体からの排出については、上空飛行時には一般に排出ガスの地上への影響は少ないと考えられ、また対象化学物質を排出した地域の特定が困難なことから、航空機の排出ガスの環境影響の評価に一般的に使用されるLT0(Landing and Take Off)サイクルによる高度3,000フィート(約914メートル)までの離着陸に伴う排出量を推計した。
- ・具体的には、文献により得られた実測データ及び文献値等から設定した燃料消費量あたりの対象化学物質の排出係数に、機種別の離着陸時の燃料消費量、空港別・機種別の年間着陸回数を乗じて空港別の対象化学物質の排出量を推計し、これを合算して全国及び都道府県別の排出量を推計した。
- ・また、駐機時にエンジン本体が停止している際のAPUの稼動に係る排出についても、既存の文献や業界団体から提供されたデータを利用して、機種別の単位時間あたりの対象化学物質の排出係数に、空港別・機種別のAPU使用時間、空港別・機種別の年間着陸回数を乗じて空港別の対象化学物質の排出量

を推計し、これを合算して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

## (5) その他

### ①水道の浄水過程に伴うトリハロメタン【参考17】

- ・浄水場で水に注入された塩化物イオン等と有機物との反応により、水道水中でトリハロメタンが生成される。このうち、対象化学物質であるクロロホルム、ジブロモクロロメタン及びブロモジクロロメタンの3物質を推計対象とした。
- ・水道統計から得られる上水道事業主体別・需要分野別の有収水量（浄水場から供給される水量で料金徴収の対象になるもの）と浄水場別のトリハロメタンの平均濃度から、市区町村別・需要分野別のトリハロメタンの生成量を推計した。これと、市区町村別の下水道普及率等から、市区町村別・需要分野別・媒体別のトリハロメタンの排出量を推計した。
- ・さらに、水道統計の需要分野の各区分を、本推計の「(1)対象業種を営む事業者からの排出量」、「(2)非対象業種からの排出量」、「(3)家庭からの排出量」の区分のいずれかに当てはめて合算することにより、全国及び都道府県別の(1)～(3)の排出量を推計した。

### ②オゾン層破壊物質【参考18】

- ・オゾン層破壊物質の届出対象とならない主な排出源としては、発泡剤や冷媒等として製品中に含まれて販売された製品の使用時、充填時、廃棄時の回収に伴う排出及び洗浄剤や噴射剤の使用時における排出等が考えられる。
- ・これらについて、用途、ライフサイクルの段階ごとに分類して推計を行い、「(1)対象業種を営む事業者からの排出量」、「(2)非対象業種からの排出量」、「(3)家庭からの排出量」、「(4)移動体からの排出量」に配分した。

### ③ダイオキシン類【参考19】

- ・PRTRでは、対象業種に属する事業を営み、常用雇用者数21人以上の事業者が所有する、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の特定施設からのダイオキシン類の排出量が届出の対象となっている。
- ・PRTRの届出対象外のダイオキシン類の排出量については、環境省が毎年度とりまとめているダイオキシン類の排出インベントリーの平成28年の結果と平成29年度の事業者からの排出量の届出集計結果から推計した（平成29年の排出インベントリーは平成31年1月の時点で未公表のため、平成28年の排出量と同一と仮定）。具体的には、インベントリーのPRTR対象業種に係る項目の排出量からPRTR届出排出量の集計結果を差し引くことにより「(1)対象業種を営む事業者からの排出量」を推計し、「(2)非対象業種からの排出量」、「(3)家庭からの排出量」及び「(4)移動体からの排出量」について、インベントリーの該当項目の排出量を按分した。

#### ④製品の使用に伴い排出される低含有率物質【参考20】

- ・製品中に低含有率でしか含まれていないため届出対象とならない対象化学物質のうち、その製品の取扱量が大きいことにより、事業所からの排出が見込まれる物質（石炭中に微量に含まれ、火力発電所等から排出される重金属等）については、文献で得られた排出原単位や発電電力量等に基づき排出量を推計した。

#### ⑤下水処理施設に係る排出【参考21】

- ・下水処理施設が設置されている事業所からのPRTR制度に基づく届出については、化管法施行規則第4条第1号ニにより、下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量を届け出ることとされている。これらの届け出されている対象化学物質の排出量以外に下水処理施設から排出されるものを推計対象とした。
- ・具体的には、下水処理施設に流入する対象化学物質の量（届出の移動量、届出外排出量の推計値等）を把握し、文献等で得られた下水処理工程における除去や分解を経た各媒体への移行率を設定したうえで、これらを乗じて下水処理施設からの排出量を推計した。

#### ⑥一般廃棄物処理施設からの排出量【参考22】

- ・化管法においては、第一種指定化学物質のうち、廃棄物処理施設においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく実測義務があるもの、及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく実測義務があるものについて排出量を届け出ることとされている。これらの規定により届出されている対象物質以外に一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）から排出されるものについて、推計可能と見込まれる化学物質を対象とした。
- ・具体的には、焼却施設は、化学物質の大気への排出について、測定データ（一般廃棄物処理施設におけるPRTR対象物質等の測定に係る調査（平成28年度、環境省）など）をもとに、「焼却処理量1トン当たりの平均的な化学物質排出量（見かけの排出係数）」を算定し、全国の一般廃棄物の焼却施設における年間焼却処理量の合計を乗じて、年間の対象化学物質別の排出量を推計した。
- ・また、最終処分場は、化学物質の水域への排出について、測定データ（一般廃棄物処理施設におけるPRTR対象物質等の測定に係る調査（平成28年度、環境省）など）をもとに、「放流水量1L当たりの平均的な化学物質排出濃度（見かけの排出濃度）」を算定し、全国の一般廃棄物の最終処分場における年間放流水量の合計を乗じて、年間の対象化学物質別の排出量を推計した。

## 6. 推計方法の見直し等について

今後も有用なデータ・ソースや優れた推計方法があれば積極的に取り入れるとともに、引き続き、関係機関や業界団体の協力等によりデータの収集・更新を行い、可能な限り推計方法を改善していく。

具体的には、届出外排出量の推計の基礎としている各種統計資料、アンケート結果資料等を定期的に更新するとともに、排出係数等については、実測データ、文献値等の収集を進め、適宜見直しを行うことにより、一層の精緻化を図る。推計方法の見直しを行った際は、排出量の経年変化の把握に支障が生じないよう、推計方法の変更履歴を明記するとともに、推計方法の見直しが推計結果に与える影響を明らかにする等、一層の工夫を行うこととする。

また、推計対象としていない排出源（産業廃棄物処理施設、肥料、香料、鉄道部品等）についても情報の収集を進め、信頼できる情報が得られ次第、可能な限り推計の対象に加えていくものとする。

さらに、推計対象とした排出源の種類により推計精度に差があると考えられるため、それぞれの推計精度を評価する手法を将来的に検討する。

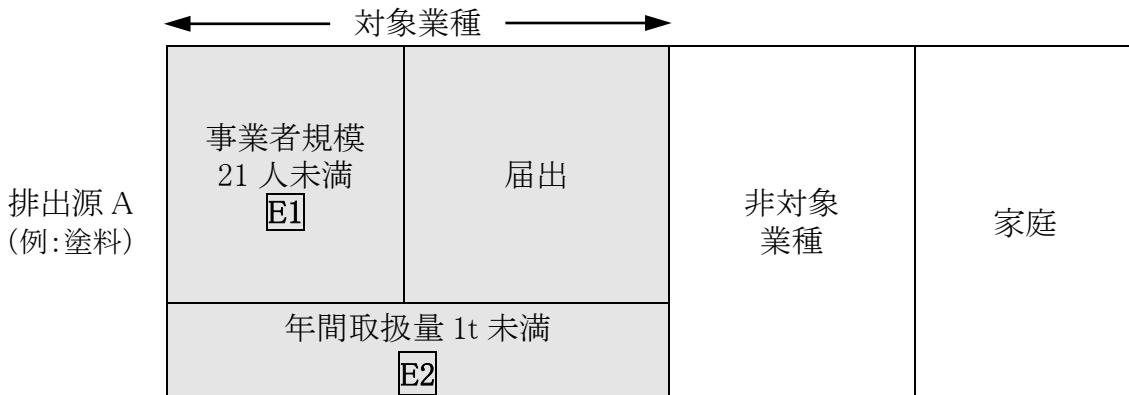
## 【参考1】

### 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量

PRTR の対象業種を営む事業者のうち、PRTR の届出要件(従業員規模等)を満たさない事業者(以下、「すそ切り以下事業者」という。)に係る届出外排出量(以下、「すそ切り以下排出量」という。)については、排出源ごとに推計された「総排出量」に基づき、以下の計算式によって推計される。

$$\begin{aligned} \text{すそ切り以下排出量 (kg/年)} \\ = \text{総排出量 (kg/年)} \times \text{すそ切り以下の割合 (\%)} \end{aligned}$$

この計算式にある「総排出量」とは、塗料や接着剤といった排出源に係る対象業種からのすべての事業者(届出事業者とすそ切り以下事業者)による排出量のことである。この推計対象となる総排出量等のイメージを図1に示す。



注1: 図中の網掛けの部分が推計対象となる「総排出量」に該当する。

注2: 図中の「E1」と「E2」を合計したものが「すそ切り以下排出量」に該当する。

図1 推計対象となる「総排出量」等のイメージ

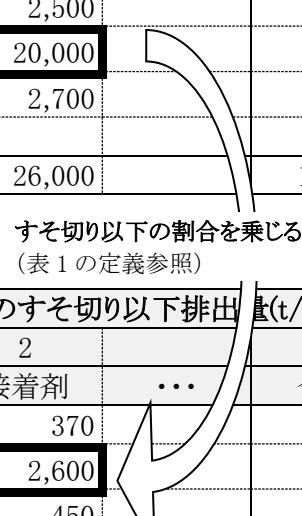
すそ切り以下排出量を推計するための主なパラメータとその定義は表1に示すとおりである。パラメータのうち、「すそ切り以下の割合」については、「21人未満の割合」と「1トン未満の割合」に分けられ、それぞれ独立した値として設定される。

表1 すそ切り以下排出量を推計するための主なパラメータとその定義

パラメータ	設定する区分			定義
	排出源別	業種別	物質別	
総排出量	○	○	○	「塗料」等の排出源ごとの全国における排出量のうち、対象業種全体の(届出事業者とすそ切り以下事業者の両方を含む)排出量(kg/年)
すそ切り以下の割合 (①21人未満の割合)		○		業種別の総排出量のうち、事業者規模21人未満の事業者による排出量の割合(%)
すそ切り以下の割合 (②1トン未満の割合)		○	○	業種別・物質別の総排出量のうち、年間取扱量1トン未満の物質に係る排出量の割合(%) ※特定第一種指定化学物質は0.5トン(以下同様)

この「すそ切り以下排出量」の推計方法は、まず全国での総排出量について「I 排出源別の総排出量の推計」にて示し、次に「II すそ切り以下の排出量の推計」としてすそ切り以下排出量の推計方法を示す。

総排出量とすそ切り以下排出量の関係のイメージを図2に示す。



物質番号 <sup>注</sup>	対象化学物質名	排出源別の総排出量(t/年)			
		1	2	…	合計
		塗料	接着剤	…	
186	塩化メチレン		2,500		14,300
300	トルエン	18,000	20,000		55,000
392	ノルマルヘキサン		2,700		8,000
	…				
合 計		79,000	26,000		150,000

すそ切り以下の割合を乗じる  
(表1の定義参照)

物質番号	対象化学物質名	排出源別のすそ切り以下排出量(t/年)			
		1	2	…	合計
		塗料	接着剤	…	
186	塩化メチレン		370		2,000
300	トルエン	4,400	2,600		9,400
392	ノルマルヘキサン		450		2,200
	…				
合 計		15,000	3,500		26,000

図2 「総排出量」と「すそ切り以下排出量」の関係(排出源別のイメージ)

注:以降、「物質番号」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第一に規定された物質ごとの番号を指す。

全国の総排出量は、排出量推計に利用可能なデータの種類に応じて「全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計」、「アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計」、「アンケート調査に基づく追加排出源からの総排出量の推計」の三つに分けて推計方法を示す。

「全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計」の結果を出発点にアンケート調査の結果を利用することで、物質、排出源のそれぞれについて推計対象範囲を追加した(図 3)。

The diagram shows a table titled "排出源別の総排出量(t/年)" (Total annual emissions by source). The columns represent different sources: 塗料 (Paint), 接着剤 (Adhesive), 印刷インキ (Printing ink), 工業用洗浄剤 (Industrial cleaning agent), 洗浄用シンナー (Cleaning solvent), and プラスチック原料・添加剤 (Plastic raw materials and additives). The rows list various substances with their corresponding emission values.

対象化学物質	排出源別の総排出量(t/年)					
	塗料	接着剤	印刷インキ	工業用洗浄剤	洗浄用シンナー	プラスチック原料・添加剤
53 エチルベンゼン	23,000	2,900	81		2,800	
80 キシレン	33,000	2,300	150	970	3,600	
300 トルエン	18,000	20,000	3,800	310	9,000	
296 1,2,4-トリメチルベンゼン	6,000				3,900	
354 フタル酸ジノルマル-ブチル	0.4	280				
355 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	0.5	0.8				32

Annotations in the diagram:

- ① 物質の追加**: Points to the first two rows of the table.
- ② 排出源の追加**: Points to the third row of the table.
- アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計**: Points to the last three rows of the table.
- アンケート調査に基づく追加排出源からの総排出量の推計**: Points to the last three rows of the table.

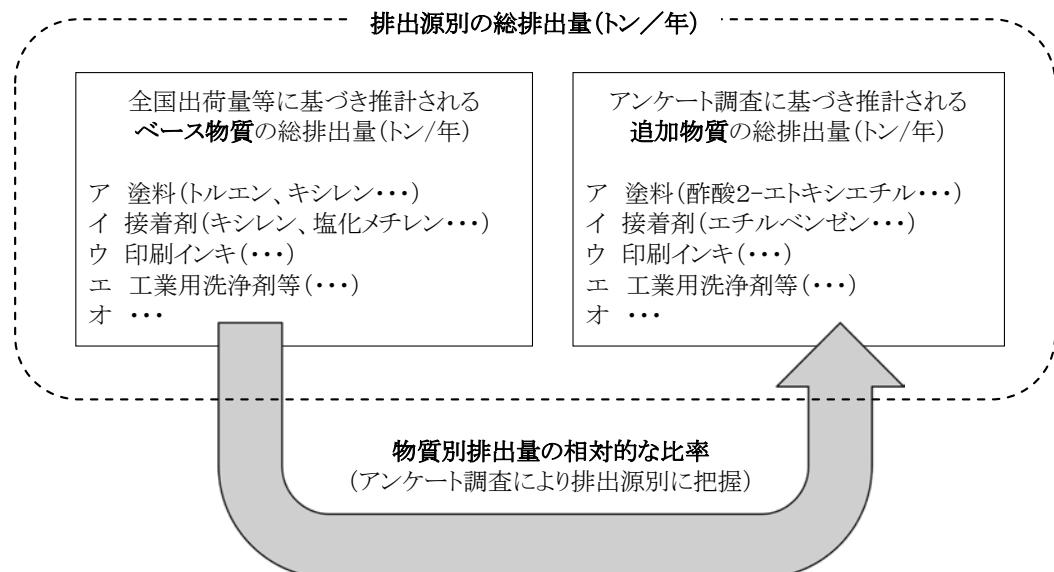
注1:網掛けの箇所は「アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計」での推計箇所

注2:「ベース物質」等の意味は以降の段落において示す。

図3 「総排出量」の3つの推計方法のイメージ

## <物質の追加:アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計>

「追加物質」の総排出量は、「ベース物質」の総排出量の推計結果と、アンケート調査で得られる物質別排出量の相対的な比率を組み合わせることで推計した。



注1:図中に示す「ベース物質」等の意味は以降の段落にて示す。

注2:図中の「物質別排出量の相対的な比率」は排出源別に設定される。

図 4 「アンケート調査に基づく追加物質の総排出量」の推計のイメージ

なお、「ベース物質」及び「追加物質」は排出源ごとに設定されるものであるため、例えばトルエンは「塗料」の推計ではベース物質に該当しているが、「工業用洗浄剤等」の推計では追加物質として取り扱われる(表 2)。

表 2 排出源と推計対象物質(ベース物質／追加物質)との対応関係  
(一部抜粋)

物質番号	対象化学物質名	推計対象物質の区分 (●:ベース物質/○:追加物質)					
		1	2	4	5	7	
		塗料	接着剤	印刷インキ	工業用洗浄剤等	ゴム溶剤等	…
186	塩化メチレン			●		●	
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	○	○	○	○		
300	トルエン	●	●	●	○	●	
354	フタル酸ジノルマルーブチル	○	○			○	
392	ノルマル-ヘキサン	○	●	●	○	○	
411	ホルムアルデヒド	○	○				
	…						

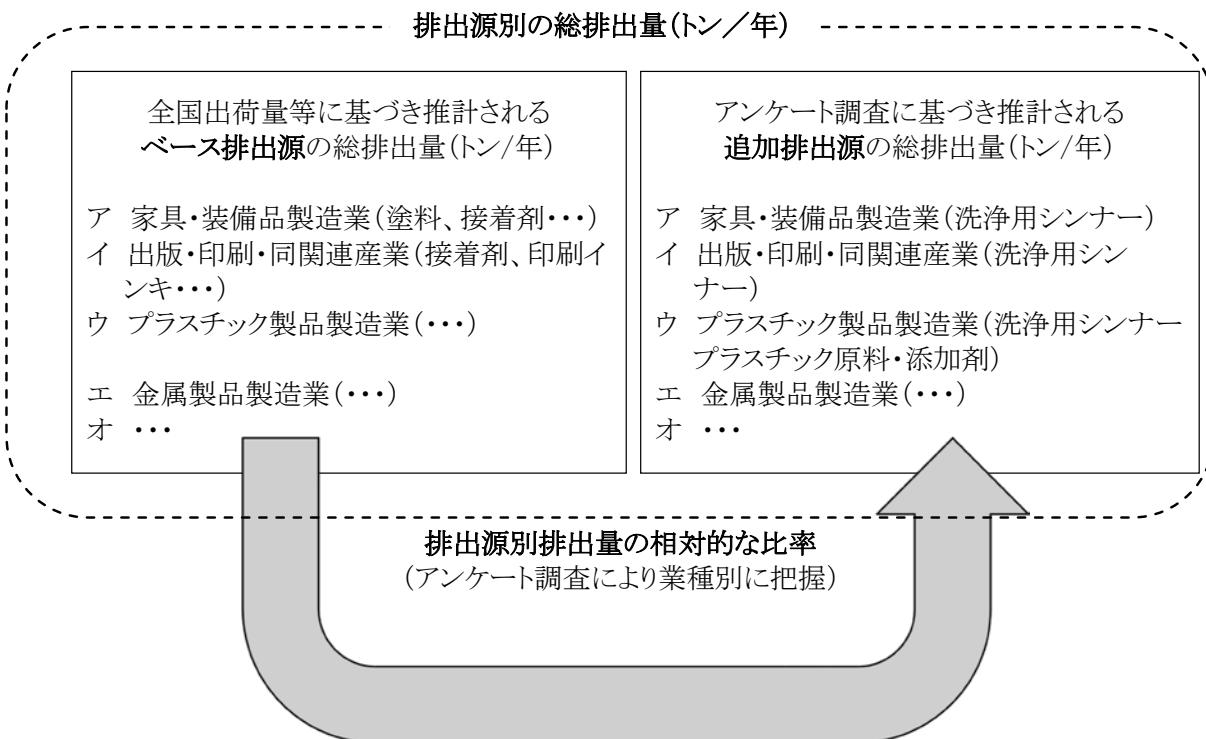
注:「推計対象物質の区分」の欄に示す記号の意味は次のとおり。

●:全国出荷量等に基づき推計される「ベース物質」

○:アンケート調査に基づき推計される「追加物質」

<排出源の追加:アンケート調査に基づく追加排出源からの総排出量の推計>

「追加排出源」の総排出量は、「ベース排出源」の総排出量の推計結果と、アンケート調査で得られる排出源別排出量の相対的な比率を組み合わせることで推計した。



注1:図中に示す「ベース排出源」等の意味は以降の段落にて示す。

注2:図中の「排出源別排出量の相対的な比率」は業種別に設定される。

図5 「アンケート調査に基づく追加排出源の総排出量」の推計のイメージ

## I 排出源別の総排出量の推計

### 1. 全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計

#### (1) 推計対象とする排出源

平成 29 年度のすそ切り以下事業者からの排出量の推計においては、全国出荷量等が得られる塗料、接着剤等の 14 種類の排出源を推計対象とした(以下、「ベース排出源」という。)(表 3)。

これらの排出源においては、対象化学物質を含む薬剤の使用段階(塗料の場合なら塗装段階)等において使用量の一定割合が環境中へ排出される。

表 3 推計対象とする排出源とその概要

排出源		概要
1	塗料	工業製品の塗装で使用される塗料に含まれる溶剤と、その使用段階で加える希釈溶剤(シンナー)
2	接着剤	工業製品の接着に使用される接着剤に含まれる溶剤
3	粘着剤等	粘着テープ等の製造(剥離紙の製造も含む)に使用される溶剤
4	印刷インキ	工業製品の印刷に使用される印刷インキに含まれる溶剤と、その使用段階で加える希釈溶剤(シンナー)
5	工業用洗浄剤等	洗浄槽で使用される工業用洗浄剤や、ドライクリーニングで使用されるクリーニング溶剤、洗浄剤を中心とする界面活性剤
6	燃料 (蒸発ガス)	ガソリンスタンドにおける燃料(ガソリン、灯油等)の蒸発ガスの漏れによる受入口スと給油ロス
7	ゴム溶剤等	ゴム製品の製造段階でゴムの貼り合わせに使用される溶剤等
8	化学品原料等	化学工業における製造品原料や反応溶剤等として使用されるもの、及びその製造品そのもの
9	剥離剤 (リムーバー)	塗り替え等のために塗膜等の樹脂を溶解して剥離(はくり)するために使用される薬剤
10	滅菌・殺菌・消毒剤	対象物から微生物を除去するために使用される薬剤
11	表面処理剤	金属等の表面を酸洗浄するために使用される薬剤
12	試薬	成分分析等に使用される薬剤
13	繊維用薬剤	繊維製品の着色に使用される染料・助剤、帯電防止剤等の繊維処理剤
14	プラスチック発泡剤	ポリウレタンフォームの製造時に発泡剤として使用される薬剤

#### (2) 推計を行う対象化学物質

表 3 の排出源に関係し、環境中へ排出される可能性のある 52 種類の対象化学物質(以下、「ベース物質」という。)について推計を行った。排出源別ベース物質の例を表 4 に示す。

表4 全国出荷量等に基づく総排出量の推計対象物質(ベース物質)の例

物質番号	対象化学物質名	排出源ごとの推計対象物質(ベース物質)					
		1	2	3	4	5	
		塗料	接着剤	粘着剤等	印刷インキ	工業用洗浄剤等	…
80	キシレン	●	●	●	●		
186	塩化メチレン		●			●	
300	トルエン	●	●	●	●		
392	ノルマル-ヘキサン		●	●	●		
	…						

## (3) 推計方法

全国出荷量等に基づく総排出量の推計(以下、「ベース推計」という。)は、それぞれの排出源に関する業界団体等からの提供データを活用することを基本とした。利用可能なデータの種類は排出源ごとに異なるが、それぞれに関係する主なデータ種類を表5に示す。

表5 総排出量の推計に利用可能な主なデータ種類(その1)

排出源	関係する業界団体等	主なデータ種類
1 塗料	一般社団法人日本塗料工業会	・塗料品種別・業種別の全国販売量(t/年) ・塗料品種別・業種別の標準組成 (%) ・塗料品種別・業種別のシンナー希釈率(%)
2 接着剤	・日本接着剤工業会 ・クロロカーボン衛生協会 ・日本ポリエチレンラミネート製品工業会	各需要分野に係る対象化学物質の使用量・排出量(t/年)
3 粘着剤等	・日本粘着テープ工業会 ・日本ポリエチレンラミネート製品工業会 ・日本製紙連合会 日本粘着テープ工業会	各需要分野に係る対象化学物質の使用量・排出量(t/年) ・粘着テープに係る製品種類別出荷量(m <sup>2</sup> /年)
4 印刷インキ	印刷インキ工業会 一般社団法人日本印刷産業連合会	印刷インキ及び希釈溶剤による溶剤種類別の全国使用量(t/年) 印刷種類別の全国VOC使用量及び排出量(t/年)
5 工業用洗浄剤等	クロロカーボン衛生協会 日本界面活性剤工業会	塩素系炭化水素類の全国販売量と用途別の推計消費量(t/年) 界面活性剤種類別・需要分野別の全国販売量(t/年)

表 5 総排出量の推計に利用可能な主なデータ種類(その2)

排出源	関係する業界団体等	主なデータ種類
6 燃料 (蒸発ガス)	石油連盟	・ガソリンスタンドにおける燃料種類別・対象化学物質別の排出係数(kg/kl) ・燃料種別・都道府県別販売数量(kl/年) ・燃料種別・取扱方法別の蒸気回収効率(%)
7 ゴム溶剤等	一般社団法人日本ゴム工業会	ゴム製品の製造段階でのゴム製品種類別・対象化学物質別の総排出量(t/年)
8 化学品原料等	一般社団法人日本化学工業協会	化学物質の製造段階での対象化学物質別の排出量(t/年)
9 剥離剤 (リムーバー)	クロロカーボン衛生協会	剥離剤としての全国出荷量(t/年)
10 滅菌・殺菌・消毒剤	一般社団法人日本産業・医療ガス協会	滅菌ガスの全国出荷量(t/年)
11 表面処理剤	日本無機薬品協会	表面処理剤としての全国出荷量(t/年)
12 試薬	クロロカーボン衛生協会	試薬としての国内需要量(t/年)
13 繊維用薬剤	一般社団法人日本染色協会	染色整理業における全国排出量(t/年)
14 プラスチック発泡剤	クロロカーボン衛生協会	プラスチック発泡剤としての国内需要量(t/年)

以上のようなデータを使い、全国出荷量等に基づく総排出量は、主として以下の計算式によつて推計される。

$$\begin{aligned} &\text{ベース物質の総排出量(kg/年)} \\ &= \text{製品としての全国出荷量等(t/年)} \times \text{ベース物質の平均含有率(\%)} \\ &\quad \times \text{ベース物質の平均排出率(\%)} \end{aligned}$$

※全国出荷量等は対象業種に係る数量のみ

## 2. アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計

### (1) 推計対象とする排出源

アンケート調査に基づく総排出量の推計のうち、前記 1.に示したベース推計(ベース物質)の推計結果に基づき推計対象物質を追加する推計方法を、以下、「追加物質推計」という(図 3 の①に該当)。追加物質推計の対象とする排出源は、ベース推計の対象である 14 種類の排出源のうち、アンケート調査<sup>注</sup>(平成 22 年度～平成 28 年度実績)によって十分な数のデータが得られた「塗料」等の 10 種類の排出源とする(表 6)。

注:「アンケート調査」とは、PRTR 対象業種の事業者に対して実施した、「PRTR の対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査」(平成 29 年度すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査(H30.3)等の一環として実施)を示す。

表 6 ベース推計の排出源と追加物質推計による推計対象範囲

ベース推計の対象である排出源	追加物質推計の対象	アンケート調査(平成 22 年度～平成 28 年度実績) <sup>注</sup> での対応する用途等
1 塗料	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塗料</li> <li>・ 希釀用溶剤</li> </ul> <p>※希釀用溶剤はパルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業を除く。</p>
2 接着剤	○	接着剤
3 粘着剤等		粘着剤
4 印刷インキ	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印刷インキ</li> <li>・ 希釀用溶剤</li> </ul> <p>※希釀用溶剤はパルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業に限る。</p>
5 工業用洗浄剤等	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業用洗浄剤(主に洗浄槽で使用)</li> <li>・ クリーニング薬剤(クリーニング溶剤・界面活性剤等)</li> </ul>
6 燃料(蒸発ガス)		<p>※平成 24 年度排出量推計では「燃料(ガソリン・灯油・A 重油等)」の用途に対応させて追加推計を行ったが、アンケートデータを精査した結果、蒸発による排出ではない回答が多数含まれていることが明らかとなつたため、平成 25 年度排出量推計以降では追加推計の対象から除外した。</p>
7 ゴム溶剤等	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の溶剤(ゴム溶剤等)</li> <li>・ ゴム添加剤(加硫促進剤・可塑剤等)</li> </ul> <p>※ゴム製品製造業のデータに限る。</p>
8 化学品原料等	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PRTR 対象化学物質自体の製造</li> <li>・ 化学品の合成原料</li> <li>・ 反応溶剤・抽出溶剤</li> <li>・ 化学品の配合原料</li> <li>・ PRTR 対象化学物質を含む化学品の小分け</li> <li>・ 反応による副生成物</li> <li>・ 触媒</li> <li>・ その他(化学工業等に特有の用途等)</li> </ul> <p>※化学工業のデータに限る。</p>
9 剥離剤(リムーバー)	○	剥離剤
10 減菌・殺菌・消毒剤	○	減菌・殺菌・消毒・防腐・防かび剤
11 表面処理剤		-
12 試薬	○	試薬
13 繊維用薬剤	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繊維処理剤</li> <li>・ 染色薬剤(染料・染色助剤等)</li> </ul> <p>※いずれも繊維工業のデータに限る。</p>
14 プラスチック発泡剤		-

注:PRTR の対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査(「平成 29 年度すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査(H30.3)」等の一環として実施)

## (2) 推計を行う対象化学物質

追加物質推計の対象となる化学物質(以下、「追加物質」という。)は、アンケート調査(平成 22 年度～平成 28 年度実績)によって十分な数のデータが得られた「塗料」の1,2,4-トリメチルベンゼン(物質番号:296)、「接着剤」のエチルベンゼン(物質番号:53)等の 118 物質(延べ 226 物質)とした(排出源ごとの内訳は表 7)。

また、排出源ごとのベース物質、追加物質の例を表 8 に示す。

表 7 追加物質推計等の対象となる排出源ごとの物質数

排出源		推計対象となる物質数		
		ベース推計	追加物質 推計	合計
1	塗料 (うち、希釈溶剤)	3 (3)	43 (9)	46 (12)
2	接着剤	4	16	20
4	印刷インキ	5	9	14
5	工業用洗浄剤等	11	12	23
7	ゴム溶剤等	2	14	16
8	化学品原料等	47	18	65
9	剥離剤(リムーバー)	1	3	4
10	滅菌・殺菌・消毒剤	1	4	5
12	試薬	1	93	94
13	繊維用薬剤	5	14	19
合 計(延べ物質数)		80	226	306

注1:追加物質推計の対象とならない排出源(例:粘着剤等)は本表では省略した。

注2:同じ物質が複数の排出源で推計対象となる場合があるため、縦方向の合計には物質の重複がある。

表 8 排出源ごとのベース物質及び追加物質の例(再掲)

物質番号	対象化学物質名	推計対象物質の区分 (●:ベース物質/○:追加物質)					
		1	2	4	5	7	
		塗料	接着剤	印刷 インキ	工業用 洗浄剤等	ゴム溶剤等	…
186	塩化メチレン		●		●		
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	○	○	○	○		
300	トルエン	●	●	●	○	●	
354	フタル酸ジノルマル-ブチル	○	○			○	
392	ノルマル-ヘキサン	○	●	●	○	○	
411	ホルムアルデヒド	○	○				
	…						

追加物質に該当する 118 物質のうち 46 物質は既に別の排出源でのベース物質と重複していることから、追加物質に限り該当する物質は 72 物質である。

### (3) 推計方法

追加物質の総排出量は、アンケート調査(平成 22 年度～平成 28 年度実績)を集計して得られるベース物質と追加物質の排出量の相対的な比率(以下、「対ベース物質比率」という。)に基づき推計した。これは排出源ごとに設定するものである。

「塗料」を例として、アンケート調査(平成 22 年度～平成 28 年度実績)の排出量等の集計結果を表 9 に示す。

表 9 アンケート調査で報告された取扱量等の集計結果の例  
(塗料における一部の物質のデータ)

物質番号	対象化学物質名	回答事業所数	年間取扱量(kg/年)	年間排出量(kg/年)
53	エチルベンゼン	1,201	2,675,142	1,627,710
80	キシレン	1,492	5,338,027	3,282,183
300	トルエン	1,176	6,542,217	2,813,839
(ベース物質の合計)		-	14,555,387	7,723,732
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	377	186,674	104,594
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	368	561,356	320,963
240	スチレン	179	712,687	107,112

注1:本表に示すアンケート調査のデータは、「PRTR の対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査」(平成 29 年度そ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査(H30.3)等の一環として実施)に基づく。

注2:ベース推計で既に推計対象となっている物質を網掛けで示す。

アンケート調査において、ベース物質以外で十分な回答数があった物質を追加物質とし、排出源ごとにそれぞれの追加物質ごとの「対ベース物質比率」を以下の式で設定した。

$$\text{対ベース物質比率}(\%) = \text{追加物質の排出量(kg/年)} / \text{ベース物質の排出量合計(kg/年)}$$

(塗料における1,3,5-トリメチルベンゼンの例)

$$1,3,5-トリメチルベンゼンの対ベース物質比率(\%) = 104,594(\text{kg/年}) / 7,723,732(\text{kg/年}) = 1.4\%$$

追加物質ごとの総排出量は以下の式で推計される。

$$\text{追加物質の総排出量(kg/年)} = \text{ベース物質の総排出量の合計(kg/年)} \times \text{対ベース物質比率}(\%)$$

塗料の木材・木製品製造業における1,3,5-トリメチルベンゼンの計算例を以下に示す。表 10 は塗料の木材・木製品製造業等におけるベース物質の総排出量である。

表 10 ベース物質の総排出量の例(塗料における一部の業種のデータ)

業種コード	業種名	ベース物質の総排出量(kg/年) (平成 29 年度)			
		(参考) 物質別の内訳			合計
		53	80	300	
1600	木材・木製品製造業	2,481	41,257	30,867	74,604
1700	家具・装備品製造業	299,399	774,267	303,236	1,376,902
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	78,069	117,140	86,882	282,091
2200	プラスチック製品製造業	141,114	211,736	157,044	509,894
2500	窯業・土石製品製造業	47,723	123,316	85,657	256,696
	...	...	...	...	...
合 計		13,798,884	26,612,003	10,375,014	50,785,900

追加物質である1,3,5-トリメチルベンゼンはベース物質の総排出量の合計を用いて以下のように推計される。

(塗料の木材・木製品製造業における1,3,5-トリメチルベンゼンの例)

1,3,5-トリメチルベンゼンの総排出量(kg/年)

=74,604(kg/年) × 1.4% =1,010(kg/年)

上記に示した方法により推計した追加物質の総排出量の例を表 11 に示す。

表 11 追加物質の総排出量(平成 29 年度)の推計結果の例

物質番号	対象化学物質名	総排出量(t/年)					
		1	2	4	5	7	
		塗料	接着剤	印刷インキ	工業用洗浄剤等	ゴム溶剤等	...
80	キシレン	34,820	2,049	129	455	282	
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	3,242	90	2.7	542		
300	トルエン	18,006	10,405	2,449	564	2,742	
354	フタル酸ジ-ノルマルーブチル	0.06	0.6			0.3	
392	ノルマル-ヘキサン	620	1,782	6.2	22	38	
411	ホルムアルデヒド	78	251				
	...						

注: 網掛けの箇所はベース推計による推計結果を示す。

### 3. アンケート調査に基づく追加排出源からの総排出量の推計

#### (1) 推計対象とする排出源

アンケート調査に基づく総排出量の推計のうち、前記1.に示したベース推計及び前記2.に示した追加物質推計の結果に基づき、ベース排出源に対して新たな排出源を追加する推計方法を、以下、「追加排出源推計」という(図3の②に該当)。追加排出源推計で追加する排出源は、アンケート調査<sup>注</sup>(平成22年度～平成28年度実績)によって十分な数のデータが得られたもののうち、環境中への排出量がある程度見込まれる「洗浄用シンナー」及び「プラスチック原料・添加剤」の2種類とした(以下、「追加排出源」という。)。

注:「アンケート調査」とは、PRTR 対象業種の事業者に対して実施した、「PRTR の対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査」(平成29年度すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査(H30.3)等の一環として実施)を示す。

#### (2) 推計を行う対象化学物質

追加排出源推計によって総排出量を推計する対象化学物質は、アンケート調査(経済産業省、平成22年度～平成28年度実績)によって十分な数のデータが得られた「洗浄用シンナー」のトルエン(物質番号:300)等14物質、「プラスチック原料添加剤」のフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(物質番号:355)等6物質の合計20物質とした(表12)。

表12 追加排出源の推計の対象となるPRTR 対象化学物質

物質番号	対象化学物質名	追加排出源	
		洗浄用シンナー	プラスチック原料・添加剤
20	2-アミノエタノール	○	
31	アンチモン及びその化合物		○
53	エチルベンゼン	○	
80	キシレン	○	
83	クメン	○	
186	塩化メチレン	○	
232	N,N-ジメチルホルムアミド	○	
240	スチレン		○
281	トリクロロエチレン	○	
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	○	
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	○	
300	トルエン	○	
302	ナフタレン	○	
349	フェノール		○
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		○
384	1-ブロモプロパン	○	
392	ノルマル-ヘキサン	○	
400	ベンゼン	○	
411	ホルムアルデヒド		○
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート		○

### (3) 推計方法

追加排出源からの総排出量は、アンケート調査(平成 22 年度～平成 28 年度実績)を集計して得られるベース排出源と追加排出源の排出量の相対的な比率(以下、「対ベース排出源比率」という。)に基づき推計した。この比率は、業種ごとに設定する。

輸送用機械器具製造業を例として、アンケート調査(平成 22 年度～平成 28 年度実績)の排出量の集計結果を表 13 に示す。

表 13 アンケート調査で報告された排出量の集計結果の例  
(輸送用機械器具製造業のデータ)

排出源	回答事業所数	年間取扱量(kg/年)	年間排出量(kg/年)
塗料	193	6,355,974	4,183,374
接着剤	75	229,086	56,703
工業用洗浄剤等	59	234,060	144,378
剥離剤	11	1,598	603
(ベース排出源の合計)	-	6,820,718	4,385,058
洗浄用シンナー	65	1,281,064	742,689

注1:本表に示すアンケート調査のデータは、「PRTR の対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査」(平成 29 年度すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査(H30.3)等の一環として実施)に基づく。

注2:塗料には希釈用溶剤も含む。

アンケート調査において、ベース排出源以外で十分な回答数があった排出源を追加排出源とし、業種ごとにそれぞれの追加排出源ごとの「対ベース排出源比率」を以下の式で設定した。

$$\text{対ベース排出源比率}(\%) = \text{追加排出源の排出量(kg/年)} / \text{ベース排出源の排出量合計(kg/年)}$$

(洗浄用シンナーにおける輸送用機械器具製造業の例)

$$\text{輸送用機械器具製造業の対ベース排出源比率}(\%) = 742,689 \text{ (kg/年)} / 4,385,058 \text{ (kg/年)} = 16.9\%$$

また、業種ごとの総排出量は以下の式で推計される。この段階では物質別の数値ではなく対象化学物質の合計値として算出した。

$$\text{追加排出源の総排出量(t/年)} = \text{ベース排出源の総排出量の合計(t/年)} \times \text{対ベース排出源比率}(\%)$$

業種別のベース排出源の総排出量の例を表 14 に示す。業種ごとにベース排出源は異なることから、その種類も併せて示す。

表 14 ベース排出源の総排出量の例(一部業種の集計値)

業種コード	業種名	ベース排出源の総排出量(t/年)	ベース排出源
1700	家具・装備品製造業	3,839	塗料、接着剤、剥離剤
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	4,609	塗料、接着剤、粘着剤等、印刷インキ、工業用洗浄剤等、剥離剤、滅菌・殺菌・消毒剤、試薬
1900	出版・印刷・同関連産業	2,514	接着剤、印刷インキ、滅菌・殺菌・消毒剤
2800	金属製品製造業	23,403	塗料、接着剤、印刷インキ、工業用洗浄剤等、剥離剤、滅菌・殺菌・消毒剤、試薬
3100	輸送用機械器具製造業	38,480	塗料、接着剤、工業用洗浄剤等、剥離剤
	...		

注:塗料、印刷インキには希釈溶剤を含む。

「洗浄用シンナー」の総排出量はベース排出源の総排出量の合計を用いて以下のように推計される。

(洗浄用シンナーにおける輸送用機械器具製造業の例)

輸送用機械器具製造業の総排出量(t/年)

$$=38,480(\text{t/年}) \times 16.9\% =6,517(\text{t/年})$$

ただし、この推計値は対象化学物質の合計値であり、物質別の内訳には業種ごとの差異はないものと仮定し、以下のような式で物質別の総排出量を推計した。

追加排出源の物質別総排出量(t/年)

$$=\text{追加排出源の総排出量(t/年)} \times \text{物質別構成比(%)}$$

洗浄用シンナーにおける物質別の構成を表 15 に示す。なお、物質別の構成比はアンケート調査(平成 22 年度～平成 28 年度実績)に基づき設定した。

表 15 物質別の構成比(洗浄用シンナーの例)

物質番号	物質名	回答事業所数	排出量(kg/年)	構成比
300	トルエン	693	747,049	44.1%
80	キシレン	453	279,542	16.5%
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	144	216,623	12.8%
53	エチルベンゼン	265	195,364	11.5%
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	139	78,598	4.6%
186	塩化メチレン	59	64,742	3.8%
392	ノルマル-ヘキサン	81	30,888	1.8%
384	1-ブロモプロパン	12	13,482	0.8%
83	クメン	31	2,941	0.2%
281	トリクロロエチレン	14	1,188	0.1%
232	N,N-ジメチルホルムアミド	11	704	0.04%
400	ベンゼン	22	673	0.04%
302	ナフタレン	18	654	0.04%
20	2-アミノエタノール	11	42	0.002%
上記以外の物質		81	60,771	3.6%
合計		2,034	1,693,262	100.0%

注:本表はアンケート調査(平成 22 年度～平成 28 年度実績)に基づく。

洗浄用シンナーにおける輸送用機械器具のトルエンの総排出量は、業種別の総排出量の結果を用いて以下のように推計される。

(洗浄用シンナーにおける輸送用機械器具製造業のトルエンの例)

輸送用機械器具製造業のトルエンの総排出量(t/年)

$$=6,517(\text{t}/\text{年}) \times 44.1\% = 2,875(\text{t}/\text{年})$$

以上は「洗浄用シンナー」の推計例であるが、「プラスチック原料・添加剤」についても同様の推計を行った。その追加排出源からの総排出量の推計結果を表 16 に示す。

表 16 追加排出源の総排出量(平成 29 年度)の推計結果

物質番号	対象化学物質名	総排出量(t/年)		
		洗浄用 シンナー	プラスチック 原料・添加剤	合計
20	2-アミノエタノール	0.4		0.4
31	アンチモン及びその化合物		2.8	2.8
53	エチルベンゼン	1,717		1,717
80	キシレン	2,457		2,457
83	クメン	26		26
186	塩化メチレン	569		569
240	スチレン		173	173
232	N,N-ジメチルホルムアミド	6.2		6.2
281	トリクロロエチレン	10		10
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1,904		1,904
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	691		691
300	トルエン	6,566		6,566
302	ナフタレン	5.8		5.8
349	フェノール		5.9	5.9
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		21	21
384	1-ブロモプロパン	118		118
392	ノルマル-ヘキサン	271		271
400	ベンゼン	5.9		5.9
411	ホルムアルデヒド		5.5	5.5
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート		1.4	1.4
合計		14,348	210	14,558

## II すそ切り以下の排出量の推計

排出源別に推計されるすそ切り以下事業者からの排出量は、以下に示す二つのパラメータを使用して以下の式で推計される。

$$\text{すそ切り以下排出量(kg/年)} = \text{総排出量(kg/年)} \times \text{すそ切り以下の割合(%)}$$

### 1. すそ切り以下の割合の推計

すそ切り以下の割合(=届出対象外の割合)は、表 17 に示す“p”と“q”という二つのパラメータに分けて設定した。

表 17 すそ切り以下の割合の推計に用いるパラメータ

パラメータ	意味	設定方法
p 21 人未満 の割合	事業者の常用雇用者数が 21 人に満たないため届出対 象にならない排出量の割合	経済センサス基礎調査(総務省)等の統計デー タなどに基づき、業種別に設定(排出源や対象 化学物質による差は考慮しない)
q 1t 未満 の割合	年間取扱量が 1t に満たない ため届出対象にならない排 出量の割合	事業者からの年間取扱量等の報告データに基 づき、業種グループ別・対象化学物質別に設 定(排出源による差は考慮しない)

以上によって設定された業種別の“p”的値を図 6 に示す。製造業では 10%前後の割合となっており、21 人未満の割合は総じて高くないが、非製造業では 21 人未満の割合が高い傾向が見られる。また、設定された業種グループ別・対象化学物質別の“q”的値の例を表 18 に示す。用途の違い等を反映して、“q”的値には大きな差が見られる。

前記の総排出量を“A”とすると、全国におけるすそ切り以下事業者に係る排出量は、以下の“E1”と“E2”的合計として推計される。

$$E1=A \times p \times (1-q)$$

$$E2=A \times q$$

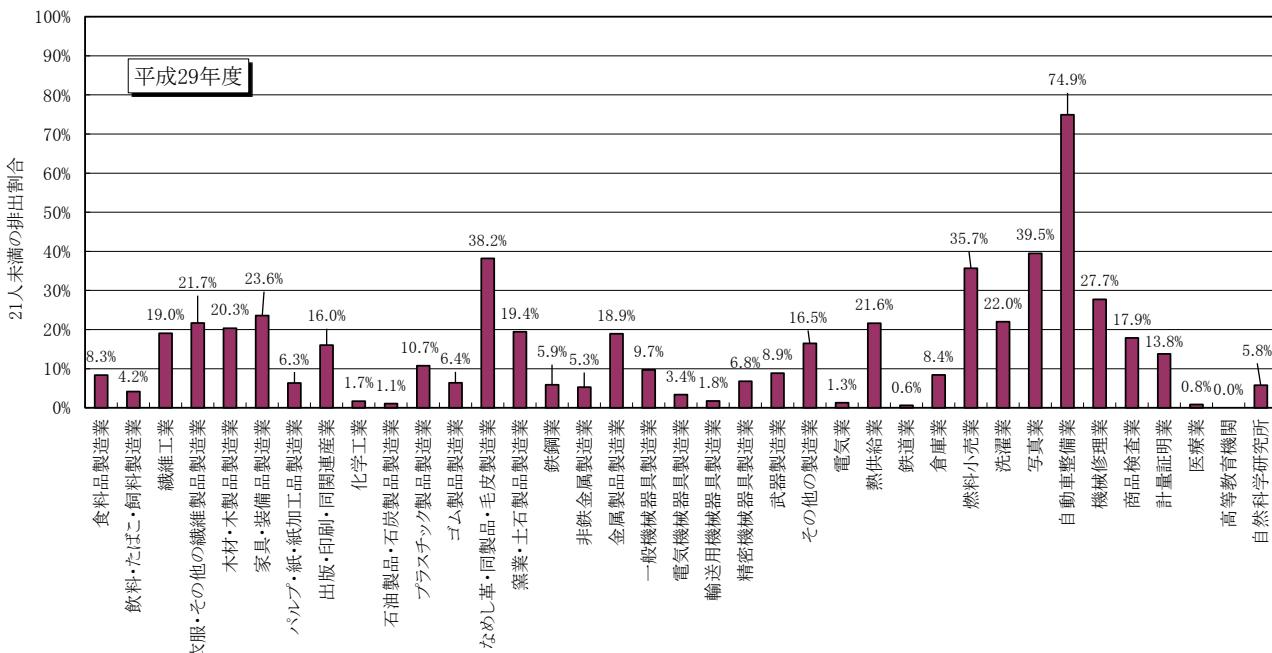


図 6 業種別の 21 人未満の割合の推計結果

表 18 業種グループ別・対象化学物質ごとの 1t 未満の割合の推計結果の例(平成 29 年度)

物質番号	対象化学物質名	年間取扱量 1t 未満における排出の割合			
		化学工業	金属・機械系 製造業	他の製造業	非製造業
1	亜鉛の水溶性化合物	1.9%	0.02%	25.6%	99.9%
2	アクリルアミド	0.3%	100.0%	7.2%	100.0%
4	アクリル酸及びその水溶性塩	1.2%	82.1%	14.8%	100.0%
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	29.4%	33.6%	0.7%	100.0%
7	アクリル酸ノルマルーブチル	0.6%	3.6%	1.9%	100.0%
8	アクリル酸メチル	0.1%	100.0%	0.4%	100.0%
11	アジ化ナトリウム	99.5%	100.0%	1.4%	100.0%
12	アセトアルデヒド	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%
13	アセトニトリル	7.4%	25.1%	98.3%	41.3%
18	アニリン	1.1%	100.0%	3.4%	100.0%
20	2-アミノエタノール	4.4%	5.1%	3.7%	100.0%

## 2. 推計結果

全国の「すそ切り以下事業者」に係る排出量を表 19 に示す。今回対象としたのは追加排出源も含めた 16 種類の排出源からの 124 種類の対象化学物質であり、すそ切り以下事業者からの排出量は約 31 千 t/年と推計された。排出源別では塗料が約 17 千 t/年と最大で、対象化学物質別ではトルエンが約 10 千 t/年と最大となった。

表 19 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 29 年度)(その1)

物質番号	対象化学物質名	すそ切り以下排出量(kg/年)													合計			
		塗料	接着剤	粘着剤等	印刷インキ	工業用洗浄剤等	燃料(蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原料等	(リムーバー)	熟離剤	消毒剤	滅菌・殺菌・	試薬	表面処理剤	繊維用漬剤	プラスチック発泡剤	洗浄用シンナー
1	亜鉛の水溶性化合物	655												24	363			1,042
2	アクリルアミド													25				79
4	アクリル酸及びその水溶性塩													1				1,536
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル																	11
7	アクリル酸ノルマルーブチル	118												719				838
8	アクリル酸メチル														2			2
11	アジ化ナトリウム														8			8
12	アセトアルデヒド														0			0
13	アセトニトリル													1,961			6,533	
18	アニリン														7			7
20	2-アミノエタノール														56	17		97
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		19												103,594				103,762
30														148				
31	アンチモン及びその化合物	0												278	59			1
37	ビスフェノールA													321				321
42	2-イミダゾリジンチオノン													27				27
44	インジウム及びその化合物														0			0
53	エチルベンゼン	3,729,767	178,649		15,405	9,511	25,957		4,143						31	3,823		387,891
56	エチレンオキシド								796					14,842				4,355,177
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	52,275							47						27	387		
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	2,064							901						35			3,000
59	エチレンジアミン														2			2
60	エチレンジアミン四酢酸								465						38			503
65	エピクロロヒドリン														2			2
68	酸化プロピレン														2			2
71	塩化第二鉄								0						35			35
73	1-オクタノール														8			8
75	カドミウム及びその化合物														2			2
80	キシレン	6,302,015	395,075	5,485	24,808	68,135	94,402	29,364	8,510	12,635	76			7,908	15,371		515,112	7,478,897
81	キノリン														0			0
82	銀及びその水溶性化合物		0								0				194			194
83	クエン	35,256									2,595				712			14,261
85	グルタルアルデヒド														89			801
86	クレゾール														0			0
87	クロム及び三価クロム化合物	9				0					17				0	179		205
88	六価クロム化合物	79													1	0		80

表 19 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 29 年度)(その2)

物質番号	対象化学物質名	すそ切り以下排出量(kg/年)												合計 プラスチック 原料・添加剤 洗浄用 シンナー	
		塗料	接着剤	粘着剤等	印刷インキ	工業用 洗浄剤等	燃料 (蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原料等	彫刻剤 (リムーバー)	滅菌・殺菌・ 消毒剤	表面処理剤	試薬		
125	クロロベンゼン								6,929			87		7,016	
127	クロロホルム								1,417			12,790		14,207	
132	コバルト及びその化合物	5		0					1,519			3	5	1,531	
133	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	74,967							4					74,971	
134	酢酸ビニル	7,465	3,309									3		10,777	
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)								2,832			0		2,832	
149	四塩化炭素											8		8	
150	1,4-ジオキサン								1,171			159		1,329	
155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド							27						27	
157	1,2-ジクロロエタン								2,493			6		2,499	
181	ジクロベンゼン											23		23	
186	塩化メチレン	289,733			849,704				27,494	147,191		8,985	93,282	104,757	1,521,146
207	2,6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール			27				4	194			0			225
213	N,N-ジメチルアセトアミド	466							9,674			327			10,467
216	N,N-ジメチルアニリン											0			0
218	ジメチルアミン								349			3			352
224	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド					942			106						1,048
232	N,N-ジメチルホルムアミド	833,430	380,772			901			9,736			464	43,716	1,464	1,270,483
234	臭素											2			2
235	臭素酸の水溶性塩											0			0
237	水銀及びその化合物											30			30
239	有機スズ化合物	43							15			0			58
240	スチレン	135,473	1,805						4,700			14		21,663	163,656
242	セレン及びその化合物											0			0
245	チオ尿素											0			0
258	ヘキサメチレンテトラミン											2			2
259	ジスルフィラム							153							153
262	テトラクロロエチレン					163,634			561			479			164,675
268	チウラム							60							60
272	銅水溶性塩(鉛塩を除く。)											20	28		47
273	ノルマルードデシルアルコール								13						13
275	ドデシル硫酸ナトリウム					12,731			472			62			13,264
277	トリエチルアミン	11,762							1,601			5			13,368
278	トリエチレンテトラミン	82	177						128						387
281	トリクロロエチレン					288,706			971					1,944	291,621
282	トリクロロ酢酸											38			38

表 19 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 29 年度)(その3)

物質番号	対象化学物質名	すそ切り以下排出量(kg/年)													合計				
		塗料	接着剤	粘着剤等	印刷インキ	工業用洗浄剤等	燃料(蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原料等	(リムーバー)	熟雕剤	消毒剤	滅菌・殺菌・	試薬	表面処理剤	繊維用漿剤	洗浄用シンナー	プラスチック原料・添加剤	
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	761,400	18,412		521	95,383	27,359		5,044				72	42,629		448,589		1,399,410	
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	331,890			474	30,576	9,387		174				2	17,980		191,667		582,150	
298	トリレンジイソシアネート	85	81						52									219	
300	トルエン	4,430,106	1,858,798	774,841	397,345	87,751	773,666	194,067	54,568				4,401	200,484		1,397,617		10,173,643	
302	ナフタレン	105,852				218			687				1				2,962		109,720
304	鉛	3											0					4	
305	鉛化合物	242							292				4					538	
306	二アクリル酸ヘキサメチレン				13													13	
308	ニッケル	0							0				0					0	
309	ニッケル化合物	6							3	34			32					75	
316	ニトロベンゼン												29					29	
317	ニトロメタン												5					5	
318	二硫化炭素												29					29	
321	バナジウム化合物	0											5					6	
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアン)-4'-メトキシアセトアニド													1,458				1,458	
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド						74											74	
332	砒素及びその無機化合物												0					0	
333	ヒドラシン								119				7					125	
336	ヒドロキノン	55							80				25					160	
342	ビリジン												38					38	
349	フェノール								8	501	1,064		515				872	2,960	
354	フタル酸ジノルマルーブチル	54	357						37	1			10					459	
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	3,038	75						285				4				2,728	6,130	
356	フタル酸ノルマルーブチル=ベンジル	26																26	
374	ふつ化水素及びその水溶性塩					777			3,017			63,870	142					67,806	
384	1-ブロモプロパン					262,560										30,339		292,899	
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド					616												616	
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	14																14	
392	ノルマルーヘキサン	227,066	418,363	157,389	1,055	5,814	1,427,909	3,088	60,591			29,314			82,445		2,413,035		
395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩								81				7	194				282	
399	ベンズアルデヒド												0					0	
400	ベンゼン	433				189	128,398		2,936			180				2,606		134,741	
403	ベンゾフェノン					0			6,774				0					0	
405	ほう素化合物	32										40	860					7,705	

表 19 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 29 年度)(その4)

物質番号	対象化学物質名	塗料	接着剤	接着剤等	印刷インキ	工業用洗浄剤等	燃料(蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原料等	表面処理剤 (リムーバー)	滅菌・殺菌・消毒剤	試薬	繊維用薬剤	プラスチック発泡剤	洗浄用シンナー	合計		
																プラスチック原料・添加剤		
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が1から15までのもの及びその混合物に限る。)	351				199,520			400			10					200,281	
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル					3,002			29			11					3,042	
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム					2,158											2,158	
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	0				130,531						15					130,547	
411	ホルムアルデヒド	18,347	58,732						3,057		947	3,259	7,428			1,005	92,776	
412	マンガン及びその化合物	11										14					24	
414	無水マレイン酸											1					1	
415	メタクリル酸	267	2,420						325			0					3,012	
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル								2								2	
420	メタクリル酸メチル	231	33,315									1					33,547	
423	メチルアミン											0					0	
438	メチルナフタレン								1,165								1,165	
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド		0														0	
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	10	775						232							205	1,223	
452	2-メルカプトベンゾチアゾール								36								36	
453	モリブデン及びその化合物	2			116							46					163	
455	モルホリン								554			15					568	
460	りん酸トリトリル	81							13								94	
461	りん酸トリフェニル											845					845	
ベース推計(小計)		14,461,888	2,961,970	937,716	440,088	1,755,137	2,487,079	223,431	234,322	147,191	14,842	63,870	8,985	320,180	93,282		24,149,979	
追加物質推計(小計)		2,603,608	678,935		1,381	562,359			4,093	1,613	27,264	1,754	67,792	16,519			3,965,318	
追加排出源(小計)															3,181,750	26,891	3,208,642	
合計		17,065,496	3,640,905	937,716	441,468	2,317,496	2,487,079	227,524	235,935	174,454	16,596	63,870	76,777	336,699	93,282	3,181,750	26,891	31,323,938

注1:網掛けは、排出源ごとにベース推計により推計された箇所である。

注2:「洗浄用シンナー」及び「プラスチック原料・添加剤」は追加排出源推計により推計された。

注3:「0kg/年」は0.5kg/年未満の数値を示す。

### III 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果

対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果を表 20 に示す。対象業種を営むすそ切り以下事業者の排出量は、約 31 千 t/年と推計された。

表 20 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果  
(平成 29 年度; 全国) (その1)

物質番号	対象化学物質名	対象業種	全国の届出外排出量(kg/年)			
			非対象業種	家庭	移動体	合計
1	亜鉛の水溶性化合物	1,042				1,042
2	アクリルアミド	79				79
4	アクリル酸及びその水溶性塩	1,536				1,536
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	11				11
7	アクリル酸ノルマルーブチル	838				838
8	アクリル酸メチル	2				2
11	アジ化ナトリウム	8				8
12	アセトアルデヒド	0				0
13	アセトニトリル	8,494				8,494
18	アニリン	7				7
20	2-アミノエタノール	15,080				15,080
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	103,762				103,762
31	アンチモン及びその化合物	1,686				1,686
37	ビスフェノール A	321				321
42	2-イミダゾリジンチオン	27				27
44	インジウム及びその化合物	0				0
53	エチルベンゼン	4,355,177				4,355,177
56	エチレンオキシド	15,637				15,637
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	52,748				52,748
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	3,000				3,000
59	エチレンジアミン	2				2
60	エチレンジアミン四酢酸	503				503
65	エピクロロヒドリン	2				2
68	酸化プロピレン	2				2
71	塩化第二鉄	35				35
73	1-オクタノール	8				8
75	カドミウム及びその化合物	2				2
80	キシレン	7,478,897				7,478,897
81	キノリン	0				0
82	銀及びその水溶性化合物	194				194
83	クメン	53,586				53,586
85	グルタルアルデヒド	801				801
86	クレゾール	0				0
87	クロム及び三価クロム化合物	205				205
88	六価クロム化合物	80				80
125	クロロベンゼン	7,016				7,016
127	クロロホルム	14,207				14,207
132	コバルト及びその化合物	1,531				1,531
133	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	74,971				74,971

注1:ゼロは 0.5kg/年未満であることを示す。

注2:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表 20 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果

(平成 29 年度;全国)(その 2)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	対象化学物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
134	酢酸ビニル	10,777				10,777
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	2,832				2,832
149	四塩化炭素	8				8
150	1,4-ジオキサン	1,329				1,329
155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	27				27
157	1,2-ジクロロエタン	2,499				2,499
181	ジクロロベンゼン	23				23
186	塩化メチレン	1,521,146				1,521,146
207	2,6-ジターシヤリ-ブチル-4-クレゾール	225				225
213	N,N-ジメチルアセトアミド	10,467				10,467
216	N,N-ジメチルアニリン	0				0
218	ジメチルアミン	352				352
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	1,048				1,048
232	N,N-ジメチルホルムアミド	1,270,483				1,270,483
234	臭素	2				2
235	臭素酸の水溶性塩	0				0
237	水銀及びその化合物	30				30
239	有機スズ化合物	58				58
240	スチレン	163,656				163,656
242	セレン及びその化合物	0				0
245	チオ尿素	0				0
258	ヘキサメチレンテトラミン	2				2
259	ジスルフィラム	153				153
262	テトラクロロエチレン	164,675				164,675
268	チウラム	60				60
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	47				47
273	ノルマルードデシルアルコール	13				13
275	ドデシル硫酸ナトリウム	13,264				13,264
277	トリエチルアミン	13,368				13,368
278	トリエチレンテトラミン	387				387
281	トリクロロエチレン	291,621				291,621
282	トリクロロ酢酸	38				38
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1,399,410				1,399,410
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	582,150				582,150
298	トリレンジイソシアネート	219				219
300	トルエン	10,173,643				10,173,643
302	ナフタレン	109,720				109,720
304	鉛	4				4
305	鉛化合物	538				538
306	二アクリル酸ヘキサメチレン	13				13
308	ニッケル	0				0
309	ニッケル化合物	75				75
316	ニトロベンゼン	29				29
317	ニトロメタン	5				5
318	二硫化炭素	29				29

注1:ゼロは0.5kg/年未満であることを示す。

注2:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表 20 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果

(平成 29 年度;全国) (その3)

物質番号	対象化学物質名	全国の届出外排出量(kg/年)				
		対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
321	バナジウム化合物	6				6
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	1,458				1,458
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	74				74
332	砒素及びその無機化合物	0				0
333	ヒドラジン	125				125
336	ヒドロキサン	160				160
342	ピリジン	38				38
349	フェノール	2,960				2,960
354	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	459				459
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	6,130				6,130
356	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル	26				26
374	ふつ化水素及びその水溶性塩	67,806				67,806
384	1-ブロモプロパン	292,899				292,899
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	616				616
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	14				14
392	ノルマル-ヘキサン	2,413,035				2,413,035
395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	282				282
399	ベンズアルデヒド	0				0
400	ベンゼン	134,741				134,741
403	ベンゾフェノン	0				0
405	ほう素化合物	7,705				7,705
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	200,281				200,281
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	3,042				3,042
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	2,158				2,158
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	130,547				130,547
411	ホルムアルデヒド	92,776				92,776
412	マンガン及びその化合物	24				24
414	無水マレイン酸	1				1
415	メタクリル酸	3,012				3,012
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2				2
420	メタクリル酸メチル	33,547				33,547
423	メチルアミン	0				0
438	メチルナフタレン	1,165				1,165
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	0				0
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1,223				1,223

注1:ゼロは 0.5kg/年未満であることを示す。

注2:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表 20 対象業種を営むそ切り以下事業者からの排出量推計結果

(平成 29 年度;全国) (その4)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	対象化学物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	36				36
453	モリブデン及びその化合物	163				163
455	モルホリン	568				568
460	りん酸トリトリル	94				94
461	りん酸トリフェニル	845				845
合計		1,323,938				31,323,938

注1:ゼロは 0.5kg/年未満であることを示す。

注2:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

## 【参考2】

### 農薬に係る排出量

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

農薬取締法の対象とされており、農耕地(田、畑、果樹園)や非農耕地(家庭、森林等)で使用されている「農薬」を対象とした。これらの大半はPRTRで事業者の届出対象とならず、届出外排出量となる(表1)。また、平成29年度には、その農薬年度(平成28年10月～平成29年9月)に出荷された農薬がすべて使用され、原則として使用量の全量が環境中に排出されるものと仮定した。

表1 農薬の適用対象と推計区分の対応

適用対象	推計区分	対応する業種等				家庭	
		対象業種	非対象業種				
			農業	林業	サービス業等		
水稻	田		○				
果樹	果樹園		○				
野菜・畑作	畑		○				
その他	家庭					○	
	ゴルフ場				○		
	森林			○			
	その他の非農耕地	○注1			○		

注1:「その他の非農耕地」として「対象業種」に該当するのは倉庫業等で使用されるくん蒸剤に限られる。

注2:上記注1に関連して、倉庫業から届出があった場合は、それを差し引いた残りを届出外排出量とみなす。

#### 2. 推計を行う対象化学物質

「農薬要覧2018」、「クミアイ農薬総覧2018」に有効成分※1又は補助剤※2として記載されている対象化学物質について推計を行った。表2に有効成分又は補助剤として対象化学物質を含む農薬種類数を、表3に農薬に含まれる有効成分と補助剤の具体例を示す。

※1 「有効成分」とは農薬が目的とする主たる作用を発揮する物質。今回推計した対象化学物質はフェニトロチオン(物質番号:251)等の129物質

※2 「補助剤」とは有効成分の作用を促進するための物質、例えば展着剤や溶剤等。今回推計した対象化学物質はキシレン(物質番号:80)等の26物質

表2 有効成分もしくは補助剤として対象化学物質を含む農薬種類数(平成29年度)

		有効成分			合計
		対象化学物質あり	なし		
補助剤	対象化学物質あり	130(129)	100(97)	230(227)	
	なし	744(752)	936(941)	1,680(1,693)	
	合 計	874(881)	1,036(1,038)	1,910(1,919)	

資料1:「農薬要覧2018」(一般社団法人日本植物防疫協会)

資料2:「クミアイ農薬総覧2018」(全国農業協同組合連合会:JA全農)

注1:平成29農薬年度(括弧内の数値は平成28農薬年度)に国内で出荷実績のあった農薬のみ

注2:表中の括弧内に示す数値は平成28年度の値

表3 農薬に含まれる有効成分・補助剤の例

農薬種類コード	農薬種類名	有効成分	補助剤
10809	BPMC・MEP 乳剤	フェニトロチオン(251) フェノブカルブ(428)	キシレン(80)
22303	チウラム・ベノミル水和剤	チウラム(268) ベノミル(360)	(該当なし)
33987	チアメトキサム・ピロキロン粒剤	(該当なし)	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。) (407)
44576	エスプロカルブ・ジメタメトリン・ピラゾスルフロンエチル・プレチラクロール粒剤	プレチラクロール(100)	(該当なし)

資料1:「農薬要覧 2018」(一般社団法人日本植物防疫協会)

資料2:「クミアイ農薬総覧 2018」(全国農業協同組合連合会:JA全農)

注1:有効成分及び補助剤の後の括弧内の数値は対象化学物質の物質番号を示す。

注2:以降、「農薬種類コード」は、農薬要覧において各農薬に付与されている番号を指す。

### 3. 推計方法

農薬に係る排出量の推計にあたっては、農薬要覧で得られる都道府県別・農薬種類別の出荷量等を使用した。推計の手順は図1に示すとおりである。推計対象年度の出荷量は全量が使用され、環境中へ排出されると仮定して、その使用量を農薬の適用対象(田、畑、家庭等)に配分し、農薬種類別に当該農薬に有効成分もしくは補助剤として含まれる対象化学物質の含有率を乗じて排出量を推計した。

適用対象別に割り振る際には、産業連関表の需要分野別の出荷額をベースに全国合計の出荷量の適用対象別構成比を設定し、作付面積等の配分指標を用いて各都道府県における出荷量の適用対象別構成比を算出して補正に用いた(図2、表4)。平成29年度排出量の推計にあたり、利用できる最新の産業連関表データが平成23年のため、各需要分野に関連する指標を用いて年次補正を行った。

また、農薬種類ごとの対象化学物質の含有率については、有効成分は農薬取締法の登録データである「農薬要覧 2018」に基づいて設定し、補助剤は農薬メーカーのSDSの内容をまとめた「クミアイ農薬総覧 2018」等に基づいて設定した。

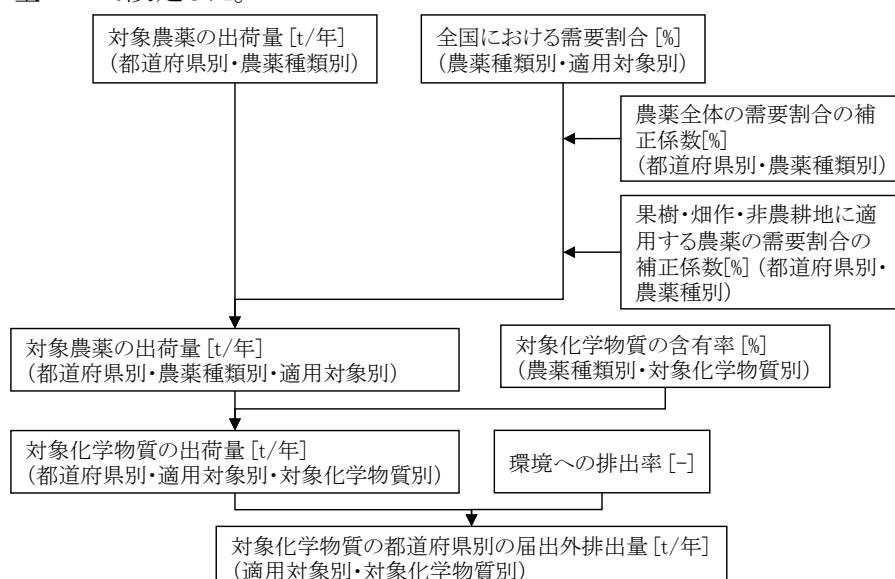


図1 農薬に係る排出量の推計フロー

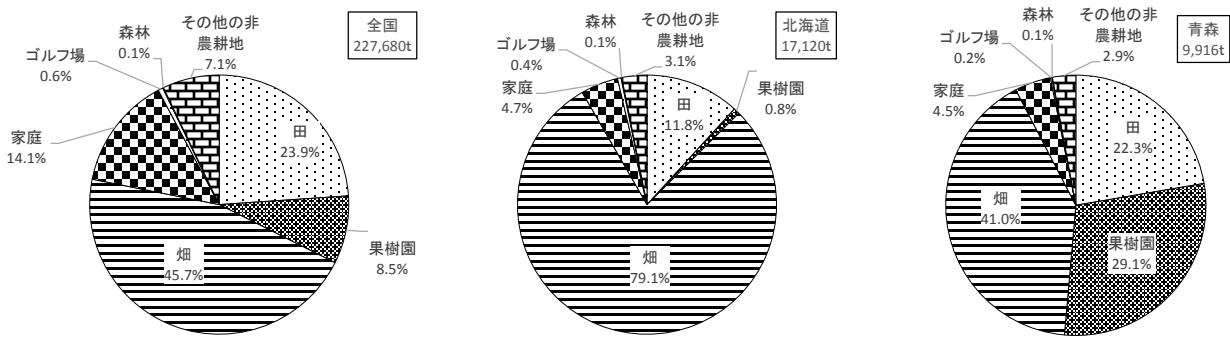


図 2 算出した農薬全体の需要分野別の出荷量構成比の例(平成 29 年度)

表 4 農薬種類別の適用対象別需要割合及びその地域補正の例(平成 29 年度)

農薬種類 コード	農薬種類名	全国				北海道				青森県			
		水稻	果樹	野菜 畑作	その 他	水稻	果樹	野菜 畑作	その 他	水稻	果樹	野菜 畑作	その 他
10005	除虫菊乳剤			100%				100%				100%	
10151	マラソン粉剤	100%				100%				100%			
10153	マラソン粉剤		5%	95%			0%	100%			1%	99%	
10154	マラソン乳剤	5%	20%	75%		1%	0%	99%		5%	3%	92%	
10166	ジメトエート粒剤			100%				100%				100%	
10193	PAP粉剤	70%		30%		47%		53%		58%		42%	
10197	PAP水和剤			100%			100%				100%		
10198	PAP乳剤	10%	60%	30%		12%		88%		20%		80%	

注1:「その他」には家庭、ゴルフ場、森林、その他の非農耕地が含まれる。

注2:全国の適用対象別需要割合を図2に示した全国及び都道府県の出荷量構成比等を用いて補正した。

注3:表中の空欄は0であり、「0%」は0.5%未満である。

#### 4. 推計結果

全国の対象化学物質別の排出量の例を図3に示す。また、都道府県別・需要分野別・対象化学物質別排出量の推計結果の例を図4、表5に示す。さらに、対象化学物質別排出量の推計結果を表6に示す。農薬に係る対象化学物質の排出量の合計は約32千tと推計された。

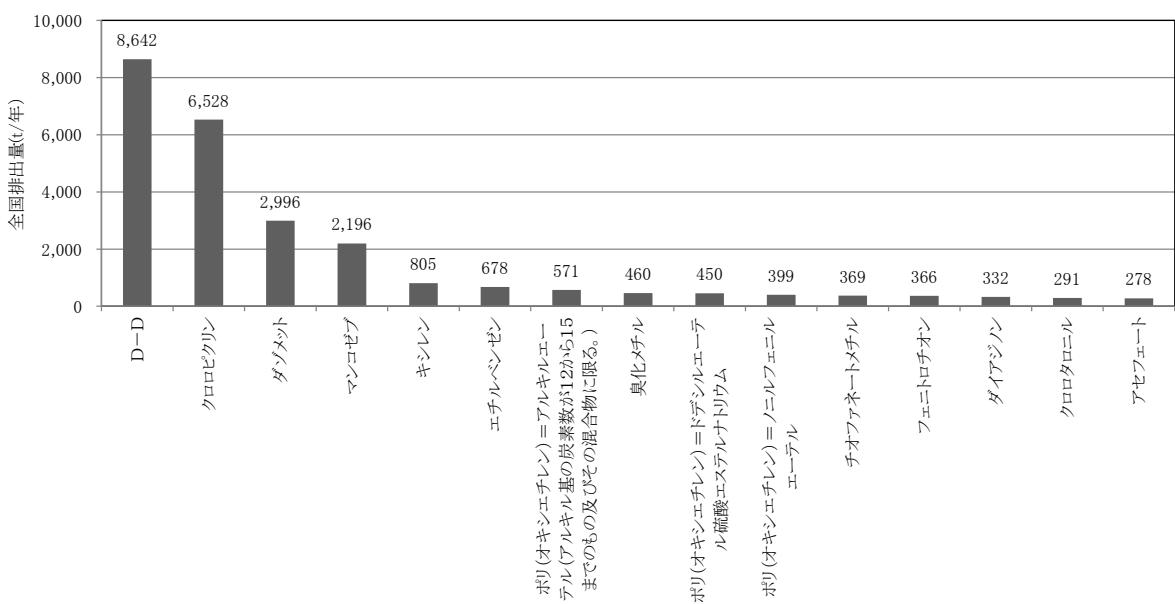


図 3 農薬に係る全国排出量上位 15 物質の排出量の推計結果(平成 29 年度)

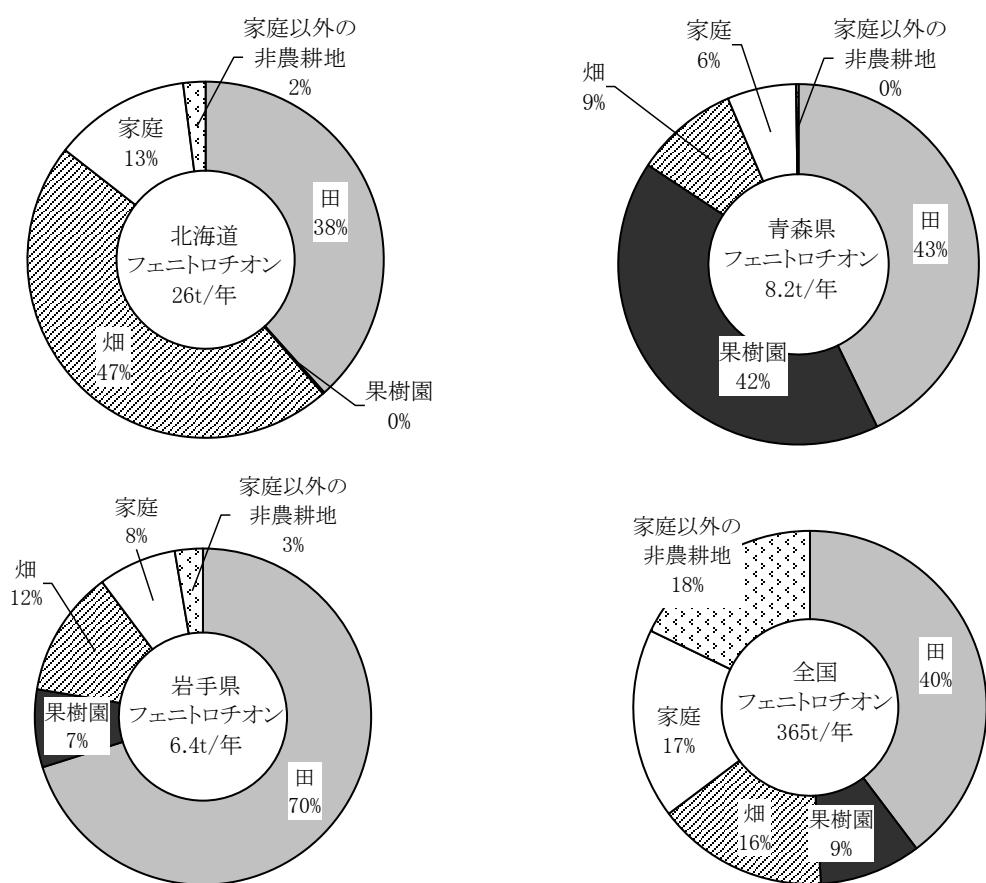


図4 都道府県別・需要分野別のフェニトロチオン排出量の推計結果の例(平成29年度)

表5 都道府県別・需要分野別のフェニトロチオン排出量の推計結果の例(平成29年度)

都道府 県名	年間排出量(kg/年)							
	田	果樹園	畠	家庭	ゴルフ場	森林	その他の 非農耕地	合計
北海道	10,159	44	12,435	3,287	52	175	308	26,460
青森県	3,507	3,394	763	506	1	2	15	8,188
岩手県	4,456	476	773	479	17	36	117	6,354
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
全国	145,138	34,010	57,464	63,664	623	4,705	59,922	365,525

注:四捨五入の関係で、各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表6 農薬に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)(その1)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
1	亜鉛の水溶性化合物		3,124			3,124
13	アセトニトリル		5,040			5,040
21	クロリダゾン		34,890			34,890
22	フィプロニル		14,441			14,441
25	メトリブジン		21,775			21,775
27	メタミトロン		171,121			171,121
29	1-アリルオキシー-2, 3-エボキシプロパン		462			462
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		99,585	2,844		102,430
40	ビフェナゼート		12,020			12,020
41	フルトラニル		69,259			69,259
46	キザロホップエチル		12,180			12,180
47	ブタミホス		29,141			29,141
48	EPN					
49	ベンデイメタリン		124,925			124,925
50	モリネート		70,924			70,924
52	アラニカルブ		39,600			39,600
53	エチルベンゼン		657,027	21,400		678,426
54	ホスチアゼート		84,371			84,371
61	マンネブ		245,650			245,650
62	マンコゼブ		2,196,054			2,196,054
63	ジクアトジブロミド		126,030			126,030
64	エトフェンプロックス		76,814	27		76,841
70	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物		1,823	0.40		1,823
80	キシレン		778,200	26,483		804,683
83	クメン		316			316
90	アトラジン		54,422			54,422
91	シアナジン		23,983			23,983
92	トルフェンピラド		25,587			25,587
93	メトラクロール		68,928			68,928
95	フルアジナム		60,229	23,193		83,422
96	ジフェノコナゾール		13,315	4.0		13,319
100	プレチラクロール		116,171			116,171
101	アラクロール		134,716			134,716
108	メコプロップ		97,475			97,475
113	シマジン		8,151	1,899		10,050
114	インダノファン		8,726			8,726
115	フェントラザミド		33,677			33,677

表6 農薬に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)(その2)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
116	ヘキシチアゾクス		1,160			1,160
117	テブコナゾール		80,994			80,994
118	ミクロブタニル		2,330	66		2,396
119	フェンブコナゾール		8,880			8,880
124	クミルロン		18,141			18,141
125	クロロベンゼン		73,304			73,304
137	シアナミド		6,755			6,755
138	ジクロシメット		831			831
139	トラロメトリン		346			346
140	フェンプロパトリン		6,099	103		6,202
141	シモキサニル		32,142			32,142
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	143				143
146	ピリミホスマチル		5,341			5,341
147	チオベンカルブ		80,854			80,854
148	カフェンストロール		46,031			46,031
152	カルタップ		118,178			118,178
162	プロピザミド		20,990			20,990
168	イプロジオン		50,927			50,927
169	ジウロン		97,342	1,061		98,403
170	テトラコナゾール		5,884	84		5,968
171	プロピコナゾール		44,910			44,910
172	オキサジクロメホン		14,040			14,040
174	リニュロン		118,204			118,204
175	2, 4-D		126,469			126,469
179	D-D		8,641,858			8,641,858
182	ピラゾキシフェン		16,454			16,454
183	ピラゾレート		173,785			173,785
184	ジクロベニル		164,093			164,093
187	ジチアノン		57,906			57,906
191	イソプロチオラン		95,668			95,668
193	エチルチオメタン					
194	ホサロン					
195	プロチオホス		49,022	1,012		50,034
196	メチダチオン		107,754			107,754
197	マラソン		105,919			105,919
198	ジメトエート		5,430			5,430
206	カルボスルファン		5,627			5,627
207	2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール		4,222			4,222
212	アセフェート		219,026	58,594		277,620

表6 農薬に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)(その3)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
213	N, N-ジメチルアセトアミド		770			770
217	チオシクラム		23,273			23,273
221	ベンフラカルブ		35,926			35,926
225	トリクロルホン		25,600			25,600
227	パラコート		81,855			81,855
229	チオファネートメチル		368,841	20		368,861
233	フェントエート		91,691			91,691
236	アイオキシニル		33,570			33,570
244	ダゾメット		2,996,273			2,996,273
248	ダイアジノン		331,538			331,538
249	クロルビリホス		70,349			70,349
250	イソキサチオン		30,416			30,416
251	フェニトロチオン		301,862	63,664		365,525
252	フェンチオン		173			173
253	プロフェノホス		4,600			4,600
254	イプロベンホス		10,404			10,404
257	デカノール		102,907			102,907
258	ヘキサメチレンテトラミン		77,891			77,891
260	クロロタロニル		254,420	36,128		290,549
261	フサライド		109,174			109,174
266	テフルトリノ		13,472			13,472
267	チオジカルブ		32,930			32,930
268	チウラム		237,271			237,271
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)		6,432			6,432
273	ノルマルードデシルアルコール		4,928			4,928
275	ドデシル硫酸ナトリウム		13,151			13,151
285	クロロピクリン		6,527,537			6,527,537
286	トリクロビル		1,753	12,806		14,559
293	トリフルラリン		139,056			139,056
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン		24,634			24,634
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		15,475			15,475
300	トルエン		1,613			1,613
302	ナフタレン		49,601			49,601
323	シメトリノ		21,449			21,449
325	オキシン銅		239,413			239,413
328	ジラム		9,763			9,763
331	カズサホス		23,760			23,760
340	ビフェニル					
350	ペルメトリン		12,304	501		12,804
354	フタル酸ジノルマルーブチル		1,984			1,984
357	ブプロフェジン		49,049	6,556		55,604

表6 農薬に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)(その4)対象化学物質

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
358	テブフェノジド		8,789			8,789
360	ペノミル		100,625			100,625
361	シハロホップブチル		53,214			53,214
362	ジアフェンチウロン		14,850			14,850
363	オキサジアゾン		15,704			15,704
364	フェンピロキシメート		2,359	1,578		3,937
369	プロパルギット		11,670			11,670
370	ピリダベン		7,535			7,535
371	テブフェンピラド		1,210			1,210
376	ブタクロール		131,749			131,749
378	プロピネブ		175,910			175,910
383	プロマシル		99,718			99,718
386	臭化メチル	459,549				459,549
400	ベンゼン		445			445
402	メフェナセット		50,818			50,818
405	ほう素化合物		100,823			100,823
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		498,422	73,016		571,438
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		128,349	15,966		144,314
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		218,770	231,096		449,866
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		354,698	44,728		399,426
414	無水マレイン酸		1,602			1,602
422	フェリムゾン		83,029			83,029
424	メチル=イソチオシアネート		127,860			127,860
427	カルバリル		49,540			49,540
428	フェノブカルブ		29,710			29,710
429	ハロスルフロンメチル		7,030			7,030
430	インドキサカルブ		970			970
431	アゾキシストロビン		75,487			75,487
432	アミトラズ		6,780			6,780
433	カーバム		43,000			43,000
434	オキサミル		79			79
435	ピリミノバックメチル		7,309			7,309
438	メチルナフタレン		77,239			77,239
442	メプロニル		21,008			21,008
443	メソミル		96,259			96,259
444	トリフロキシストロビン		14,771			14,771

表6 農薬に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)(その5)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
445	クレゾキシムメチル		48,674			48,674
449	フェンメディファム		68,773			68,773
450	ピリブチカルブ		16,392			16,392
456	りん化アルミニウム	12,606				12,606
合計		472,299	31,255,342	622,827		32,350,468

注1:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

## 【参考3】

### 殺虫剤に係る排出量

本項目では家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤の4分類の殺虫剤に係る排出量の推計方法を示す。

表1 推計対象とする薬剤の分類

薬剤種類	対象害虫	主な散布主体
家庭用殺虫剤	衛生害虫(蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナシキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫)	家庭
防疫用殺虫剤		自治体、防除業者
不快害虫用殺虫剤	不快害虫(ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等)	家庭
シロアリ防除剤	シロアリ	防除業者、家庭

参考:家庭用殺虫剤概論(Ⅲ),日本殺虫剤工業会(2006.11)

## I 家庭用殺虫剤

### 1. 届出外排出量と考えられる排出

家庭用殺虫剤は主に一般家庭で蚊やハエ等の衛生害虫の駆除を目的として用いられており、使用量の全量が環境中へ排出されるものと考えられる。これらはすべて届出外排出量に該当する。

### 2. 推計を行う対象化学物質

日本家庭用殺虫剤工業会の調査等に基づき、表2に示す対象化学物質について推計を行った。

表2 家庭用殺虫剤の全国出荷量(平成29年度)

物質番号	対象化学物質名	全国出荷量(kg/年)
有効成分	153 テトラメトリン	19,172
	181 ジクロロベンゼン	18,938
	252 フェンチオン	1,885
	350 ペルメトリン	1,189
	457 ジクロルボス	8,533
補助剤	30 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	4,415
	86 クレゾール	2,651
	207 2,6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール	960
	407 ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	773
	410 ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	719
合計		59,235

注1:日本家庭用殺虫剤工業会の調査(平成29年4月～平成30年3月の実績)等による。

注2:ベイト剤(ゴキブリ用の毒餌等)に含まれる量は環境中への排出がごく微量と考えられるため、推計対象から除外した。

### 3. 推計方法

日本家庭用殺虫剤工業会の調査等により把握された家庭用殺虫剤としての全国出荷量等を用いた。推計の手順は以下に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用され、環境中へ排出されると仮定して全国の届出外排出量を算出した。また、家庭用殺虫剤の使用量は都道府県別の夏日日数及び世帯数に比例するとみなし、これらのデータを用いて都道府県ごとの排出量を推計した。

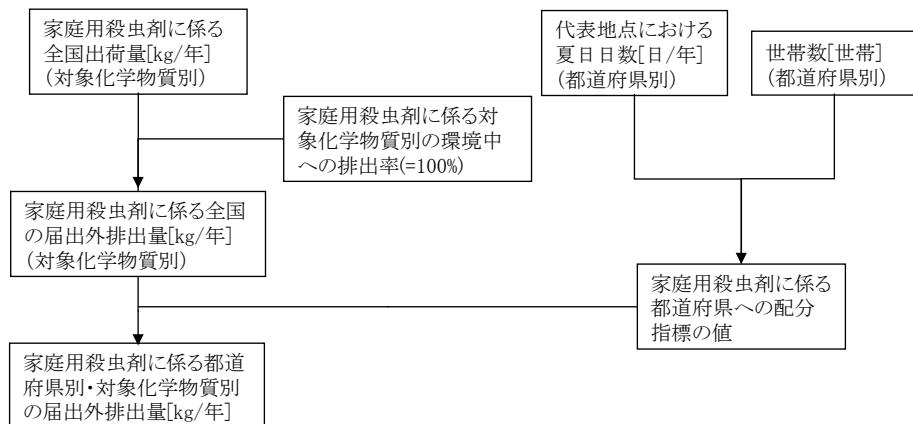


図 1 家庭用殺虫剤に係る排出量の推計フロー

### 4. 推計結果

家庭用殺虫剤に係る排出量推計結果を表 3 に示す。家庭用殺虫剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約 59t と推計された。

表 3 家庭用殺虫剤に係る排出量推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)			4,415		4,415
86	クレゾール			2,651		2,651
153	テトラメトリン			19,172		19,172
181	ジクロロベンゼン			18,938		18,938
207	2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール			960		960
252	フェンチオン			1,885		1,885
350	ペルメトリン			1,189		1,189
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)			773		773
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル			719		719
457	ジクロルボス			8,533		8,533
合 計				59,235		59,235

注:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

## II 防疫用殺虫剤

### 1. 届出外排出量と考えられる排出

防疫用殺虫剤は自治体や防除業者が衛生害虫の駆除のために使用する殺虫剤であり、それぞれの使用場所で全量が環境中に排出されると考えられる。使用する主体が非対象業種であるため、すべて届出外排出量に該当する。

### 2. 推計を行う対象化学物質

日本防疫殺虫剤協会の調査等に基づき、表4に示す対象化学物質について推計を行った。

表4 防疫用殺虫剤の全国出荷量(平成29年度)

物質番号	対象化学物質名	全国出荷量(kg/年)
有効成分	64 エトフェンプロックス	1,190
	153 テトラメトリル	515
	181 ジクロロベンゼン	15,863
	225 トリクロルホン	263
	248 ダイアジノン	230
	251 フェニトロチオン	18,289
	252 フエンチオン	4,621
	350 ペルメトリル	1,649
	457 ジクロルボス	40,969
補助剤	30 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	268
	53 エチルベンゼン	6,318
	80 キシレン	14,606
	86 クレゾール	1,690
	407 ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	956
	408 ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	168
	410 ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	1,221
	合 計	108,816

注: 日本防疫殺虫剤協会の調査(平成29年4月～平成30年3月の実績)等による。

### 3. 推計方法

日本防疫殺虫剤協会の調査等により把握された防疫用殺虫剤としての全国出荷量等を用いた。推計の手順は図 2 に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用され、環境中へ排出されると仮定して全国の届出外排出量を算出した。また、日本防疫殺虫剤協会によると、防疫用殺虫剤としての全国出荷量(表 4)は自治体で約 35%、防除業者で約 65%が使用されていることから、需要分野別に分けた全国の届出外排出量をさらに需要分野ごとの配分指標で都道府県別に配分した。

都道府県別の届出外排出量を算出するための配分指標は、自治体使用の場合は側溝への散布が主であることより「世帯数」及び「下水道普及率」をベースとし、防除業者使用の場合は「建築物ねずみ・こん虫等防除業登録営業所数」をベースとし、それぞれ夏日 日数を乗じた値を配分指標とした。

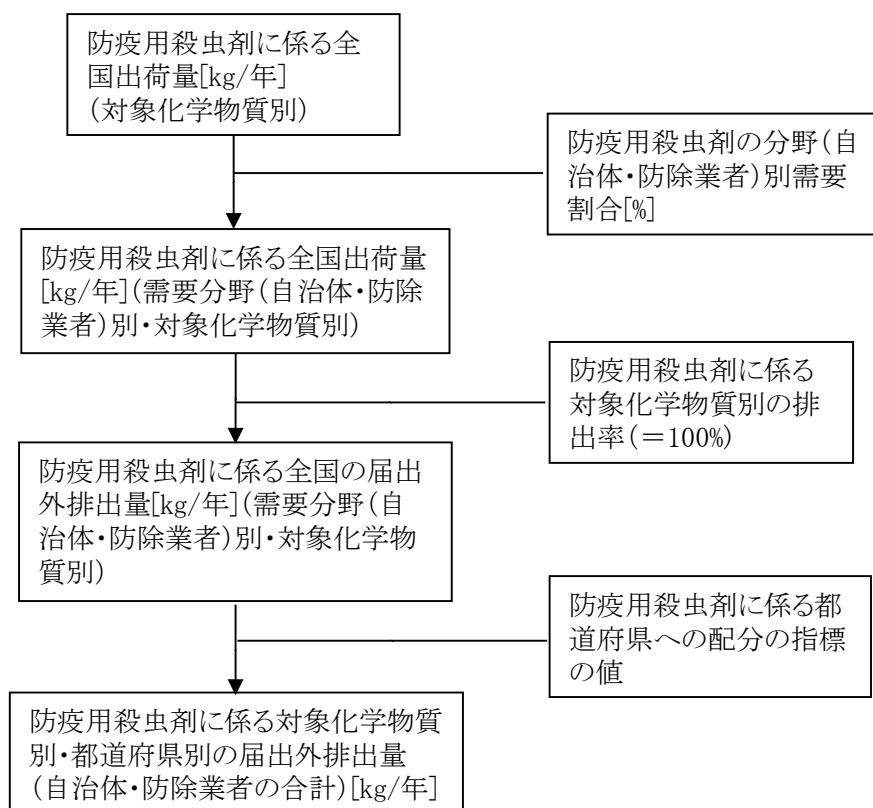


図 2 防疫用殺虫剤に係る排出量の推計フロー

### 4. 推計結果

防疫用殺虫剤に係る排出量推計結果を表 5 に示す。防疫用殺虫剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約 109t と推計された。

表 5 防疫用殺虫剤に係る排出量推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		268			268
53	エチルベンゼン		6,318			6,318
64	エトフェンプロックス		1,190			1,190
80	キシレン		14,606			14,606
86	クレゾール		1,690			1,690
153	テトラメトリン		515			515
181	ジクロロベンゼン		15,863			15,863
225	トリクロルホン		263			263
248	ダイアジノン		230			230
251	フェニトロチオン		18,289			18,289
252	フェンチオン		4,621			4,621
350	ペルメトリン		1,649			1,649
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		956			956
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		168			168
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		1,221			1,221
457	ジクロルボス		40,969			40,969
合 計			108,816			108,816

注:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

### III 不快害虫用殺虫剤

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

不快害虫用殺虫剤は主に一般家庭の衛生害虫以外の昆虫(ハチ、アリ等)を駆除する目的で使用されるものであり、使用量の全量が環境中へ排出されるものと考えられる。これらは、すべて届出外排出量に該当する。

#### 2. 推計を行う対象化学物質

生活害虫防除剤協議会の調査等に基づき、表6に示す対象化学物質について推計を行った。

表6 不快害虫用殺虫剤の全国出荷量(平成29年度)

物質番号	対象化学物質名	全国出荷量(kg/年)
22	フィプロニル	32
64	エトフェンプロックス	452
139	トラロメトリン	987
140	フェンプロパトリン	286
153	テトラメトリン	14,815
207	2,6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール	648
251	フェニトロチオン	295
257	デカノール	0.90
275	ドデシル硫酸ナトリウム	6.0
350	ペルメトリン	1,956
405	ほう素化合物	764
427	カルバリル	11,359
428	フェノブカルブ	4,783
合 計		36,384

注:生活害虫防除剤協議会の調査(平成29年4月～平成30年3月実績)等による。

### 3. 推計方法

生活害虫防除剤協議会の調査等により把握された不快害虫用殺虫剤としての全国出荷量等を用いた。推計フローは図3に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用、排出されると仮定して全国の届出外排出量を算出した。また、不快害虫用殺虫剤の使用量は、「I 家庭用殺虫剤」と同様に都道府県別の夏日日数及び世帯数に比例するとみなし、都道府県ごとの排出量を推計した。

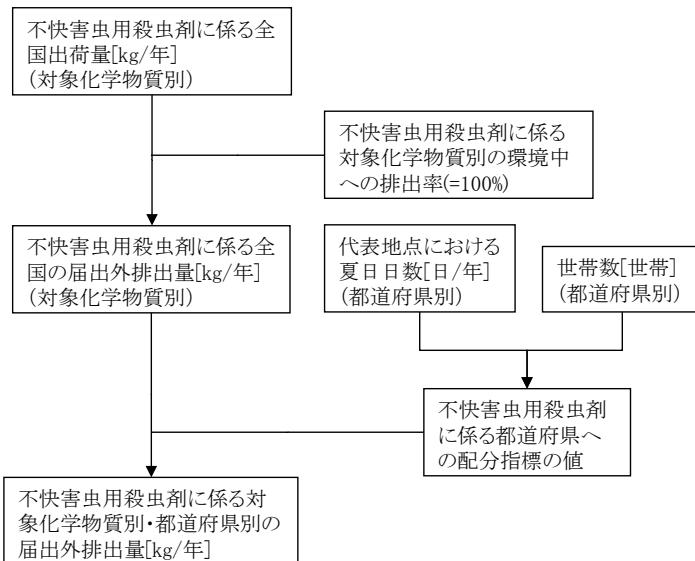


図3 不快害虫用殺虫剤に係る排出量の推計フロー

### 4. 推計結果

不快害虫用殺虫剤に係る排出量推計結果を表7に示す。不快害虫用殺虫剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約36tと推計された。

表7 不快害虫用殺虫剤に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
22	フィプロニル			32		32
64	エトフェンプロックス			452		452
139	トラロメトリン			987		987
140	フェンプロパトリン			286		286
153	デトラメトリン			14,815		14,815
207	2,6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール			648		648
251	フェニトロチオン			295		295
257	デカノール			0.90		0.90
275	ドデシル硫酸ナトリウム			6.0		6.0
350	ペルメトリン			1,956		1,956
405	ほう素化合物			764		764
427	カルバリル			11,359		11,359
428	フェノブカルブ			4,783		4,783
合計				36,384		36,384

注:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

## IV シロアリ防除剤

### 1. 届出外排出量と考えられる排出

シロアリ防除剤は建築物の床下にシロアリを駆除する目的で散布等されるものであり、使用量の全量が環境中へ排出されるものと考えられる。これらは、すべて届出外排出量に該当する。

### 2. 推計を行う対象化学物質

(公社)日本しろあり対策協会の会員企業へのアンケート調査に基づき、表8に示す対象化学物質について推計を行った。

表8 シロアリ防除剤の全国出荷量(平成29年度)

物質番号	対象化学物質	全国出荷量(kg/年)		
		業務用	一般消費者用	合計
22	フィプロニル	3,240		3,240
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	1,661		1,661
53	エチルベンゼン	99	503	602
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	930		930
64	エトフェンプロックス	1,449	216	1,665
80	キシレン	177	4,061	4,238
117	テブコナゾール	513		513
132	コバルト及びその化合物	0.50	1.5	2.0
139	トラロメトリノ		126	126
153	テトラメトリノ		4.2	4.2
171	プロピコナゾール	2,071		2,071
207	2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール		0.080	0.080
256	デカン酸	255		255
275	ドデシル硫酸ナトリウム	0.90		0.90
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	1,313	25,541	26,853
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	379	10,366	10,744
300	トルエン	108	80	188
302	ナフタレン	1.0	41	42
320	ノニルフェノール	14		14
350	ペルメトリノ	616	478	1,094
405	ほう素化合物		110	110
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		186	186
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	15	213	229
428	フェノブカルブ	373		373
438	メチルナフタレン		38	38
合 計		13,215	41,964	55,179

注1:(公社)日本しろあり対策協会の会員企業へのアンケート調査による(平成29年4月～平成30年3月実績)。

注2:四捨五入の関係で、各列・各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

### 3. 推計方法

(公社)日本しろあり対策協会の会員企業等へのアンケート調査により把握されたシロアリ防除剤としての全国出荷量等を用いた。推計の手順は図4に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用され、環境中へ排出されると仮定して全国の届出外排出量を算出した。地域別のシロアリ防除の状況と建築物の1階部分の床下面積(図中では「予防対策可能面積」と表記)等を考慮することで都道府県別の届出外排出量の算出を行った。なお、既築建築物は5年に一度の割合でシロアリ防除をするものと仮定した。

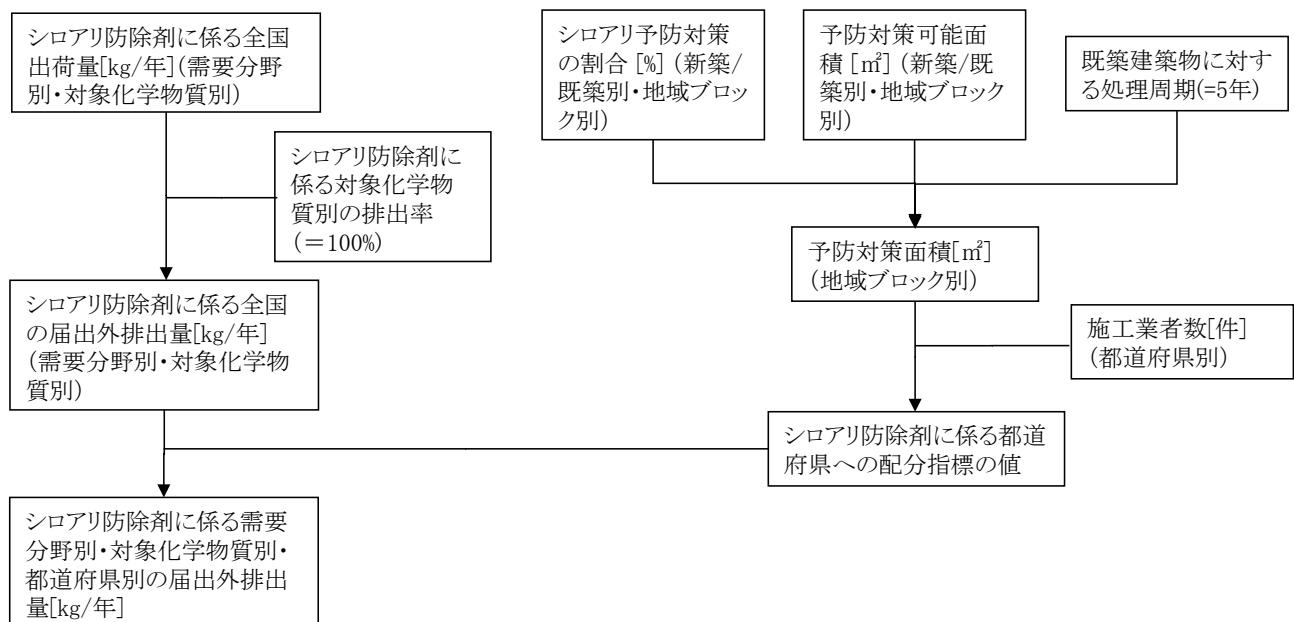


図4 シロアリ防除剤に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

シロアリ防除剤に係る排出量推計結果を表 9 に示す。シロアリ防除剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約 55t と推計された。

表 9 シロアリ防除剤に係る排出量推計結果(平成 29 年度:全国)

物質番号	対象化学物質 物質名	全国の届出外排出量(kg/年)				
		対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
22	フィプロニル		3,240			3,240
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		1,661			1,661
53	エチルベンゼン		99	503		602
57	エチレングリコールモノエチルエーテル		930			930
64	エトフェンプロックス		1,449	216		1,665
80	キシレン		177	4,061		4,238
117	テブコナゾール		513			513
132	コバルト及びその化合物		0.50	1.5		2.0
139	トラロメトリン			126		126
153	テトラメトリン			4.2		4.2
171	プロピコナゾール		2,071			2,071
207	2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール			0.080		0.080
256	デカン酸		255			255
275	ドデシル硫酸ナトリウム		0.90			0.90
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン		1,313	25,541		26,853
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		379	10,366		10,744
300	トルエン		108	80		188
302	ナフタレン		1.0	41		42
320	ノニルフェノール		14			14
350	ペルメトリン		616	478		1,094
405	ほう素化合物			110		110
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)			186		186
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		15	213		229
428	フェノブカルブ		373			373
438	メチルナフタレン			38		38
合計			13,215	41,964		55,179

注1:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列・各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

## V 殺虫剤集計(家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤)

殺虫剤(家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤)を合計すると、全国の届出外排出量は約 260t であり、有効成分ではジクロルボス及びジクロロベンゼンの排出量が、補助剤ではキシレンの排出量が多い(図 5)。

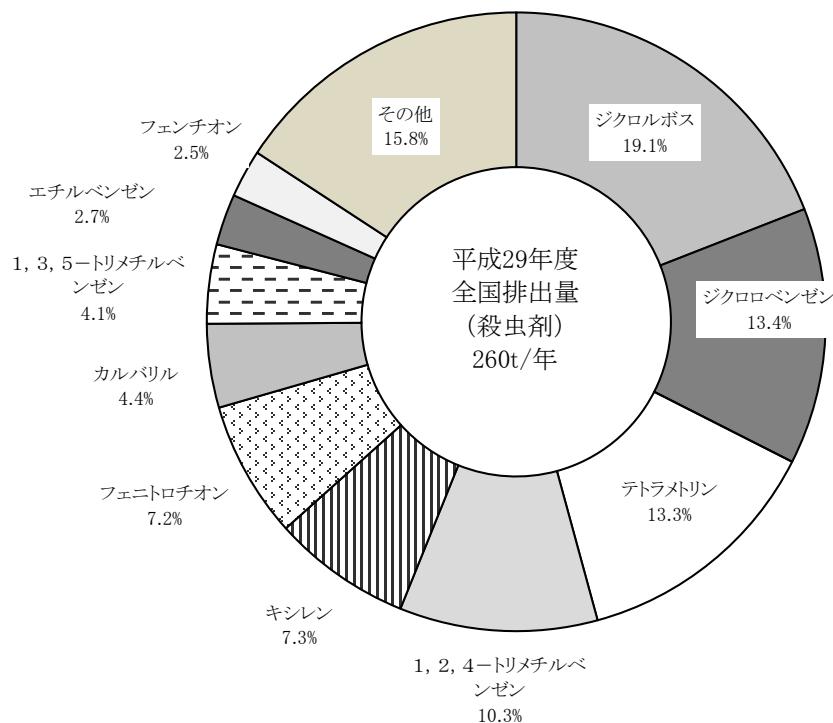


図 5 殺虫剤に係る排出量の推計結果  
(平成 29 年度:全国)

表 10 殺虫剤に係る排出量推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
22	フィプロニル		3,240	32		3,272
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		1,930	4,415		6,345
53	エチルベンゼン		6,418	503		6,921
57	エチレングリコールモノエチルエーテル		930			930
64	エトフェンプロックス		2,638	668		3,307
80	キシレン		14,783	4,061		18,844
86	クレゾール		1,690	2,651		4,341
117	テブコナゾール		513			513
132	コバルト及びその化合物		0.50	1.5		2.0
139	トラロメトリン			1,113		1,113
140	フェンプロパトリン			286		286
153	テトラメトリン		515	33,991		34,506
171	プロピコナゾール		2,071			2,071
181	ジクロロベンゼン		15,863	18,938		34,801
207	2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール			1,608		1,608
225	トリクロルホン		263			263
248	ダイアジノン		230			230
251	フェニトロチオン		18,289	295		18,584
252	フェンチオン		4,621	1,885		6,506
256	デカン酸		255			255
257	デカノール			0.90		0.90
275	ドデシル硫酸ナトリウム		0.90	6.0		6.9
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン		1,313	25,541		26,853
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		379	10,366		10,744
300	トルエン		108	80		188
302	ナフタレン		1.0	41		42
320	ノニルフェノール		14			14
350	ペルメトリン		2,265	3,623		5,888
405	ほう素化合物			874		874
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		956	958		1,914
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		168			168
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		1,237	932		2,169
427	カルバリル			11,359		11,359
428	フェノブカルブ		373	4,783		5,156
438	メチルナフタレン			38		38
457	ジクロルボス		40,969	8,533		49,502
合計			122,031	137,583		259,614

注1:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列・各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

## 【参考4】

### 接着剤に係る排出量

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

PRTR で事業者の届出対象とならない主な排出は、①建築・土木現場での接着剤の使用に伴う排出、②合板等の建築資材や家庭用の家具等の木工品に使われた接着剤中のホルムアルデヒド(樹脂原料)の建築・土木現場や家庭での二次排出であると考えられる(なお、事業所で建築資材や木工品を製造する者は製造業者であり、当該製造工程における排出量は届出対象となる)(表 1)。

表 1 接着剤の需要分野と推計区分の対応

「接着剤」の 需要分野	届出外排出量の推計区分				届出 排出量	
	非対象業種			家庭		
	建築工事業等		土木 工事業			
	住宅	非住宅				
合板	△	△	△		○	
二次合板	△	△	△		○	
木工品	△	△		△	○	
建築材料	△	△	△		○	
建築工場	○	○				
土木			○			
家庭用				○		
その他(製造工場用等)					○	

注:表中の記号の意味は、以下のとおり。

○:一次排出(接着剤の使用段階で直ちに排出されるもの)

△:二次排出(接着剤の使用段階以降に少量ずつ排出されるもの)

#### 2. 推計を行う対象化学物質

接着剤には、樹脂を溶かすための溶剤や、未反応で製品中に残存している樹脂原料が含まれており、いずれも接着剤の使用に伴って大半が環境中へ排出される。接着剤に関しては、表 2 に示す9物質について推計を行った。

表 2 接着剤に関する推計を行う対象化学物質

原材料用途	物質 番号	対象化学物質名
溶剤	80	キシレン
	300	トルエン
	392	ノルマルヘキサン
樹脂原料	3	アクリル酸エチル
	5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル
	8	アクリル酸メチル
	134	酢酸ビニル
	411	ホルムアルデヒド
	420	メタクリル酸メチル

注:日本接着剤工業会へのヒアリング調査結果(平成 30 年1月)による。スチレン(物質番号 240)については、標準組成は設定されているがスチレンを含有する接着剤の出荷がなかったため、結果として推計値は算出していない。

### 3. 推計方法

推計対象年度の全国出荷量はすべて使用され、製品中に含まれる対象化学物質が一定の割合で環境中へ排出されるものと仮定し、推計を行った。推計の手順は図1に示すとおりである。

接着剤の製品は数多くの成分から構成されており、製品としての全国出荷量に対して、製品中に含まれている対象化学物質の含有率(=標準組成)を乗じることで、対象化学物質の全国使用量が推計される。その全国使用量に対して、実際に環境中へ排出される割合(=排出率)を更に乗じることで、全国における対象化学物質の排出量を推計した。また、例えば建築現場において使用される場合には排出量は新築着工床面積に比例する等の仮定に基づき、需要分野ごとの配分指標を設定し、都道府県別の排出量を推計した。

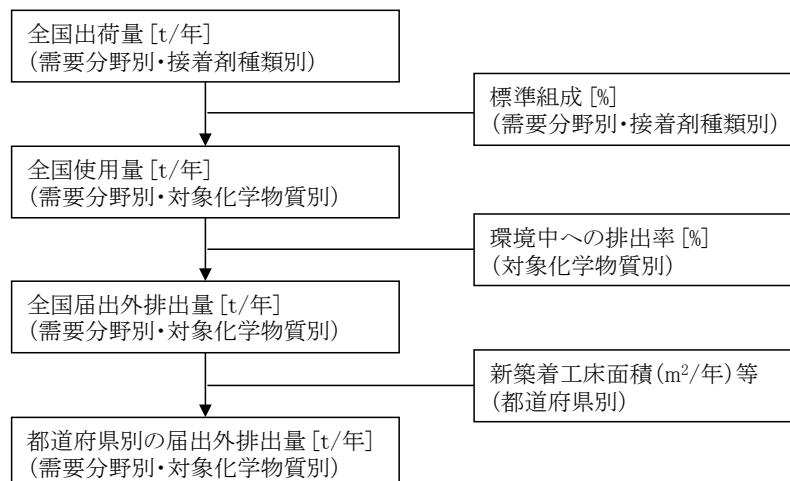


図1 接着剤に係る排出量の推計フロー

### 4. 推計結果

接着剤に係る排出量の推計結果を図2、表3に示す。接着剤に係る対象化学物質の排出量の合計は、約0.9千tと推計された。

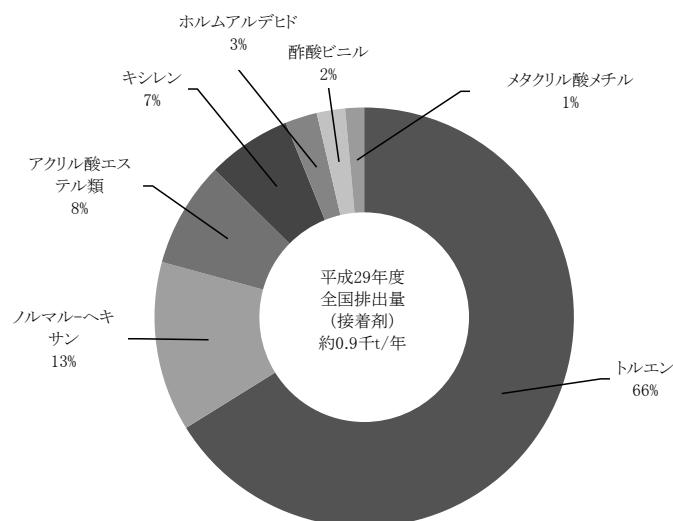


図2 接着剤に係る排出量の推計結果(平成29年度:全国)

表3 接着剤に係る排出量の推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
3	アクリル酸エチル		22,213	1,612		23,825
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		22,213	1,612		23,825
8	アクリル酸メチル		22,213	1,612		23,825
80	キシレン		57,090			57,090
134	酢酸ビニル		17,935	1,255		19,190
300	トルエン		580,466			580,466
392	ノルマルーケサン		90,720	24,150		114,870
411	ホルムアルデヒド		21,507	134		21,641
420	メタクリル酸メチル		12,756			12,756
合 計			847,113	30,376		877,489

注1:接着剤に係る排出量推計では、全国出荷量は「年度」ではなく「年」を基準とする統計データ(接着剤実態報告書(日本接着剤工業会))を基に推計せざるを得ないことから、各年の全国出荷量をその年度の全国出荷量と同一とみなすこととしている。

注2:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注3:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

## 【参考5】

### 塗料に係る排出量

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

接着剤に係る排出と同様に建築現場、土木現場、家庭での塗料使用に伴う排出があり、さらに、路面標示に伴う排出があると考えられる(表 1)。

表 1 塗料の需要分野と推計区分の対応

「塗料製造業実態調査報告書」の需要分野	届出外排出量の推計区分				届出 排出量	
	非対象業種			家庭		
	建築工事業等		土木工事業			
住宅	非住宅	舗装工事業				
建物	○	○				
構造物			○			
路面標示				○		
家庭					○	
その他(製造業用等)					○	

#### 2. 推計を行う対象化学物質

塗料には、樹脂を溶かすための溶剤や顔料が含まれており、いずれも塗料の使用に伴って大半が環境中へ排出されると考えられる。塗料に関しては、表 2 に示す 10 物質について推計を行った。

表 2 塗料に関して推計を行う対象化学物質

原材料用途	物質番号	対象化学物質名
溶剤	53	エチルベンゼン
	57	エチレングリコールモノエチルエーテル
	80	キシレン
	240	スチレン
	297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン
	300	トルエン
可塑剤	354	フタル酸ジノルマルーブチル
	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
顔料	88	六価クロム化合物
	305	鉛化合物

注:(一社)日本塗料工業会へのヒアリング調査結果(平成 31 年1月)による。

### 3. 推計方法

推計対象年度の全国出荷量はすべて使用され、製品中に含まれる対象化学物質が一定の割合で環境中へ排出されるものと仮定し、推計を行った。推計の手順は図1に示すとおりであり、接着剤に係る排出量の場合と概ね同様である。製品としての全国出荷量に対して、製品中に含まれている対象化学物質の含有率(=標準組成)を乗じて対象化学物質の全国使用量を推計し、実際に環境中へ排出される割合(=排出率)を更に乘じることで、全国における対象化学物質の排出量を推計した。また、例えば建築現場において使用される場合には排出量は新築着工床面積に比例する等の仮定に基づき、需要分野ごとの配分指標を設定し、都道府県別の排出量を推計した(図1)。

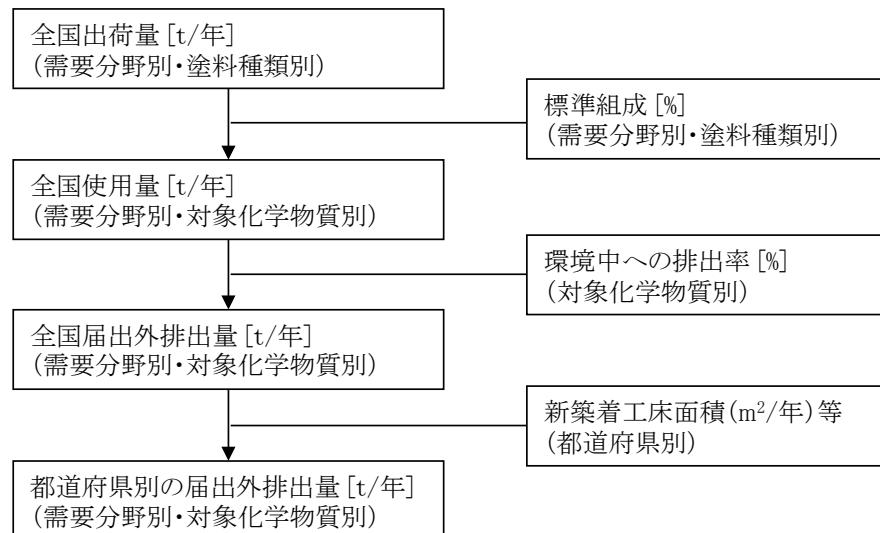


図1 塗料に係る排出量の推計フロー

### 4. 推計結果

塗料に係る排出量推計結果を図2、表3に示す。塗料に係る対象化学物質の排出量の合計は、約38千tと推計された。

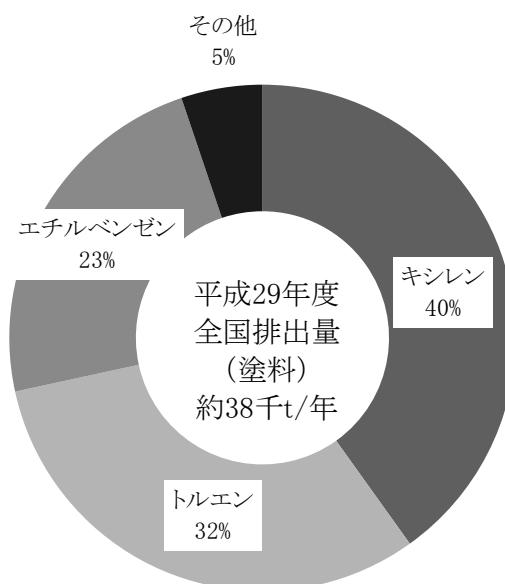


図2 塗料に係る排出量の推計結果(平成29年度:全国)

表3 塗料に係る排出量の推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年) <sup>注2</sup>				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
53	エチルベンゼン		8,023,218	689,387		8,712,605
57	エチレングリコールモノエチルエーテル					
80	キシレン		14,178,780	869,595		15,048,375
88	六価クロム化合物		6,859			6,859
240	スチレン		22,516			22,516
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		1,771,930	85,051		1,856,981
300	トルエン		9,359,944	846,544		10,206,487
305	鉛化合物		31,774			31,774
354	フタル酸ジーカルマールーブチル		27,587			27,587
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)					
合 計			33,422,607	2,490,577		35,913,184

注:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

## 【参考6】

### 漁網防汚剤に係る排出量

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

漁網防汚剤は、養殖場で用いられる網及び定置網に塗布されており、漁業や水産養殖業といった非対象業種において使用されている。漁網防汚剤の使用方法は、染色のようにタンク中で網を薬品につけ込んだ後、溶剤を蒸発させ、水中で網を使用するというものであり、ここでは使用する化学物質の全量が環境中へ排出され、また、薬品の塗布作業は養殖場又は定置網が張られる地域と同一の地域で実施されると仮定して排出量の推計を行った。

#### 2. 推計を行う対象化学物質

水産庁によると、漁網防汚剤に含まれる対象化学物質は、有効成分としてはポリカーバメート、ほう素化合物(トリフェニル(オクタデシルアミン)ボロン等)、溶剤としてはキシレンがあり、これら3物質について推計を行った。

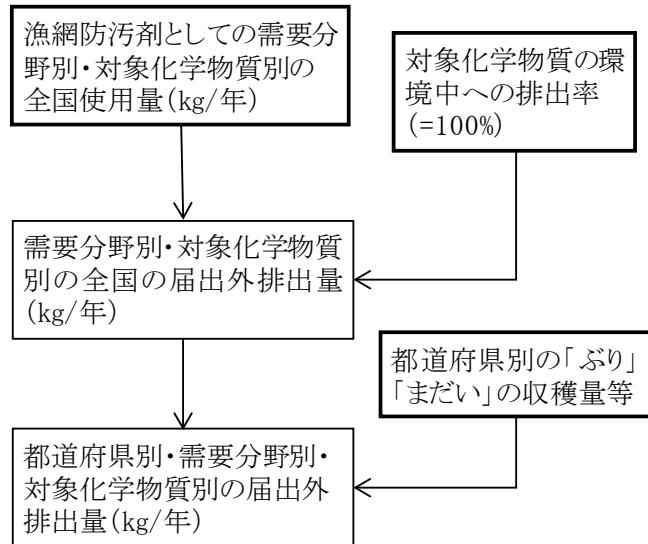
#### 3. 推計方法

推計の手順は図1に示すとおりである。対象化学物質の需要分野(海面養殖用及び定置網用)別の全国使用量(表1)が把握できるので、全量が使用され、環境に排出されると仮定して全国排出量を算出し、需要分野別の配分指標を用いて都道府県別の排出量を推計した。なお、配分指標の設定は、海面養殖用に用いられる漁網防汚剤の都道府県別の使用量は、対象化学物質に該当する有効成分を含む漁網が主に使用される「ぶり」や「まだい」の都道府県別収穫量に比例する等の仮定に基づいて行った。

表1 漁網防汚剤に係る対象化学物質の全国使用量(平成29年度)

対象化学物質		全国使用量(kg/年)		
物質番号	物質名	海面養殖	定置網	合計
80	キシレン	1,514,934	2,943,244	4,458,178
329	ポリカーバメート	167	211,131	211,298
405	ほう素化合物	402	1,019	1,421
合計		1,515,503	3,155,394	4,670,897

資料:水産庁調査(平成29年1月～12月の使用量)を平成29年度の使用量とみなした。



注:需要分野とは「海面養殖用」、「定置網用」を示す。

図 1 漁網防汚剤に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

漁網防汚剤に係る排出量推計結果を表 2 に示す。漁網防汚剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約 4.7 千 t と推計された。

表 2 漁網防汚剤に係る排出量推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
80	キシレン		4,458,178			4,458,178
329	ポリカーバメート		211,298			211,298
405	ほう素化合物		1,421			1,421
合 計			4,670,897			4,670,897

## 【参考7】

### 洗浄剤・化粧品等に係る排出量

洗浄剤・化粧品等の成分には、界面活性剤として使用される対象化学物質と、中和剤として使用される対象化学物質(洗浄剤のみ)が含まれる。本項では、2つの用途ごとに排出量の推計方法を示す。

#### I 界面活性剤

##### 1. 届出外排出量として考えられる排出

界面活性剤は表1に示す需要分野の製品で成分として使用されている。このうち、化粧品、身体用洗浄剤、台所用洗浄剤、洗濯・住宅用等洗浄剤については、ほとんどが家庭で使用され環境へ排出されていると考えられる。また、業務用洗浄剤等については主に飲食業(食器洗い)や建物サービス業(フロア清掃)等の分野での使用が考えられる(表1)。

表1 界面活性剤の需要分野と推計区分との対応

需要分野	届出外排出量	
	家庭	非対象業種
化粧品	○	
身体用洗浄剤	○	
台所用洗浄剤	○	
洗濯・住宅用等洗浄剤	○	
業務用洗浄剤等(食器洗い用)		○
業務用洗浄剤等(洗濯・清掃用等)		○
肥料		○
その他		○

##### 2. 推計を行う対象化学物質

日本界面活性剤工業会及び日本石鹼洗剤工業会の調査によると、界面活性剤として使用されている対象化学物質は表2に示す8物質であり、これらについて推計を行った。

表2 界面活性剤の対象化学物質と全国出荷量(平成29年度)

物質番号	対象化学物質名	略称	備考	全国出荷量(t/年)
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	LAS		44,425
224	N,N-ジメチルデシルアミノ-N-オキシド	AO	アミンオキシドの一部	4,718
275	ドデシル硫酸ナトリウム	AS		11,138
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	HDTMAC		188
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	AE		131,133
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	OPE	p-オクチルフェノールが原料	70
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	AES		17,816
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	NPE	ノニルフェノールが原料	444
合計				209,932

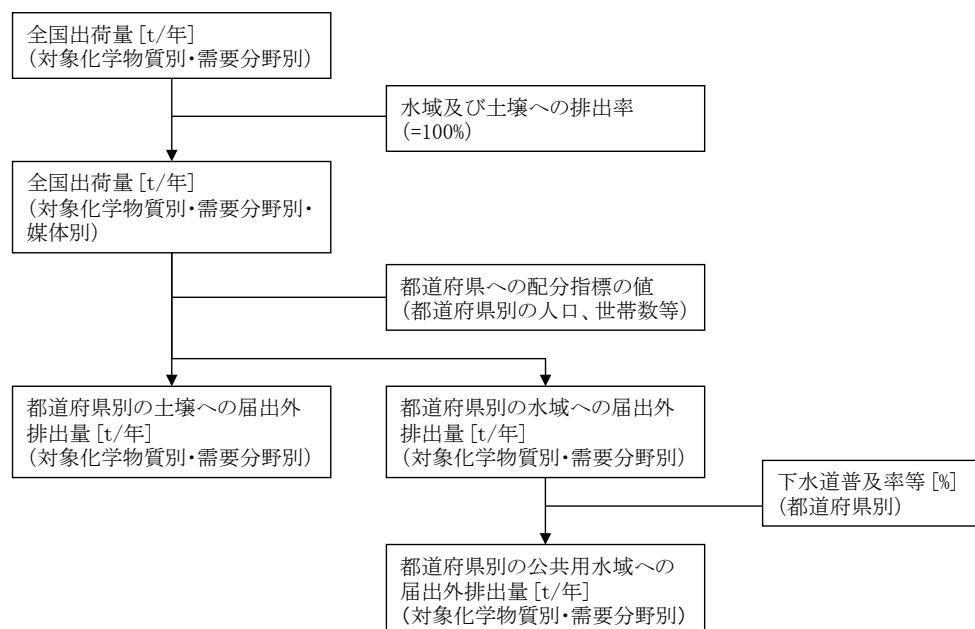
注1:日本界面活性剤工業会・日本石鹼洗剤工業会調査(2018年度PRTR対象界面活性剤流通状況調査報告書)

注2:全国出荷量は、対象業種への全国出荷量と「農薬」における推計値を除外している。

注3:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

### 3. 推計方法

推計の手順は図1に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用、排出されると仮定して、全国の排出量を算出した。使用量は人口(人)等に比例すると仮定して、都道府県別の届出外排出量を算出した。ただし、PRTRにおける届出外排出量としては、下水道へ移行する数量が含まれないため、都道府県別の下水道普及率及び合併浄化槽の普及率・除去率を考慮し、下水道への移動量及び浄化槽で除去される量を差し引くことにより、公共用水域への排出量を算出した。



注1:需要分野とは「化粧品」、「身体用洗浄剤」等を示す。

注2:「肥料」は全量が環境中に排出されると仮定した(下水道普及率は考慮しない)。

注3:「下水道普及率等」には合併浄化槽の普及率・除去率を含む。

図1 洗浄剤・化粧品等(界面活性剤)に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

洗浄剤・化粧品等(界面活性剤)に係る排出量推計結果を図2、表3に示す。界面活性剤に係る対象化学物質(8物質)の排出量の合計は約35千tと推計された。

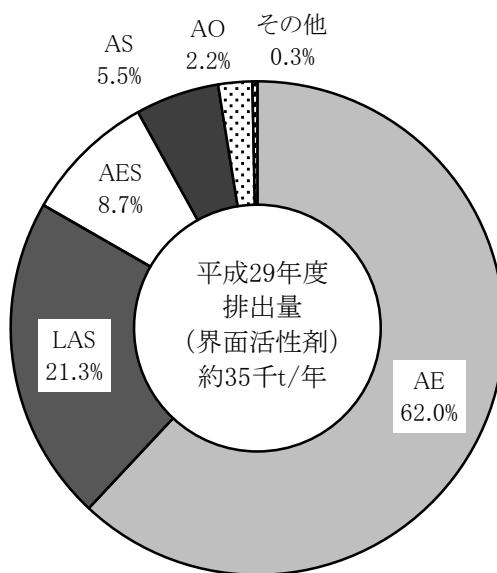


図2 洗浄剤・化粧品等(界面活性剤)に係る排出量の推計結果(平成29年度:全国)

表3 洗浄剤・化粧品等(界面活性剤)に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		488,017	6,941,491		7,429,508
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド		68,943	706,552		775,495
275	ドデシル硫酸ナトリウム		38,545	1,872,323		1,910,868
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド		14,025	18,287		32,311
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		3,365,891	18,223,874		21,589,764
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		10,960	174		11,134
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		406,462	2,611,852		3,018,315
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		67,692	1,885		69,577
合 計			4,460,534	30,376,438		34,836,972

注1:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

## II 中和剤等

### 1. 届出外排出量と考えられる排出

日本石鹼洗剤工業会によると、中和剤等は家庭用洗浄剤のうち主に住宅用及び洗濯用のものと業務用洗浄剤に使用されている。家庭用については使用場所で全量が排出されると考えられ、推計対象とした。また、業務用洗浄剤については、飲食店、建物サービス業等で使用されるものを推計対象とした。

### 2. 推計を行う対象化学物質

日本石鹼洗剤工業会の調査によると、中和剤として使用されている対象化学物質は表 4 に示す2物質であり、これらについて推計を行った。2-アミノエタノールは洗浄剤の製造段階で塩になるものがあるものの、使用段階では容易に解離して2-アミノエタノールになり、使用量の全量が水域へ排出されると考えられる。

表 4 中和剤の対象化学物質と全国出荷量(平成 29 年度)

物質番号	対象化学物質名	略称	全国出荷量(t/年)
20	2-アミノエタノール	MEA	8,521
60	エチレンジアミン四酢酸	EDTA	84
合計			8,605

資料:日本石鹼洗剤工業会調査(平成 30 年 11 月)

### 3. 推計方法

日本石鹼洗剤工業会の調査により把握された中和剤等としての対象化学物質の全国出荷量等を用いた。推計の手順は図 3 に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用、排出されると仮定して、全国の排出量を算出した。家庭用洗浄剤の使用量は世帯数等に、業務用洗浄剤の使用量は飲食店や建物サービス業等の従業員数等に比例すると仮定して、都道府県別の届出外排出量を算出した。ただし、排出された対象化学物質は、界面活性剤同様、公共用水域と下水道に区分する必要があるため、下水道普及率を考慮し、下水道への移動量を差し引いた。

なお、合併浄化槽による除去率については、現時点では利用可能なデータが得られないため、考慮していない。

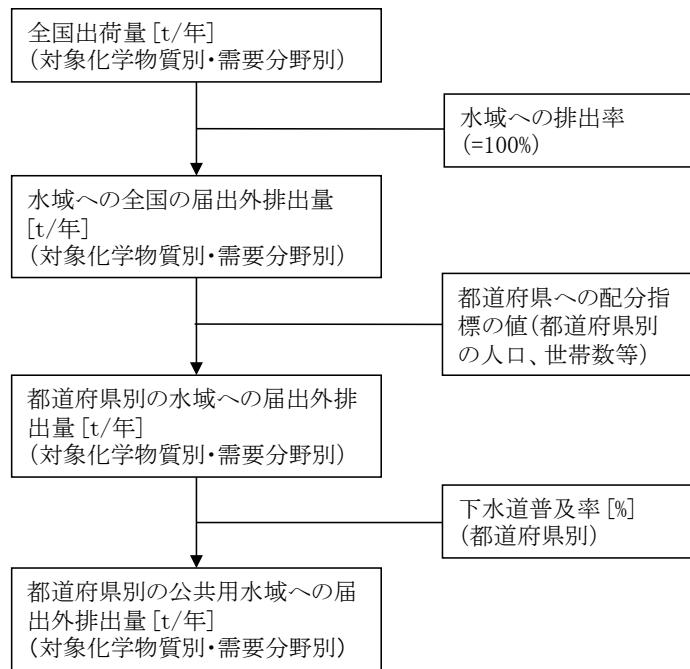


図3 洗浄剤・化粧品等(中和剤等)に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

洗浄剤・化粧品等(中和剤等)に係る排出量推計結果を表5に示す。中和剤等に係る届出外排出量の合計は約2.1千tと推計された。

表5 洗浄剤・化粧品等(中和剤等)に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
20	2-アミノエタノール		57,871	2,099,589		2,157,460
60	エチレンジアミン四酢酸			21,383		21,383
合 計			57,871	2,120,973		2,178,843

注:四捨五入の関係で、各列・各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

## 【参考8】

### 防虫剤・消臭剤に係る排出量

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

防虫剤・消臭剤は主に一般家庭用として用いられており、使用量の全量が環境中へ排出されるものと考えられ、届出外排出量となる。家庭用として出荷されたものが一部洗濯業等で使用されている可能性があるものの、家庭用と業務用の使用量の区別が困難であるため、排出量のすべてを「家庭からの排出量」として推計した。

#### 2. 推計を行う対象化学物質

日本繊維製品防虫剤工業会によると、防虫剤・消臭剤の成分として使用されている対象化学物質はジクロロベンゼン(物質番号 181)とナフタレン(同 302)であり、これについて推計を行った。

#### 3. 推計方法

推計に当たっては図 1 に示すとおり、推計対象年度の全国出荷量は全量使用、環境中に排出されると仮定し、全国の排出量を算出した。全国出荷量は表 1 に示すとおり、日本繊維製品防虫剤工業会により把握されている防虫剤・消臭剤としての全国出荷量等(平成 29 年度実績:7,554t/年)を用いた。防虫剤・消臭剤の使用量は世帯数等に比例すると仮定し、都道府県別の排出量を推計した。

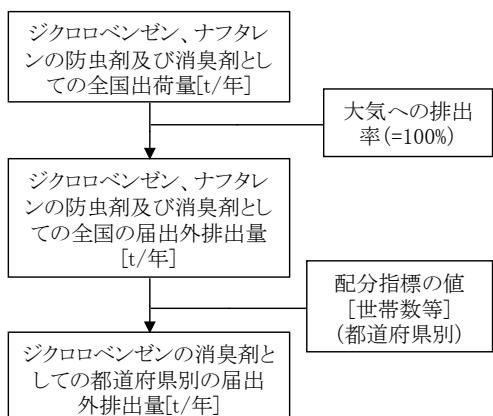


表 1 防虫剤・消臭剤に係るジクロロベンゼン等の  
需要分野別全国出荷量(平成 29 年度)

需要分野	全国出荷量(t/年)		
	ジクロロベンゼン	ナフタレン	合計
防虫剤	6,959	112	7,071
消臭剤	483	-	483
合計	7,442	112	7,554

注1:日本繊維製品防虫剤工業会調査等(平成 30 年 12 月)

注2:四捨五入の関係で、各列・各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

図 1 防虫剤・消臭剤に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

防虫剤・消臭剤に係る排出量の推計結果を表 2 に示す。防虫剤・消臭剤に係る排出量の合計は約 7.6 千 t と推計された。

表 2 防虫剤・消臭剤に係る排出量推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
181	ジクロロベンゼン			7,442,000		7,442,000
302	ナフタレン			112,000		112,000
合計				7,554,000		7,554,000

注:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

## 【参考9】

### 汎用エンジンに係る排出量

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

汎用エンジン(自動車等の移動体の動力源等に用いられるエンジン以外のもの)を搭載した機器は、軽油又はガソリン等を燃料として消費して稼働する。このときの排ガスに含まれる対象化学物質について推計を行った。

#### 2. 推計を行う対象化学物質

汎用エンジンから排出される対象化学物質の種類は、自動車、二輪車、特殊自動車のうち産業機械等、類似のエンジンを搭載している移動体から排出される物質の種類と同一と仮定した。具体的にはアクリレイン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、スチレン(240)、1, 2, 4-トリメチルベンゼン(296)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ノルマルヘキサン(392)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)について推計を行った。

#### 3. 推計方法

推計方法は図1に示すとおり、概ね特殊自動車と同じであるため、詳細は【参考13】を参照。基本的には、機種別・出荷年別の全国合計の年間稼働時間と機種別の平均出力から機種別の全国合計の年間仕事量(GWh/年)を算出し、これに機種別の仕事量当たりの排出係数(g/kWh)を乗じて全国の排出量を推計した。また、表1に示す都道府県別の配分指標を用い、都道府県別の排出量を推計した。

表1 汎用エンジンに係る機種別の都道府県への配分指標

機種	関連指標	資料名
刈払機 チェーンソー	都道府県別人工林面積(ha)	「都道府県別 森林率・人口林率」 (平成 29 年3月 31 日現在) (林野庁ホームページ)
動力脱穀機	都道府県別作付面積 (水稻、陸稻、麦類)(ha)	「第 91 次農林水産省統計表」(平成 30 年、農林水産省統計情報部)
コンクリートミキサ 大型コンプレッサ 発電機	都道府県別元請完成工事高 (百万円)	「平成 28 年建設工事施工統計調査報告」(平成 30 年3月、国土交通省総合政策局情報政策課建設統計室)

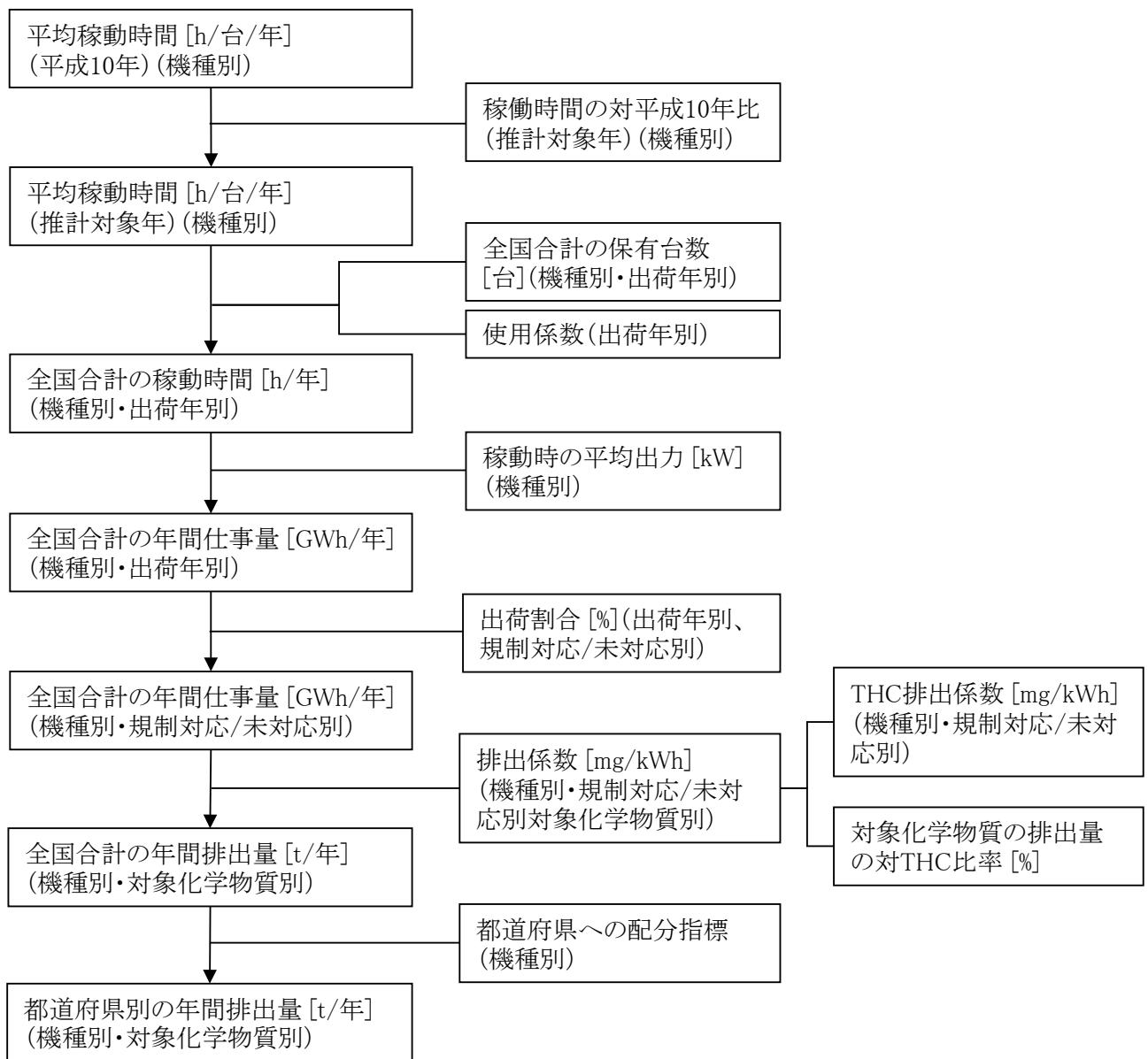


図 1 汎用エンジンに係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

汎用エンジンに係る排出量推計結果を表2、表3に示す。汎用エンジンに係る対象化学物質(13物質)の排出量の合計は約3.2千tと推計された。

表2 汎用エンジンに係る排出量の推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		対象化学物質排出量(kg/年)						
物質番号	物質名	コンクリートミキサ	大型コンプレッサ	刈払機	チェーンソー	動力脱穀機	発電機	合計
10	アクロレイン	5.1	608	2,695	205	13	4,379	7,906
12	アセトアルデヒド	21	2,544	16,767	1,275	56	19,037	39,700
53	エチルベンゼン	2.7	328	77,849	5,920	7.2	12,490	96,597
80	キシレン	9.5	1,134	407,209	30,965	25	61,481	500,823
240	スチレン	3.1	368	51,500	3,916	8.0	9,263	65,059
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン			62,279	4,736		8,257	75,272
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	2.7	321	82,520	6,275	7.0	13,061	102,187
300	トルエン	11	1,305	766,511	58,288	28	110,246	936,388
351	1, 3-ブタジエン	5.1	609	23,953	1,821	13	7,200	33,603
392	ノルマル-ヘキサン			359,302	27,322		47,635	434,259
399	ベンズアルデヒド	2.5	302	14,492	1,102	6.6	3,917	19,822
400	ベンゼン	13	1,579	634,767	48,269	34	94,593	779,256
411	ホルムアルデヒド	98	11,658	32,337	2,459	254	81,347	128,154
合 計		174	20,757	2,532,181	192,554	453	472,906	3,219,024

注:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表3 汎用エンジンに係る排出量推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				7,906	7,906
12	アセトアルデヒド				39,700	39,700
53	エチルベンゼン				96,597	96,597
80	キシレン				500,823	500,823
240	スチレン				65,059	65,059
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン				75,272	75,272
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				102,187	102,187
300	トルエン				936,388	936,388
351	1, 3-ブタジエン				33,603	33,603
392	ノルマル-ヘキサン				434,259	434,259
399	ベンズアルデヒド				19,822	19,822
400	ベンゼン				779,256	779,256
411	ホルムアルデヒド				128,154	128,154
合 計					3,219,024	3,219,024

注1:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

(参考:汎用エンジンの機種別の概要)

機種	概要	
コンクリートミキサ	細骨材、セメント、水を練混ぜて均質の生コンクリートを製造する機械。  写真出典:ミナト電気工業ウェブページ	
大型コンプレッサー	建設・土木現場で空気を圧縮する機械。空圧工具、ドリル、ブレーカ、エアガン、ダウンザホール、モルタル吹き付け、削岩機、リベット打ち等に利用される。  写真出典:デンヨー株式会社ウェブページ	
刈払機	開墾の際除草剤で処理できない雑草や灌木を切り倒したり、土中に粉碎すき混んだりする機械を示す。芝刈り機も含まれる。チェーンソーは除く。  写真出典:本田技研工業株式会社ウェブページ	
チェーンソー	人力で使用する刈払機の一種。  写真出典:ハスクバーナ・ゼノア株式会社ウェブページ	
動力脱穀機	扱い胴を動力で回転させ、こぎ束を支持し、穂先をこぎ室に入れて、穀粒や穂を稈から離脱させる機械。  写真出典:片倉機器工業株式会社ウェブページ	
発電機	ここでは、内燃機関によって機械動力を起こし、その動力を受けて電力を発生する機械。 ※本項で推計対象とするのは(事業所内等において定置式で使用されるもの以外の)可搬式発電機のみである。  写真出典:本田技研工業株式会社ウェブページ	

## 【参考10】

### たばこの煙に係る排出量

#### 1. 届出外排出量として考えられる排出

喫煙に伴う「たばこの煙」に含まれる対象化学物質は主に副流煙として環境中に排出されると考えられる。喫煙を行う場所は事業所や家庭等さまざまだが、すべて「家庭」からの排出とみなした。

なお、一度体内に吸引される主流煙については、体内への残存率等の推計に必要なデータが得られないため、推計の対象外とした。

#### 2. 推計を行う対象化学物質

たばこの煙に含まれる化学物質の種類は数千種類ともいわれているが、対象化学物質のうち、たばこ1本あたりの副流煙中の生成量が把握できた9物質について推計を行った(表1)。なお、ダイオキシン類(物質番号:243)については、別途「ダイオキシン類」として推計を行っている。

表1 たばこの煙として推計する対象化学物質とその生成量の値

物質番号	対象化学物質名	対象化学物質の生成量(μg/本)
9	アクリロニトリル	97
10	アクロレイン	310
12	アセトアルデヒド	1,707
36	イソブレン	2,719
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。) <sup>注2</sup>	124
300	トルエン	597
351	1, 3-ブタジエン	364
400	ベンゼン	297
411	ホルムアルデヒド	447

資料:平成11年-12年度たばこ煙の成分分析について(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/houkoku/seibun.html>

注1:上記資料における「標準的」燃焼条件における主要銘柄の単純平均値を示す。

注2:無機シアン化合物(物質番号144)は「シアン化水素」としての生成量を示す。

#### 3. 推計方法

推計に当たっては、図1に示すとおり、全国のたばこの販売本数と、たばこ1本あたりの対象化学物質の生成量を用いて全国の届出外排出量を推計し、その値を都道府県別の喫煙者数により都道府県に配分することにより、都道府県別の届出外排出量を推計した。

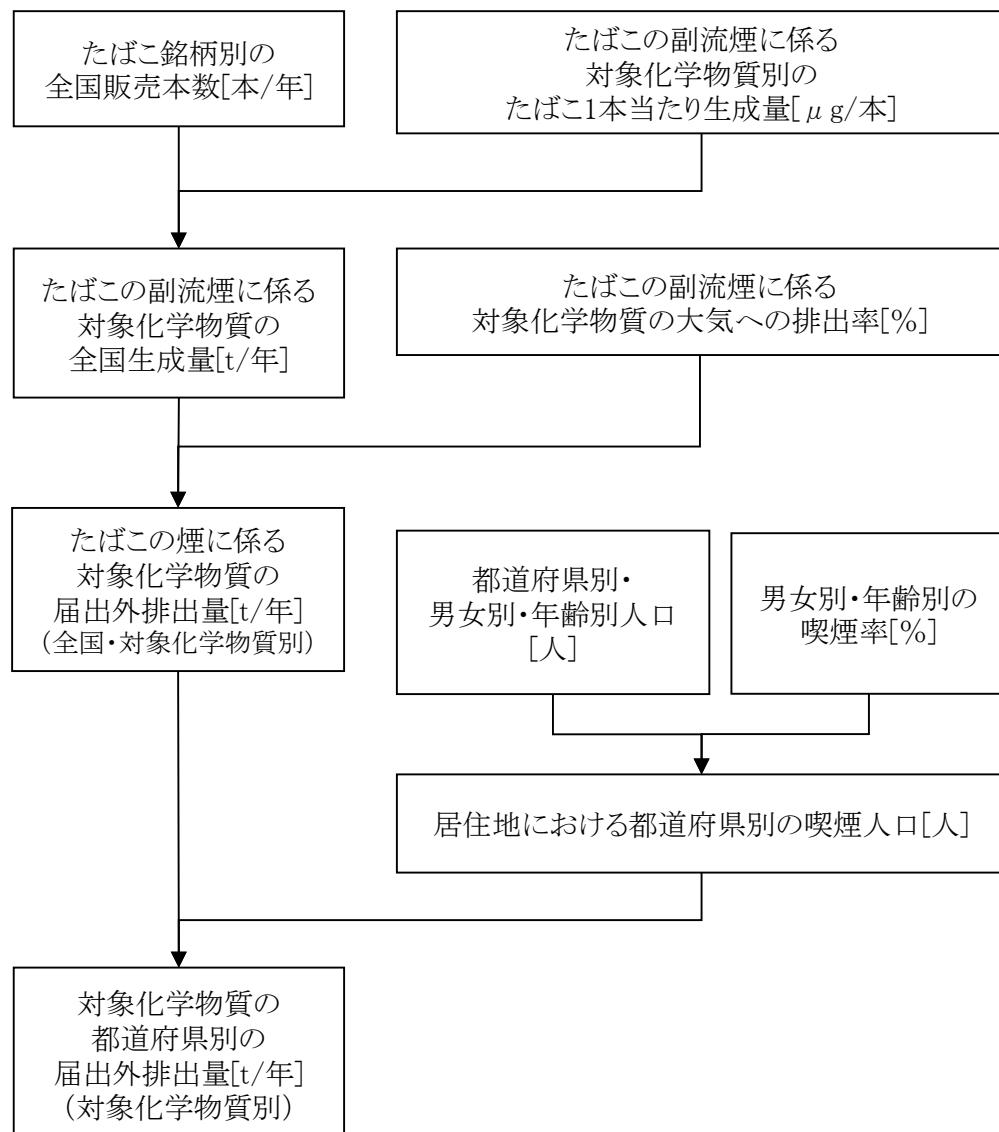


図 1 たばこの煙に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

たばこの煙に係る排出量の推計結果を表2に示す。たばこの煙に係る排出量の合計は約0.97千tと推計された。

表2 たばこの煙に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
9	アクリロニトリル			14,004		14,004
10	アクロレイン			45,178		45,178
12	アセトアルデヒド			248,355		248,355
36	イソブレン			393,601		393,601
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)			17,949		17,949
300	トルエン			86,592		86,592
351	1,3-ブタジエン			52,908		52,908
400	ベンゼン			43,207		43,207
411	ホルムアルデヒド			65,012		65,012
合 計				966,806		966,806

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

## 【参考11】

### 自動車に係る排出量

自動車から排出されるものとして、排気管からの排出ガス、ガソリンタンク等からの燃料蒸発ガス、タイヤ・ブレーキ等が摩耗して飛散する粒子状物質等があり、いずれも対象化学物質を含んでいる。

このうち、排気管からの排出ガスについては、コールドスタート時(冷始動時)にはエンジン始動直後で燃料噴射量が増え、排気後処理装置の触媒が低温で活性状態にないこと等から、コールドスタート時の排出ガスの量が増加することが知られている。また、冷凍冷蔵庫や長距離走行用のトラック・バス等の車種の一部には、走行用のエンジンのほかに、冷凍機やクーラーの動力源として専用のエンジン(以下「サブエンジン式機器」という。)を搭載しているものもあり、その排気管からも排出ガスが生じる。

燃料蒸発ガスは、ガソリンスタンド等における給油時の排出と、給油後の走行中や駐車中等の排出に大別される。前者については、事業者からの届出の対象となるため、ここでは推計を行わず、後者について届出外排出量として推計を行った。

タイヤ・ブレーキ等の摩耗については、推計に必要なデータが現時点では得られていないため、推計の対象としない。

このため、自動車に係る排出量については、排気管からの排出ガス等について、暖機状態からの排出(以下「ホットスタート」という。)、コールドスタート(冷始動)時におけるエンジン始動直後の燃料噴射量の増加に伴う排出ガス量の増加(以下「コールドスタート時の増分」という。)、給油後の走行中や駐車中等の排出(以下「燃料蒸発ガス」という。)、冷凍機やクーラーの動力源として専用のエンジンからの排出(以下「サブエンジン式機器」という。)の4つに区分して推計を行った。

表1 自動車に係る届出外排出量の推計の対象とする排出区分

排出区分			推計 対象	備考
燃焼	エンジン	暖機状態からの排出	<input type="radio"/>	「I ホットスタート」
		コールドスタート時 (冷始動時)の増分	<input type="radio"/>	「II コールドスタート時の増分」
	冷凍機・クーラー用の サブエンジン式機器からの排出		<input type="radio"/>	「IV サブエンジン式機器」
蒸発	給油時の排出			原則として届出対象
	給油後の排出		<input type="radio"/>	「III 燃料蒸発ガス」
摩耗	タイヤ・ブレーキ等の摩耗			現時点では必要なデータが得られていない

注:自動車の推計対象である特種用途車のうち高所作業車のエンジン排出については、本推計項目では公道の走行時及び始動時における排出量を対象に推計を行っているが、建設現場等における作業時のエンジン排出については、推計方法の特性上、参考13(特殊自動車)において推計を行っている。

## I ホットスタート

### 1. 届出外排出量と考えられる排出

公道を走行するガソリン・LPG 車(以下「ガソリン車」という。)及びディーゼル車のエンジンからの排出ガスに含まれる対象化学物質を推計した。

### 2. 推計を行う対象化学物質

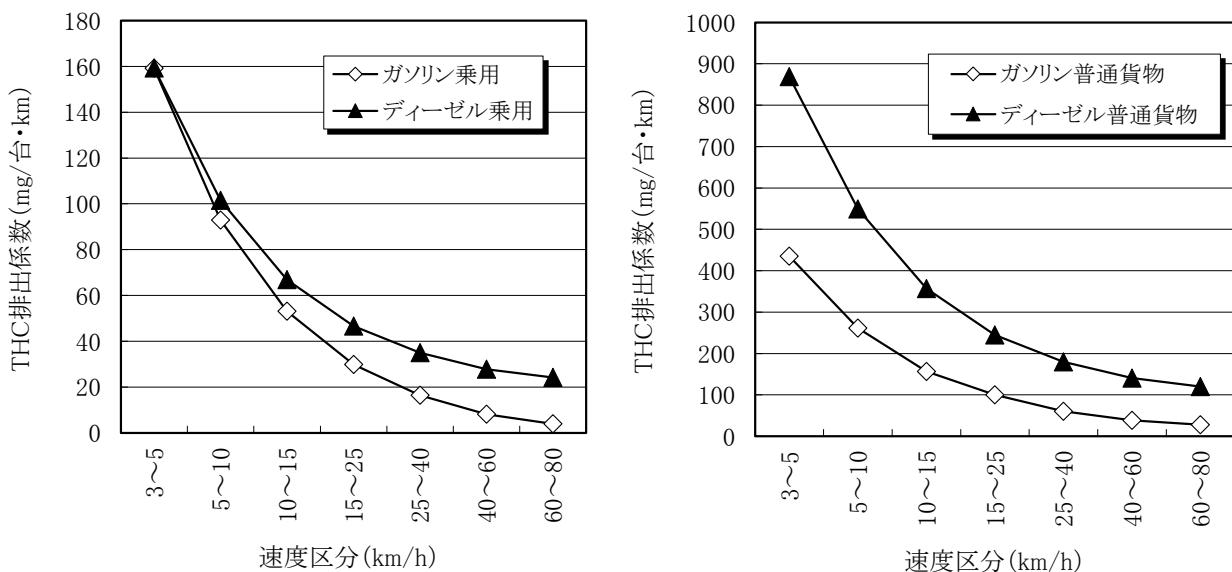
対象化学物質のうち、ホットスタートでの排出が報告され、データが利用可能なアクロレン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、スチレン(240)、1, 2, 4-トリメチルベンゼン(296)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ノルマルーヘキサン(392)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の13 物質について推計を行った。ただし、1, 2, 4-トリメチルベンゼン、ノルマルーヘキサンについては、ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる濃度を測定した結果、検出下限値未満であったため、ディーゼル自動車の推計の対象とせず、濃度データが得られているガソリン自動車のみを推計の対象とした。また、クメン(83)についてはガソリン自動車・ディーゼル自動車ともに測定結果が検出下限値未満であったため、推計の対象としていない。なお、ダイオキシン類(243)の排出については、別途「ダイオキシン類」として【参考19】にて推計を行っているため、本項では記載していない。

### 3. 推計方法

自動車の走行量(km/年)に対し、走行量当たりの排出係数(mg/km)を乗じることにより、排出量(kg/年)を推計するのが基本的な考え方である。具体的には、車種別・旅行速度(停止中も含めた道路走行時の平均速度)別に全炭化水素(Total HydroCarbon)(以下、「THC」という。)の排出係数を設定し、それに対応する走行量データを車種別・旅行速度別・初度登録年別に設定した。排出係数の設定に当たっては、排出ガス規制の強化による排出量の変化(同一車種では新しい車ほど THC の排出量が少ない)及び規制対応車の車種別・初度登録年別の普及率を考慮しつつ、車種別・旅行速度別・初度登録年別に設定を行った。

環境省及び地方自治体の実測データに基づく THC 排出係数の一例を図1に示す。なお、THC 排出係数は7車種区分<sup>注</sup>について設定した。ただし、ガソリン車については、触媒の経年的な劣化を考慮した補正を行い(図 2)、図 1 は劣化補正の後、車種別・初度登録年別の台数に応じて加重平均を行った値を示している。さらに、THC に対する対象化学物質の比率(環境省及び東京都の実測データに基づき設定)を図 3 に示す。THC としての排出係数は、いずれの車種でも旅行速度が小さい場合に大きな値となっている(図 1)ため、同じ走行量であっても旅行速度の小さい(例:渋滞の激しい)地域において排出量が大きくなると考えられる。地域ごとの旅行速度分布の例を図 4 に示す。

注:7車種区分は、軽乗用車、乗用車、バス、軽貨物車、小型貨物車、普通貨物車、特種用途車に対応する。



注:ガソリン車は触媒の劣化を考慮した補正を行った。

図 1 車種別・旅行速度区分別の THC 排出係数の例(平成 29 年度)

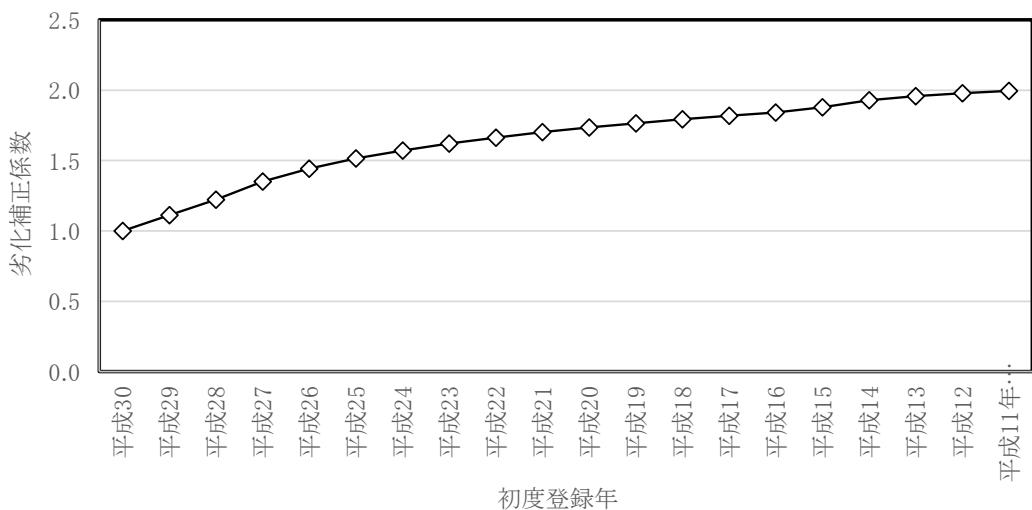
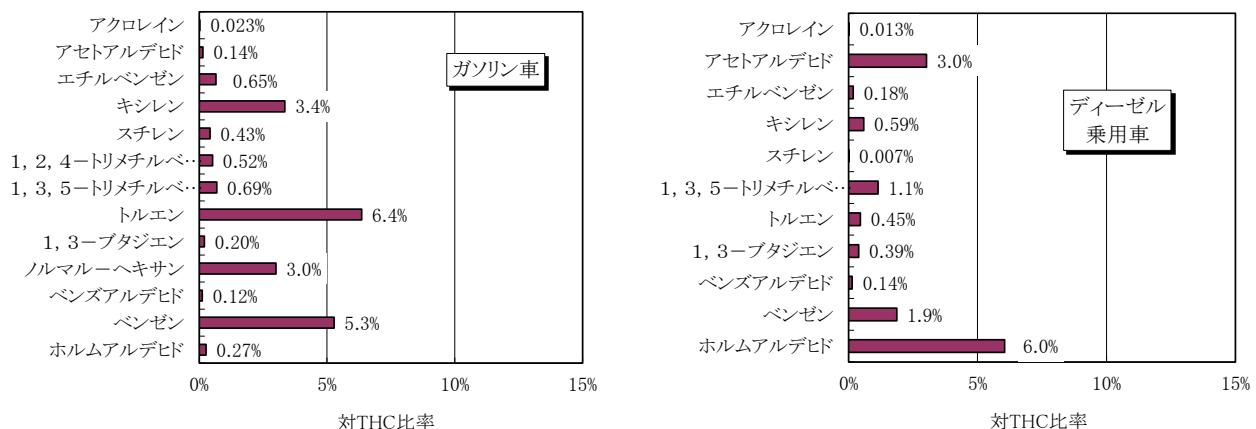
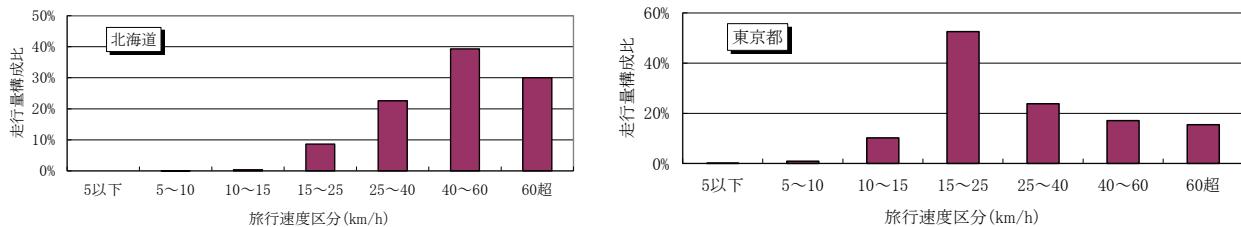


図 2 ガソリン車に係る触媒の劣化補正係数の推計結果(平成 29 年度)



出典:環境省環境管理技術室(2003)及び東京都(2010)

図 3 自動車排ガス(ホットスタート)に係る対象化学物質排出量の対 THC 比率の例



資料:平成22年道路交通センサス(一般交通量調査)(国土交通省道路局)

図 4 幹線道路における旅行速度分布(混雑時)の例

走行量データは、道路区間別の幹線道路の走行量が平成 22 年道路交通センサス(一般交通量調査<sup>注1)</sup>により、道路全体の走行量が平成 22 年度分の自動車燃料消費量統計年報より得られ、両者の差が細街路における走行量と考えられる。ただし、前者の走行量は2車種区分<sup>注2)</sup>のデータであることから、排出係数の区分に合わせるため、平成 22 年道路交通センサス(一般交通量調査)の OD 調査<sup>注3)</sup>(自動車起終点調査)のデータを用いて、7車種区分へ細分化した。また、後者の走行量は車籍地ごとに集計したものであり、それと道路区間別の幹線道路の走行量との比率を地域別に推計するため、OD 調査による車籍地別・出発地別・目的地別のトリップ数<sup>注4)</sup>等を使って後者の走行量を実際の走行場所に換算した(表 2)。このようにして、道路全体の走行量に対する幹線道路走行量のカバー率を推計した結果は、車種別にも地域別にも異なっている(図 5)。これらを用いて設定した平成 22 年度の走行量を自動車輸送統計年報の年間走行量の伸び率で年次補正し、平成 29 年度における初度登録年別保有台数に応じて按分することにより、平成 28 年度の車種別・旅行速度別・初度登録年別の走行量を算出した。

注1:一般交通量調査は交通量・旅行速度等の実測を行う調査。

注2:2車種区分は、小型車、大型車に対応する。

注3:OD 調査はアンケート調査等により地域間の自動車の動きを把握する調査。

注4:トリップ数とはある地点からある地点に移動することの単位。地点が異なるごとにトリップ数が増える。

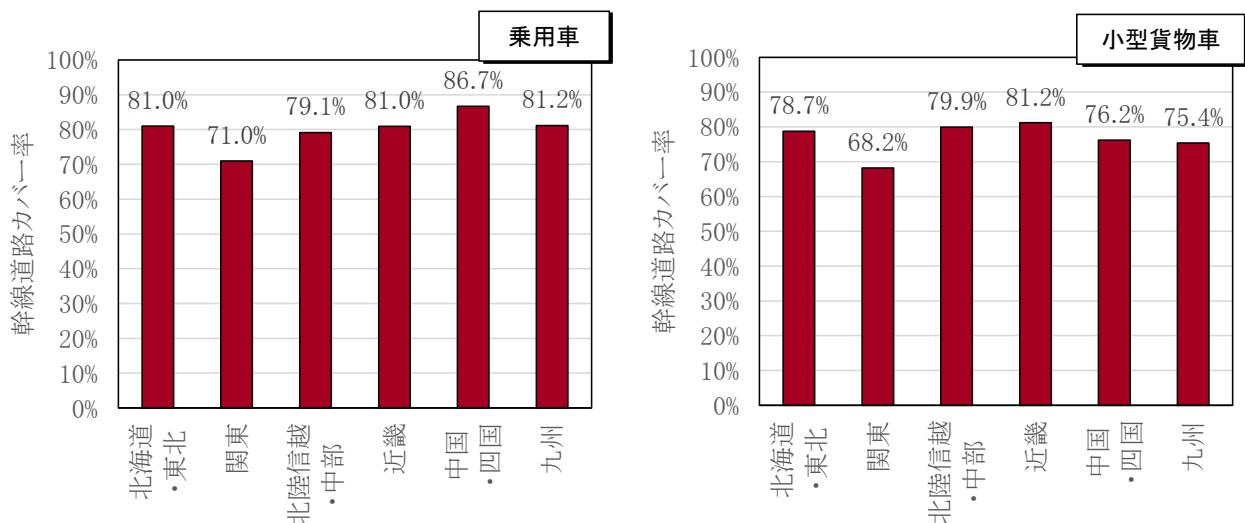
表 2 車籍地別走行量の走行する都道府県別構成比の推計結果  
(普通貨物車に係る構成比の一部地域における抜粋)

通過する 都道府県	車籍地の都道府県											
	1 北海 道	2 青森 県	3 岩手 県	4 宮城 県	5 秋田 県	6 山形 県	7 福島 県	8 茨城 県	9 栃木 県	10 群馬 県	11 埼玉 県	12 千葉 県
1 北海道	99.4%	0.1%	0.0%	0.1%					0.6%			
2 青森県	0.0%	86.8%	3.1%	1.5%	2.9%	0.1%	0.1%	0.1%				
3 岩手県	0.0%	6.0%	78.6%	5.9%	3.1%	2.0%	0.9%	0.0%	0.1%		0.1%	0.0%
4 宮城県	0.1%	1.1%	5.7%	70.0%	3.1%	3.1%	6.0%	1.7%	0.9%	0.1%	0.2%	0.3%
5 秋田県		1.8%	2.5%	1.6%	77.3%	1.8%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6 山形県	0.1%	0.4%	0.9%	3.2%	1.0%	75.3%	1.8%	0.0%	0.2%	0.1%	0.2%	
7 福島県	0.0%	0.5%	2.1%	4.4%	0.8%	3.4%	67.6%	2.1%	3.2%	0.2%	0.5%	0.3%
8 茨城県	0.1%	0.5%	0.7%	1.6%	0.4%	1.0%	3.5%	67.7%	5.2%	3.0%	3.6%	5.1%
9 栃木県	0.0%	0.2%	1.5%	1.7%	0.9%	1.5%	3.5%	4.9%	64.4%	4.3%	3.0%	2.4%
10 群馬県		0.1%	0.7%	0.5%	0.2%	0.5%	1.5%	2.1%	4.2%	64.1%	4.5%	1.4%
11 埼玉県	0.1%	0.7%	0.8%	2.7%	0.9%	2.2%	4.0%	5.3%	6.3%	9.7%	61.5%	5.7%
12 千葉県	0.1%	0.2%	0.5%	1.2%	1.0%	1.0%	2.0%	7.2%	4.5%	2.9%	6.2%	70.8%
13 東京都	0.1%	0.3%	1.4%	1.4%	0.7%	1.8%	2.1%	4.1%	4.2%	4.5%	13.1%	9.2%
(以下省略)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料:平成22年道路交通センサス(自動車起終点調査)(国土交通省)及び日本道路公団資料等に基づき作成

注1:構成比は走行量ベースの値として推計した。

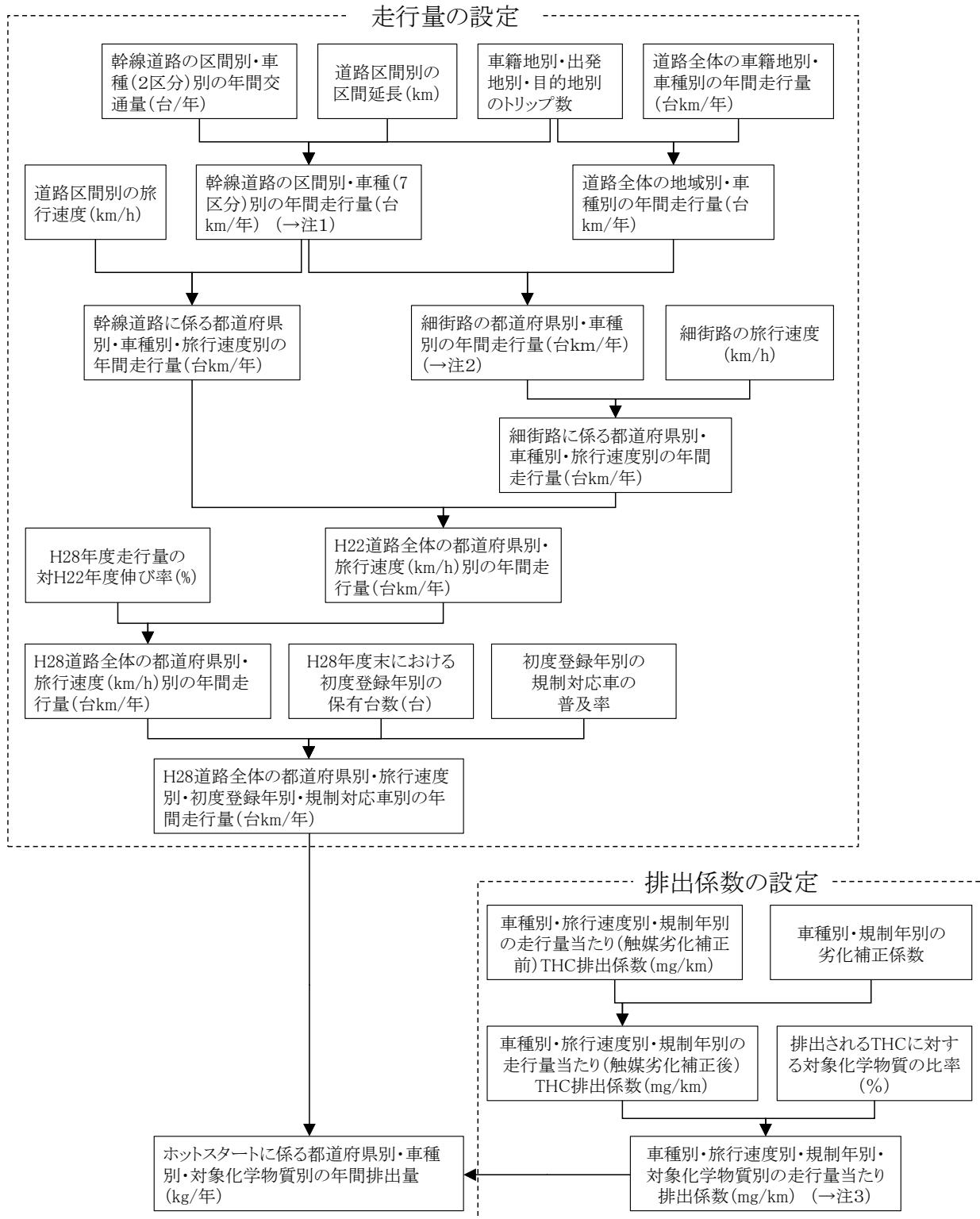
注2:車籍地と同じ都道府県の値を太枠で囲んで示す。



注:道路全体(平成22年度分自動車燃料消費量統計年報)に対する幹線道路(平成22年度道路交通センサス(一般交通量調査))の割合としてカバー率を定義した。

図5 自動車走行量に係る幹線道路カバー率の推計例(平成22年度)

以上の推計方法をフローとして図 6 に示す。走行量を設定する部分と排出係数を設定する部分から構成されており、それらを組み合わせて排出量が推計される。



注1: 区間ごとの交通量(台/年)に区間延長(km)を乗じて走行量(台km/年)が算出される。

注2: 道路全体の走行量から幹線道路の走行量を差し引いて細街路の走行量が算出される。

注3: THCの排出係数にベンゼン等の比率を乗じて対象化学物質の排出係数が算出される。

図 6 自動車(ホットスタート)に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

以上の方針に従って推計した対象化学物質別の全国排出量を表3、図7、表4に示す。初度登録年別の規制対応車の普及率を考慮したことにより昨年度より排出量が減少し、自動車のホットスタート時の排ガスに係る排出量の合計は約8.8千t(うち、貨物車類が約5.9千t)と推計された。

表3 自動車(ホットスタート)に係る対象化学物質別の全国排出量の推計結果(平成29年度)

物質番号	対象化学物質名	年間排出量(kg/年)						
		軽乗用	乗用車	バス	軽貨物車	小型貨物車	普通貨物車	特種用途車
10	アクロレイン	1,021	1,825	7,159	2,620	12,375	63,233	10,557
12	アセトアルデヒド	6,441	21,321	72,757	16,535	120,305	618,508	106,078
53	エチルベンゼン	29,618	51,983	1,408	76,038	9,684	7,997	2,023
80	キシレン	151,946	265,542	3,686	390,088	44,206	12,531	5,303
240	スチレン	19,367	33,618	322	49,722	5,489	866	486
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	23,586	40,911	317	60,551	6,568	447	484
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	31,251	58,037	2,504	80,230	10,491	9,467	3,243
300	トルエン	288,471	501,892	9,435	740,585	89,064	50,929	13,935
351	1, 3-ブタジエン	9,117	17,140	9,132	23,405	17,206	76,698	13,315
392	ノルマルーケキサン	136,071	236,026	1,828	349,332	37,893	2,580	2,793
399	ベンズアルデヒド	5,488	9,993	1,104	14,090	3,061	8,058	1,574
400	ベンゼン	239,485	421,669	21,594	614,825	94,984	151,691	31,251
411	ホルムアルデヒド	12,156	41,402	151,741	31,207	250,985	1,292,312	221,344
合 計		954,018	1,701,358	282,987	2,449,228	702,312	2,295,317	412,386
								8,797,607

注:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

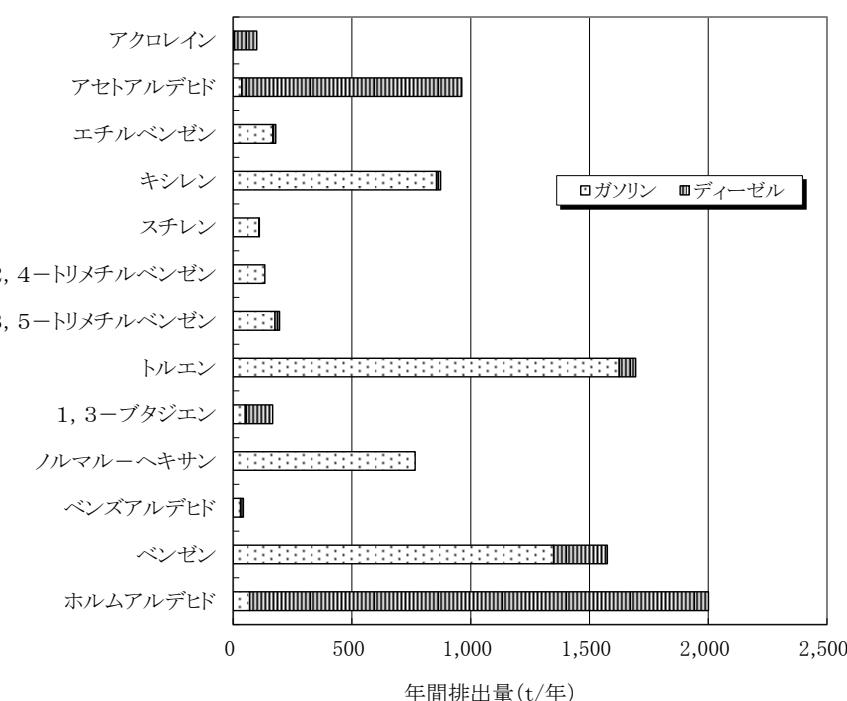


図7 自動車(ホットスタート)に係る対象化学物質別の全国排出量の推計結果(平成29年度)

表4 自動車(ホットスタート)に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				98,789	98,789
12	アセトアルデヒド				961,944	961,944
53	エチルベンゼン				178,751	178,751
80	キシレン				873,302	873,302
240	スチレン				109,871	109,871
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン				132,864	132,864
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				195,223	195,223
300	トルエン				1,694,312	1,694,312
351	1, 3-ブタジエン				166,012	166,012
392	ノルマルヘキサン				766,523	766,523
399	ベンズアルデヒド				43,368	43,368
400	ベンゼン				1,575,499	1,575,499
411	ホルムアルデヒド				2,001,147	2,001,147
合 計					8,797,607	8,797,607

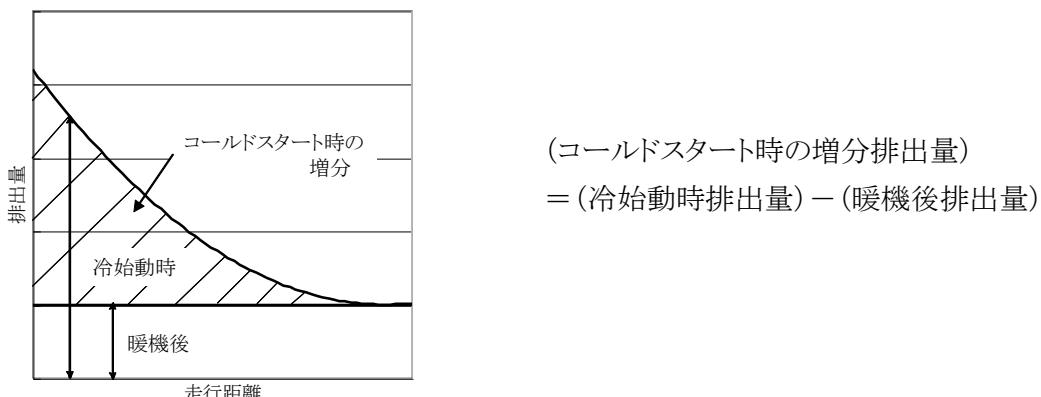
注1:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

## II コールドスタート時の増分

### 1. 届出外排出量と考えられる排出

コールドスタート時(冷始動時)には排出ガスの量が増加することから、排出ガスに含まれる対象化学物質もより多く排出される。通常の暖機状態での走行による排出量は「I ホットスタート」で推計されているため、冷始動から暖機状態に達するまでに走行する際の排出と同距離を暖機後状態で走行する際の排出量の差を「コールドスタート時の増分」と定義する(図 8 参照)。これはすべて届出外排出量となる。ホットスタートの排出量とコールドスタート時の増分の排出量を合計すると、自動車の排気管から走行時に排出される排出ガス量の全体が把握することができる。



資料:JCAP 技術報告書、大気モデル技術報告書(1)(平成 14 年 3 月、(財)石油産業活性化センター・JCAP 推進室)、石油産業活性化センターホームページ(<http://www.pecj.or.jp/japanese/jcap1/jcap09.html>)を基に作成した。

図 8 コールドスタート時の増分排出量のイメージ

### 2. 推計を行う対象化学物質

対象化学物質のうち、コールドスタートでの排出が報告され、データが利用可能なアクリレイン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、クメン(83)、スチレン(240)、1, 2, 4-トリメチルベンゼン(296)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ノルマルヘキサン(392)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の 14 物質について推計を行った。ただし、1, 2, 4-トリメチルベンゼン、ノルマルヘキサン、クメンについては、ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる濃度を測定した結果、検出下限値未満だったため、ディーゼル自動車の推計の対象とせず、濃度データが得られているガソリン自動車のみを推計の対象とした。

### 3. 推計方法

コールドスタート時の増分排出量は、JCAP(Japan Clean Air Program: 石油連盟・日本自動車工業会共同研究「大気改善のための自動車燃料等の技術開発プログラム」)の推計方法に準拠し、1年間の始動回数(エンジンを始動させた回数)に、始動1回当たりの排出係数(g/回)を乗じて算出した。図 8 で示したとおり、排出係数は冷始動時の排出係数から暖機後の排出係数を差し引いた増分として定義した。

コールドスタート時の増分排出量は気温やソーク時間(エンジン停止時から次に始動するまでの時間)、経過年数による触媒の劣化によって影響を受けるため、気温 23.9°C のときにソーク時間を十分にとり(触媒を完全に冷え切った状態にして)測定した標準的な排出係数を、気温、ソーク時間等の補正係

数で補正して使用した。考慮した影響因子を表 5 に示す。経過年数による触媒の劣化を補正した排出係数を表 6 に、ソーク時間による補正係数、気温による補正係数を図 9、図 10 に示した。

1年間の始動回数は排出係数の区分と合わせて、車種別・燃料種別・時間帯別・ソーカ時間別に設定するとともに、業態(自家用もしくは営業用)による始動回数の違い、都道府県別の保有台数等による違いを反映するよう設定した。具体的には車種及び業態ごとの時間帯別始動回数の構成比(%) (図 11 参照)と車種別・業態別の1日当たりの始動回数を用いることにより全国の始動回数を算出した。さらに、道路交通センサスの OD 調査(自動車起終点調査)と都道府県別の車種別・業態別保有台数を用いて、全国の始動回数を都道府県へ割り振った。

以上の推計方法を推計フローとして図 12 に示す。

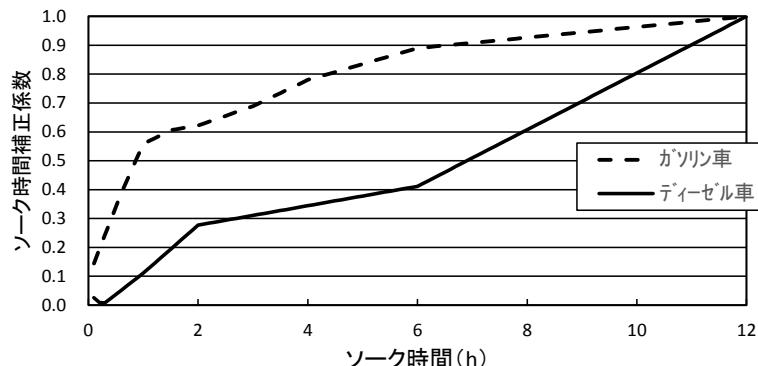
表 5 排出に影響を与える因子

影響因子	影響因子を考慮した理由	考慮の有無	
		ガソリン車	ディーゼル車
経過年数 (積算走行量)	触媒の劣化による排出量の増加	○	
ソーカ時間 (図 9 参照)	エンジン停止後の触媒の余熱による排出量の減少	○	○
気温 (図 10 参照)	始動時の燃料供給量の増加による排出量の増加 エンジン壁面温度の低下による排出量の増加	○	

表 6 経過年数による劣化補正後 THC 排出係数(平成 29 年度の推計値)

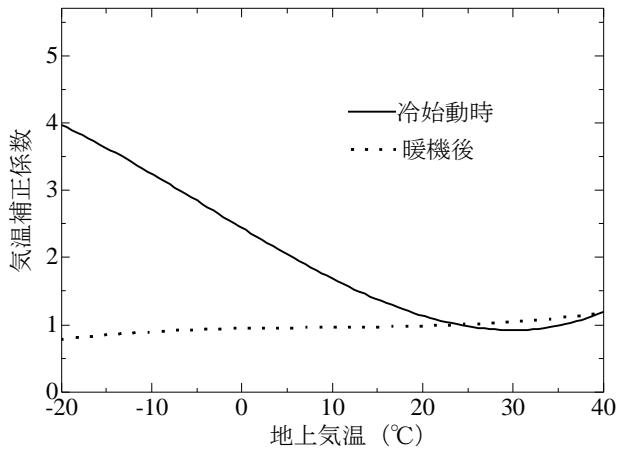
車種	THC 排出係数(g/回)			
	ガソリン車		ディーゼル車	
	冷始動時	暖機後	冷始動時	暖機後
軽乗用車	0.94	0.03	-	-
乗用車	0.91	0.04	0.43	0.54
バス	1.63	0.21	8.41	6.03
軽貨物車	1.56	0.08	-	-
小型貨物車	1.13	0.09	9.00	6.44
普通貨物車	1.73	0.25	9.03	6.46
特種用途車	1.30	0.14	8.82	6.31

注:「経過年数による補正」とは触媒の劣化による補正と走行係数の低下に関する補正を示す。



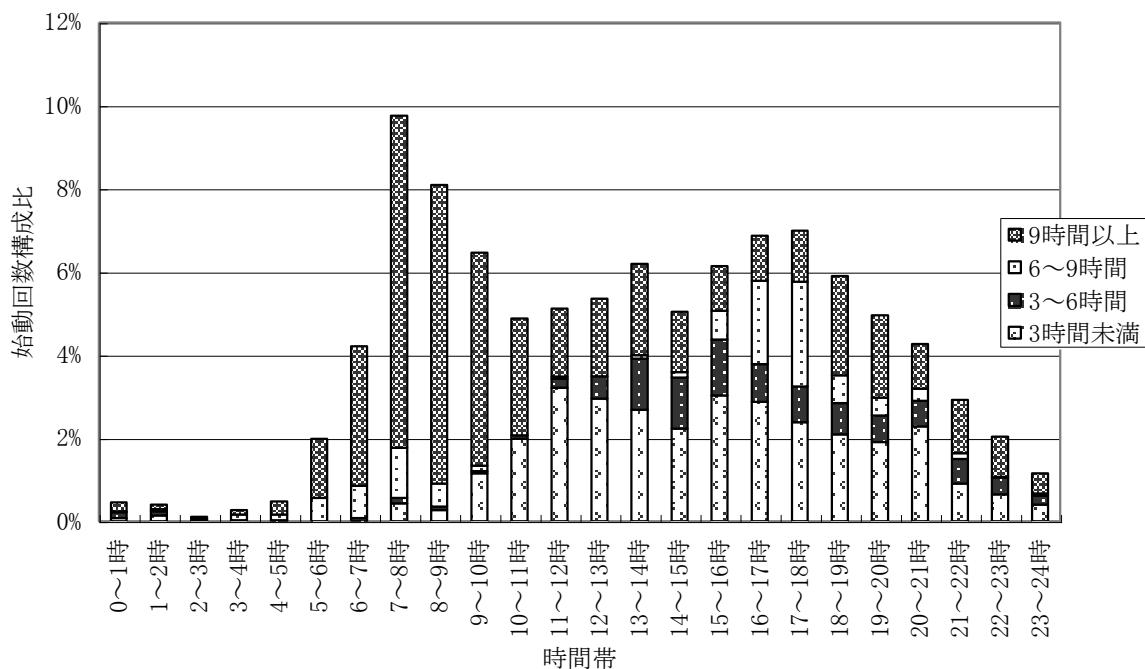
注:12時間以上は触媒が完全に冷えた(ソーカ時間補正係数=1.0)とみなした  
出典:環境省環境管理技術室調べ(平成14年3月)

図9 ソーカ時間とソーカ時間補正係数の関係



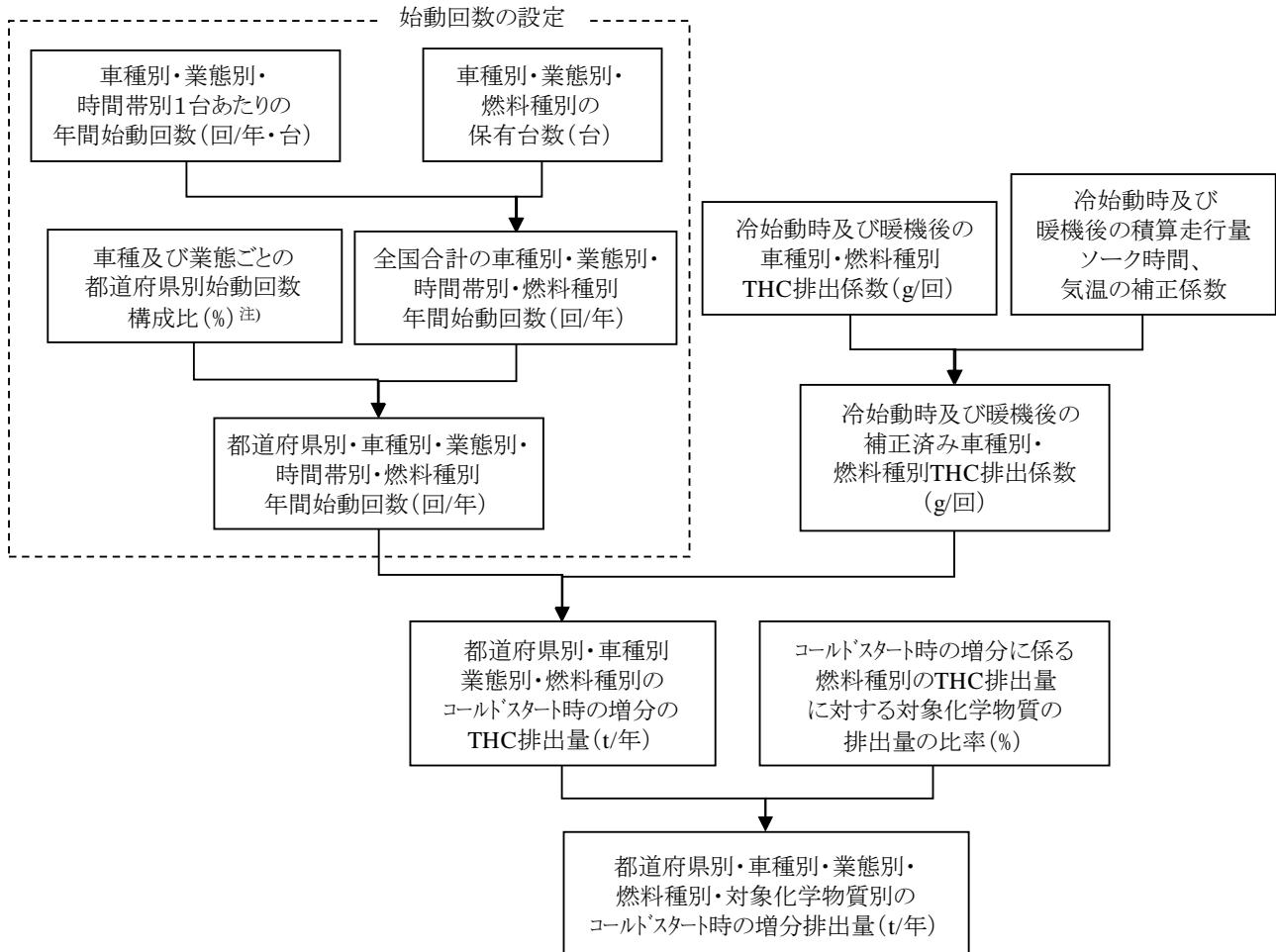
注:計算式で算出された気温補正係数が1を下回った場合と24°C以上のときは1とみなした。  
資料:JCAP技術報告書、大気モデル技術報告書(1)(平成14年3月、(財)石油産業活性化センター・JCAP推進室)を修正して作成した。

図 10 地上気温と気温補正係数の関係



資料:自動車の使用実態調査報告書(平成10年3月、一般財団法人石油産業活性化センター)に基づいて作成した。

図 11 全国における時間帯ごとのソーク時間別年間始動回数構成比(自家用乗用車)



注:保有台数及び道路交通センサスの自動車起終点調査より設定した構成比を示す。

図 12 自動車(コールドスタート時の増分)に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

自動車(コールドスタート時の増分)に係る THC 排出量の推計結果を表 7 に示す。表 7 に示す THC 排出量と表 8 に示す THC 排出量に対する対象化学物質の排出量の比率から、コールドスタート時の増分に係る排出量の合計は、約 41 千 t と推計された(表 9、図 13、表 10 参照)。

表 7 自動車(コールドスタート時の増分)に係る THC 排出量の推計結果(平成 29 年度)

車種	THC 排出量(t/年)		
	ガソリン車	ディーゼル車	合計
軽乗用車	31,276	-	31,276
乗用車	37,328	-	37,328
バス	22	94	116
軽貨物車	17,776	-	17,776
小型貨物車	2,217	704	2,920
普通貨物車	216	718	935
特種用途車	429	406	836
合 計	89,265	1,923	91,188

注:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表 8 THC 排出量に対する対象化学物質排出量の比率

対象化学物質		対 THC 比率	
物質番号	物質名	ガソリン車	ディーゼル車
10	アクロレイン	0.14%	0.93%
12	アセトアルデヒド	0.45%	4.5%
53	エチルベンゼン	3.0%	0.030%
80	キシレン	12%	0.12%
83	クメン	0.069%	-
240	スチレン	0.58%	0.018%
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	1.1%	-
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	0.82%	0.039%
300	トルエン	19%	0.42%
351	1, 3-ブタジエン	0.66%	0.12%
392	ノルマル-ヘキサン	3.4%	-
399	ベンズアルデヒド	0.28%	0.020%
400	ベンゼン	3.5%	1.3%
411	ホルムアルデヒド	1.1%	4.4%

出典:環境省環境管理技術室(平成 23 年)

表 9 自動車(コールドスタート時の増分)に係る燃料種別・対象化学物質別排出量の推計結果  
(平成 29 年度)

対象化学物質		届出外排出量(kg/年)		
物質番号	物質名	ガソリン車	ディーゼル車	合計
10	アクロレイン	121,401	17,784	139,184
12	アセトアルデヒド	402,586	86,131	488,717
53	エチルベンゼン	2,677,958	583	2,678,540
80	キシレン	10,444,036	2,307	10,446,343
83	クメン	61,593	-	61,593
240	スチレン	515,061	346	515,407
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	981,918	-	981,918
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	734,653	757	735,411
300	トルエン	16,781,869	8,017	16,789,886
351	1, 3-ブタジエン	590,043	2,346	592,389
392	ノルマル-ヘキサン	3,035,019	-	3,035,019
399	ベンズアルデヒド	253,513	385	253,898
400	ベンゼン	3,088,578	25,186	3,113,764
411	ホルムアルデヒド	999,771	84,977	1,084,748
合 計		40,687,999	228,817	40,916,816

注:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

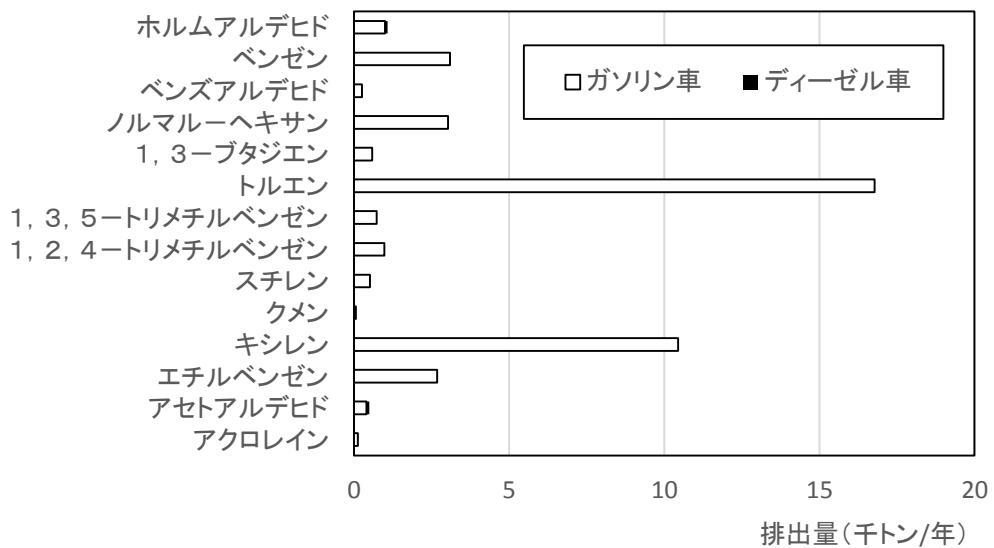


図 13 自動車(コールドスタート時の増分)に係る排出量の推計結果(平成 29 年度)

表 10 自動車(コールドスタート時の増分)に係る排出量の推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				139,184	139,184
12	アセトアルデヒド				488,717	488,717
53	エチルベンゼン				2,678,540	2,678,540
80	キシレン				10,446,343	10,446,343
83	クメン				61,593	61,593
240	スチレン				515,407	515,407
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン				981,918	981,918
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				735,411	735,411
300	トルエン				16,789,886	16,789,886
351	1, 3-ブタジエン				592,389	592,389
392	ノルマルーヘキサン				3,035,019	3,035,019
399	ベンズアルデヒド				253,898	253,898
400	ベンゼン				3,113,764	3,113,764
411	ホルムアルデヒド				1,084,748	1,084,748
合 計					40,916,816	40,916,816

注1:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

### III 燃料蒸発ガス

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

ガソリンを燃料とする自動車において、気温の変動や走行時の燃料タンク内の温度上昇によってタンク内のガソリン成分が揮発し発生する燃料蒸発ガスに含まれる対象化学物質の排出量について推計を行った。燃料蒸発ガスの種類と概要については表 11 のとおりである。

表 11 燃料蒸発ガスの種類と概要

種類	概要
ダイアーナルブリージングロス	駐車中に気温の変化等によりガソリンタンクで発生したガソリン蒸気が破過 <sup>注1</sup> したキャニスタ <sup>注2</sup> から大気に放出されることにより発生する蒸発ガス
ホットソークロス	エンジン停止後1時間以内に吸気管に付着したガソリンから発生する蒸発ガス
ランニングロス	燃料タンク中のガソリンが走行に従って高温になり、キャニスタのページ <sup>注3</sup> 能

注1:破過とは、吸着容量を超過したため、吸着されずに被吸着体が通過すること。

注2:キャニスタとはガソリン自動車の燃料系統に蒸発ガスの発生を防止するために装着されている活性炭等が封入された吸着装置を指す。駐車中に蒸発したガスはキャニスタに吸着され、走行中は吸気マニホールド(多気筒エンジンに空気を供給するための枝別れになっている配管)が負圧となって吸着された蒸発ガスを空気とともに吸気マニホールドに送られ、キャニスタの吸着能を回復する。

注3:ページとは吸着された蒸発ガスを空気とともに吸気マニホールドに送られることを示す。

#### 2. 推計を行う対象化学物質

対象化学物質のうち、ガソリン成分であり燃料蒸発ガス中に含まれるエチルベンゼン(物質番号:53)、キシレン(80)、スチレン(240)、1,2,4-トリメチルベンゼン(296)、1,3,5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、ナフタレン(302)、1,3-ブタジエン(351)、ノルマルヘキサン(392)、ベンゼン(400)の 10 物質に関して推計を行った。

#### 3. 推計方法

過去に、表 11 に示す燃料蒸発ガスの種類ごとの平成 22 年度分の全炭化水素(THC)の全国排出量について推計が行われている。そのため、この結果及び都道府県別・車種別のガソリン車保有台数等のデータを利用して年次補正を行い、都道府県別の THC 排出量を推計した。さらに、THC 排出量に対する対象化学物質排出量の比率(対 THC 比率:表 12 参照)を用いて、透過/破過及び夏ガソリン/冬ガソリンの違いを考慮しつつ対象化学物質の排出量を推計した。推計フローを図 14 に示す。

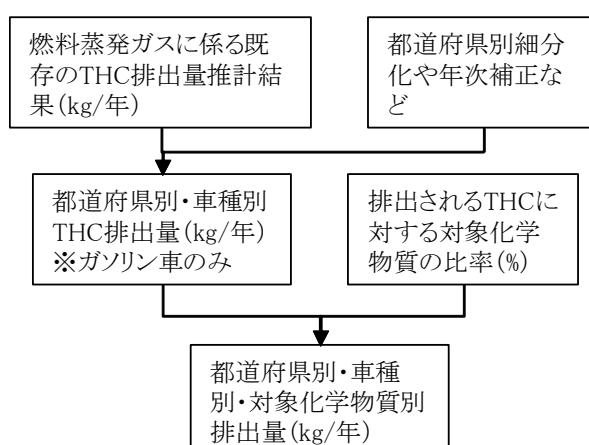


図 14 自動車(燃料蒸発ガス)に係る排出量の推計フロー

表 12 自動車(燃料蒸発ガス)に係る排出係数の対 THC 比率

物質番号	対象物質名	DBL				HSL		RL	
		夏ガソリン		冬ガソリン					
		破過前	破過後	破過前	破過後	夏ガソリン	冬ガソリン	夏ガソリン	冬ガソリン
53	エチルベンゼン	0.9	0.03	0.5	0.009	1	0.8	1	0.8
80	キシレン	3.6	0.09	2	0.03	4.8	3.4	4.7	3.3
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1	0.02	0.6	0.005	2.8	6.2	2.2	4.8
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	0.3	0.005	0.1	0.002	0.7	1.5	0.3	0.6
300	トルエン	18	0.7	8.8	0.2	16.3	11	12.8	8.6
351	1,3-ブタジエン	0.03	0.03	0.04	0.02	0.3	0.4	—	—
392	ノルマルヘキサン	3	0.3	4	0.2	1.8	1.8	1.9	1.9
400	ベンゼン	1.9	0.09	1.4	0.05	1.2	0.6	0.8	0.4

## 4. 推計結果

燃料蒸発ガスに係る対象化学物質別排出量の推計結果を表 13 に示す。燃料蒸発ガスに係る排出量の合計は約 5.5 千 t と推計された。

表 13 自動車(燃料蒸発ガス)に係る排出量の推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
53	エチルベンゼン				177,080	177,080
80	キシレン				788,586	788,586
240	スチレン				0	0
296	1, 2, 4- トリメチルベンゼン				589,624	589,624
297	1, 3, 5- トリメチルベンゼン				116,413	116,413
300	トルエン				2,866,974	2,866,974
302	ナフタレン				19,726	19,726
351	1, 3- ブタジエン				4,519	4,519
392	ノルマルヘキサン				638,175	638,175
400	ベンゼン				263,350	263,350
合 計					5,464,447	5,464,447

注1:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

## IV サブエンジン式機器

### 1. 届出外排出量と考えられる排出

冷凍冷蔵車や長距離走行用のトラック・バス等には走行用のエンジンのほかに冷凍機やクーラーの動力源としてサブエンジン式機器が搭載されている。サブエンジン式機器は、軽油を燃料として消費し仕事を行う。その際に排出される排出ガスに含まれている対象化学物質を推計の対象とした。また、推計の対象とする機器は冷凍冷蔵車に搭載されているサブエンジン式冷凍機及びバス等に搭載されているサブエンジン式クーラーとした。

### 2. 推計を行う対象化学物質

サブエンジン式機器から排出される化学物質の種類は、最もエンジンが類似していると考えられる特殊自動車(ディーゼル)と同一と仮定した。具体的には、アクロレイン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、スチレン(240)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)について推計を行った。

### 3. 推計方法

推計方法は概ね「13. 特殊自動車」と同じであるため、ここでは詳細は省略し、【参考13】にてまとめて示す。基本的には、機種別・出荷年別の全国合計の年間稼働時間と車種別の平均出力から車種別の全国合計の年間仕事量(GWh/年)を算出し、仕事量当たりの排出係数(g/kWh)を乗じて排出量を推計する(THC 排出量に対する対象化学物質排出量の比率は表 14 参照)。また、全国排出量を都道府県別に割り振るための配分指標は表 15 に示すとおりである。

表 14 対象化学物質別排出量の対 THC 比率

物質番号	物質名	対 THC 比率
10	アクロレイン	0.39%
12	アセトアルデヒド	1.6%
53	エチルベンゼン	0.21%
80	キシレン	0.72%
240	スチレン	0.23%
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	0.20%
300	トルエン	0.83%
351	1, 3-ブタジエン	0.39%
399	ベンズアルデヒド	0.19%
400	ベンゼン	1.0%
411	ホルムアルデヒド	7.4%

注:冷凍機、クーラー共通の対 THC 比率を示す。特殊自動車のディーゼル車と同一と仮定した。

出典:環境省環境管理技術室資料(平成 16 年)

表 15 自動車(サブエンジン式機器)に係る都道府県への配分指標

機種	配分指標	資料名
冷凍機	都道府県別の貨物車合計走行量(台 km/年)	平成 22 年度道路交通センサス (一般交通量調査)(国土交通省道路局)等
クーラー	都道府県別のバス走行量(台 km/年)	

#### 4. 推計結果

サブエンジン式機器に係る対象化学物質別排出量の推計結果を表 16 及び表 17 に示す。サブエンジン式機器に係る排出量の合計は約 5.3t と推計された。

表 16 自動車(サブエンジン式機器)に係る排出量推計結果  
(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		排出量(kg/年)		
物質番号	物質名	冷凍機	クーラー	合計
10	アクロレイン	108	47	155
12	アセトアルデヒド	453	195	648
53	エチルベンゼン	58	25	84
80	キシレン	202	87	289
240	スチレン	66	28	94
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	57	25	82
300	トルエン	232	100	332
351	1, 3-ブタジエン	108	47	155
399	ベンズアルデヒド	54	23	77
400	ベンゼン	281	121	402
411	ホルムアルデヒド	2,074	895	2,969
合 計		3,692	1,593	5,286

注:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表 17 自動車(サブエンジン式機器)に係る排出量の推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				155	155
12	アセトアルデヒド				648	648
53	エチルベンゼン				84	84
80	キシレン				289	289
240	スチレン				94	94
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				82	82
300	トルエン				332	332
351	1, 3-ブタジエン				155	155
399	ベンズアルデヒド				77	77
400	ベンゼン				402	402
411	ホルムアルデヒド				2,969	2,969
合 計					5,286	5,286

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

## 【参考12】

### 二輪車に係る排出量

二輪車に係る排出量についても、自動車同様、「ホットスタート」、「コールドスタート時の増分」、「燃料蒸発ガス」の3つに区分して推計した。なお、二輪車は通常サブエンジン式機器を搭載していない。

#### I ホットスタート

##### 1. 届出外排出量と考えられる排出

自動車の場合と同様に、ガソリンを燃料として公道を走行する二輪車(原動機付き自転車及び二輪自動車)のエンジンから排出される排出ガスに含まれる対象化学物質を推計した。

##### 2. 推計を行う対象化学物質

ホットスタートとして、自動車と同様に、アクロレイン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、スチレン(240)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の 11 物質について推計を行った。

##### 3. 推計方法

二輪車の全車種合計の都道府県別走行量(km/年)を車種別に細分化し、得られた走行量(km/年)に対し、走行量当たりの全炭化水素(THC)排出係数(g/km)を乗じて THC 排出量を算出した。二輪車(ホットスタート)に係る車種別の THC 排出量(全国合計)の推計結果を表 1 に示す。

表 1 二輪車(ホットスタート)に係る車種別の THC 排出量の推計結果

車種	THC 排出量(t/年)
原付一種	2,802
原付二種	578
軽二輪	770
小型二輪	812
合 計	4,962

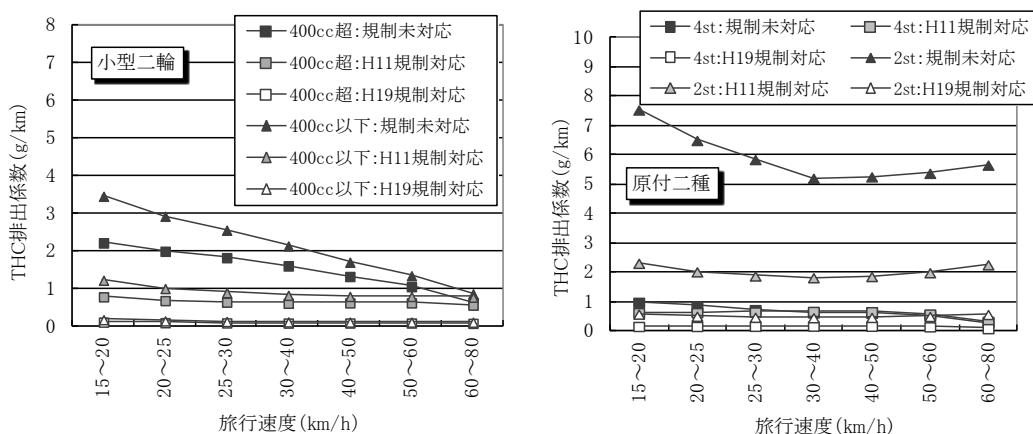
上記により算出した THC 排出量に対して、THC 排出量に対する対象化学物質の排出量の比率(環境省環境管理技術室及び(一社)日本自動車工業会の実測データに基づき設定)を乗じて、対象化学物質の都道府県別排出量を推計した。THC 排出量に対する対象化学物質の排出量の比率は表 2 に示すとおりである。

表2 THC排出量に対する対象化学物質排出量の比率

物質番号	対象化学物質 物質名	対THC 比率
10	アクロレイン	0.045%
12	アセトアルデヒド	0.28%
53	エチルベンゼン	3.1%
80	キシレン	7.4%
240	スチレン	1.8%
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	1.1%
300	トルエン	11%
351	1, 3-ブタジエン	0.35%
399	ベンズアルデヒド	0.23%
400	ベンゼン	3.4%
411	ホルムアルデヒド	0.87%

出典:環境省環境管理技術室調査(平成16年)、平成23年度自工会受託研究報告書「二輪車の未規制物質及び温室効果ガスに係る排出原単位の調査」(平成24年3月、一般財団法人日本自動車研究所)

なお、二輪車の車種合計の走行量の算出方法は概ね自動車と同様であるが、二輪車においては、降雨、降雪(積雪も含む)による走行量の低下(対春夏秋季晴天日比29%)、冬季(晴天日)の走行量の低下(対春夏秋季晴天日比46%)を考慮した。また、平成10・11年及び平成18・19年に導入された排ガス規制の影響を考慮した排出係数を採用し、推計対象年度の保有台数等で加重平均した(図1参照)。

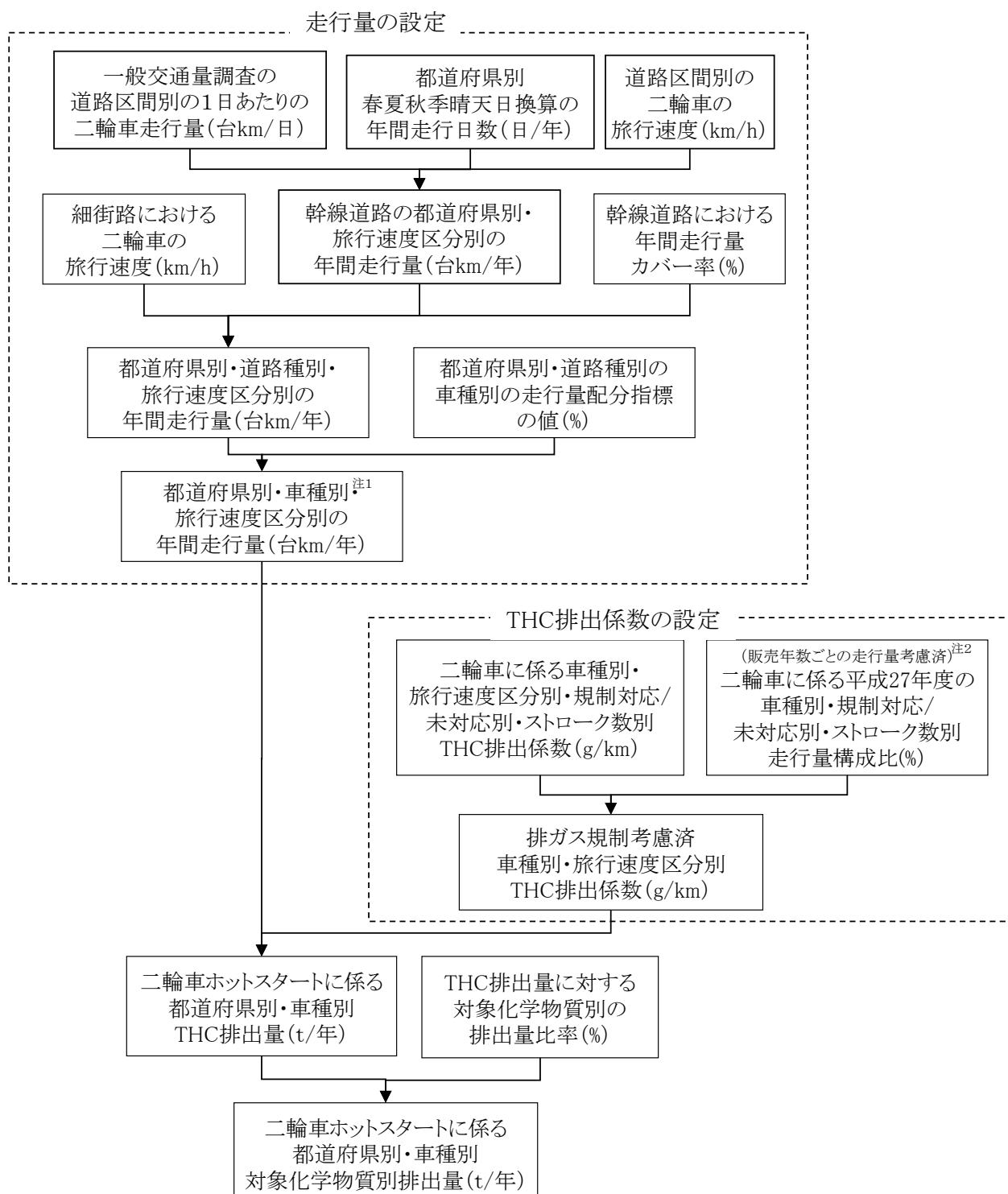


資料:環境省環境管理技術室調べ(平成15年3月)

注:平成19年規制対応の数値は、「自動車排出ガス原単位及び総量算定検討調査」(平成20年3月、(株)数理計画)に基づき、原付二種については平成11年規制の25%、小型二輪については平成11年規制の15%として設定した。

図1 二輪車(ホットスタート)に係る車種別・旅行速度別の全炭化水素(THC)排出係数の例

二輪車(ホットスタート)に係る排出量の推計フローを図2に示す。



注1:二輪車の「車種」とは原付一種、原付二種、軽二輪、小型二輪の4種類を指す。

注2:販売年数ごとの走行量考慮済とは、販売年数ごとの走行量に細分化したうえで推計していることを示す。

図2 二輪車(ホットスタート)に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

二輪車(ホットスタート)に係る対象化学物質別排出量の推計結果を図3及び表3に示す。二輪車(ホットスタート)に係る排出量の合計は約1.2千tと推計された。

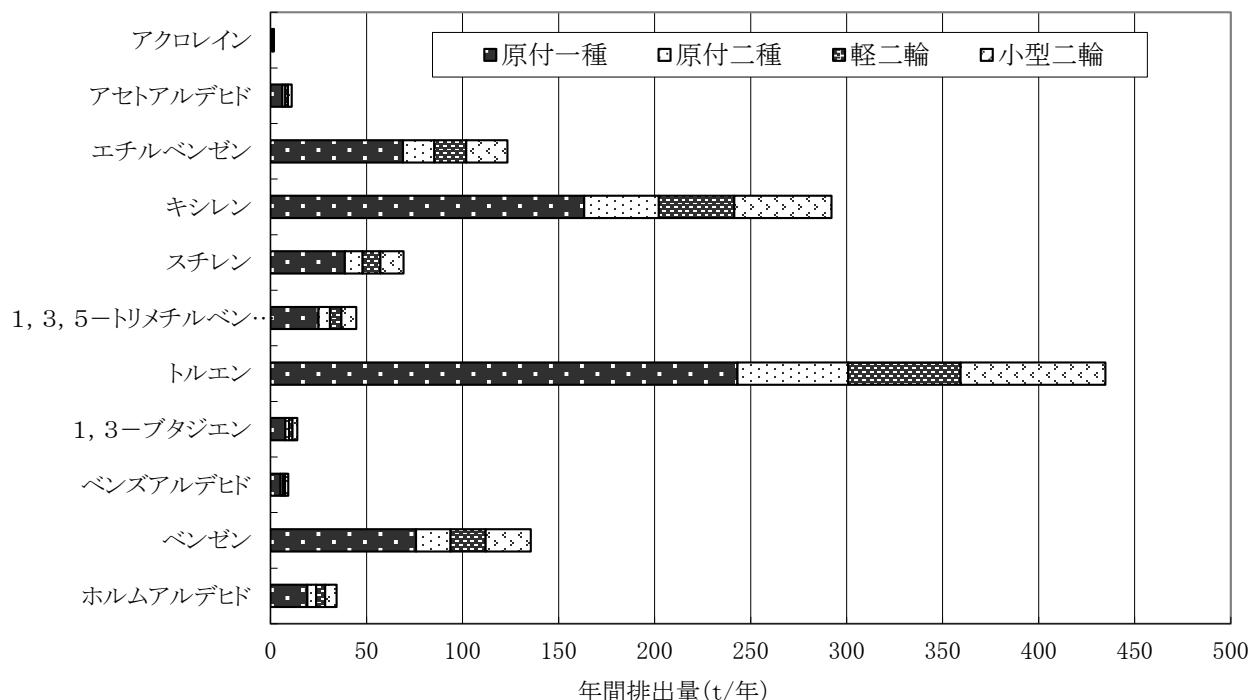


図3 二輪車(ホットスタート)に係る対象化学物質別の全国排出量の推計結果(平成29年度)

表3 二輪車(ホットスタート)に係る排出量の推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクリレイン				1,788	1,788
12	アセトアルデヒド				11,066	11,066
53	エチルベンゼン				123,315	123,315
80	キシレン				292,100	292,100
240	スチレン				69,196	69,196
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				44,691	44,691
300	トルエン				434,744	434,744
351	1, 3-ブタジエン				13,870	13,870
399	ベンズアルデヒド				9,234	9,234
400	ベンゼン				135,481	135,481
411	ホルムアルデヒド				34,389	34,389
<b>合計</b>					<b>1,169,876</b>	<b>1,169,876</b>

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

## II コールドスタート時の増分

### 1. 届出外排出量と考えられる排出

自動車の場合と同様に、二輪車のコールドスタート時の排出ガスの増分について推計した。

### 2. 推計を行う対象化学物質

「I ホットスタート」と同じ 11 物質について推計を行った。

### 3. 推計方法

自動車の場合と同様に、車種別の始動回数に対して、始動1回当たりの THC 排出係数(g/回)を乗じて THC の全国排出量を算出し、THC 排出量に対する対象化学物質の排出量の比率(対 THC 比率)を乗じて、対象化学物質の全国排出量を推計した。

始動回数は、車種別に、1日当たりの平均的な始動回数、1週間当たりの使用予定日数及び都道府県別保有台数から設定した。また、経過年数による使用係数の低下と(ホットスタートと同様に)都道府県別の降雨、降雪(積雪も含む)による走行量の低下(春夏秋季の晴天日比 29%)、冬季(晴天日)の走行量の低下(春夏秋季の晴天日比 46%)を考慮した。排出係数は、自動車と同様に冷始動時の THC 排出係数から暖機後の THC 排出係数を差し引いた数値を使用した(表 4 参照)。また、対象化学物質の対 THC 比率を表 5 に示す。対 THC 比率については、環境省の環境管理技術室、業界団体から得られたデータを踏まえ、設定した。

二輪車(コールドスタート時の増分)に係る排出量の推計フローを図 4 に示す。

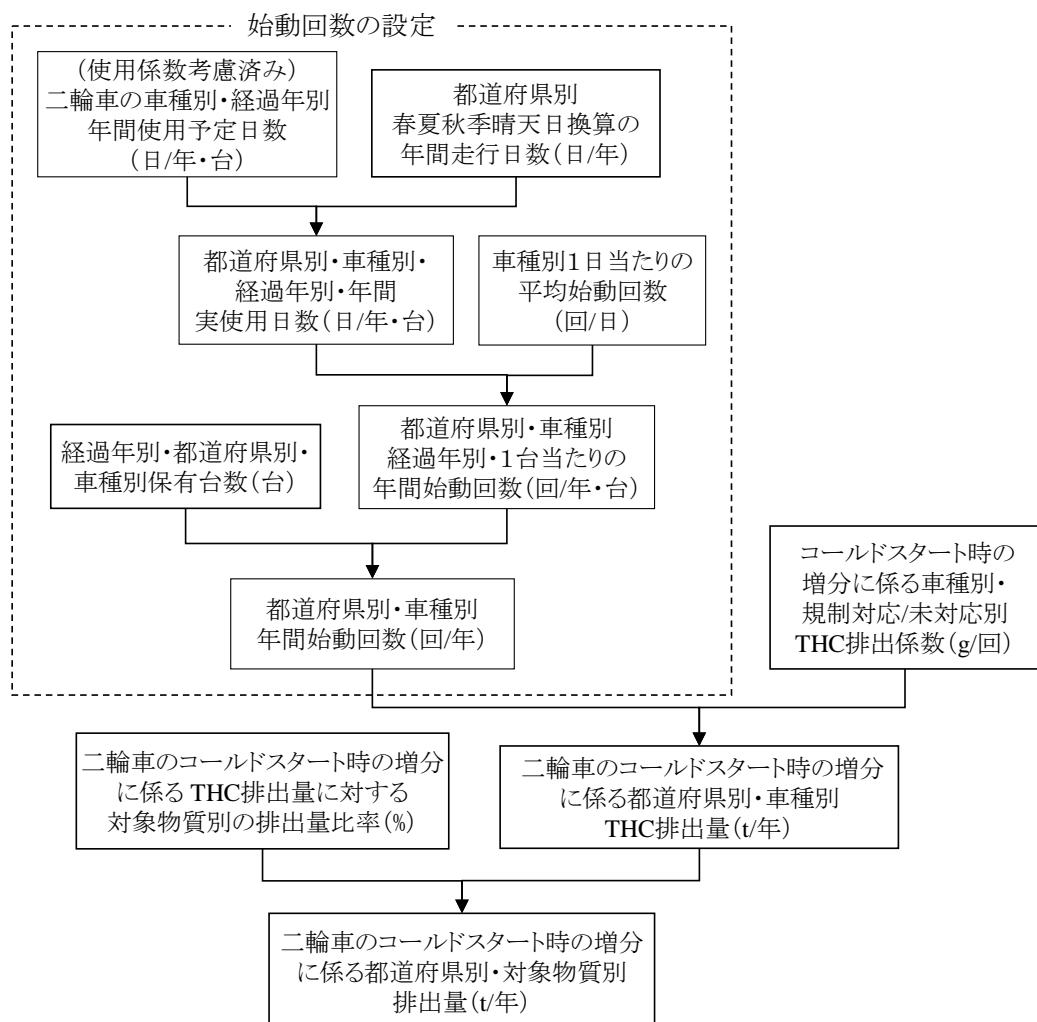
表 4 車種別 THC 排出係数の推計結果(平成 29 年度)

車種	THC 排出係数(g/回)	
	規制未対応	規制対応
原付一種	1.53	1.21
原付二種	0.18	0.29
軽二輪	0.22	1.07
小型二輪	0.62	1.64

表 5 THC 排出量に対する対象化学物質排出量の比率

対象化学物質		対 THC 比率
物質番号	物質名	
10	アクロレイン	0.047%
12	アセトアルデヒド	0.18%
53	エチルベンゼン	2.3%
80	キシレン	9.1%
240	スチレン	0.98%
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	0.85%
300	トルエン	13%
351	1, 3-ブタジエン	0.41%
399	ベンズアルデヒド	0.22%
400	ベンゼン	0.89%
411	ホルムアルデヒド	0.47%

出典:環境省環境管理技術室調べ(平成 16 年)、平成 23 年度 自工会受託  
研究報告書「二輪車の未規制物質及び温室効果ガスに係る排出原単位の調査」(平成 24 年 3 月、財団法人 日本自動車研究所 )



注1:二輪車の「車種」とは原付一種、原付二種、軽二輪、小型二輪の4種類を指す。

注2:「使用係数考慮済み」とは、新車に比べて年が経過するにつれて、使用頻度が低下していく影響を考慮して使用日数を設定していることを示す。

図 4 二輪車(コールドスタート時の増分)に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

二輪車(コールドスタート時の増分)に係る THC 排出量の推計結果を表 6 に、対象化学物質別排出量を図 5 にそれぞれ示す。二輪車(コールドスタート時の増分)に係る排出量の合計は約 0.4 千 t と推計された(表 7 参照)。

表 6 二輪車(コールドスタート時の増分)に係る車種別の THC 排出量の推計結果

車種	THC 排出量(t/年)
原付一種	1,086
原付二種	98
軽二輪	177
小型二輪	189
合 計	1,551

注:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

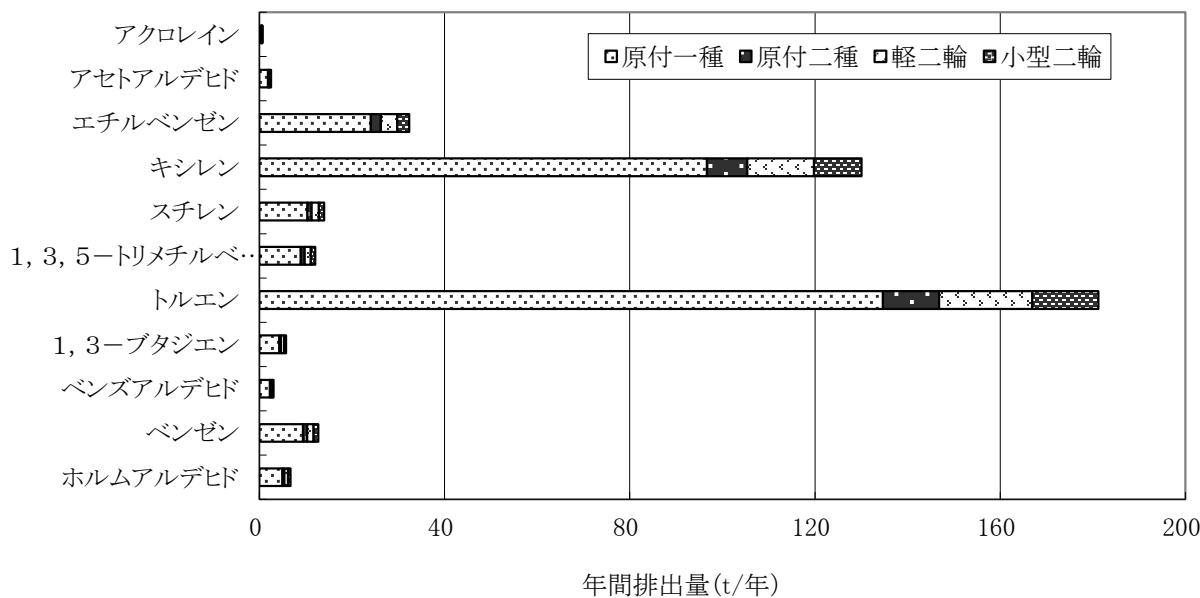


図 5 二輪車(コールドスタート時の増分)に係る対象化学物質別の全国排出量の推計結果(平成 29 年度)

表 7 二輪車(コールドスタート時の増分)に係る排出量の推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクリレイン				675	675
12	アセトアルデヒド				2,529	2,529
53	エチルベンゼン				32,377	32,377
80	キシレン				130,076	130,076
240	スチレン				13,991	13,991
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				12,092	12,092
300	トルエン				181,224	181,224
351	1, 3-ブタジエン				5,807	5,807
399	ベンズアルデヒド				3,073	3,073
400	ベンゼン				12,737	12,737
411	ホルムアルデヒド				6,728	6,728
合 計					401,310	401,310

注:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

### III 燃料蒸発ガス

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

気温の変動や走行時の燃料タンク内の温度上昇によってタンク内のガソリン成分が揮発し発生する燃料蒸発ガスに含まれる対象化学物質の排出量について推計を行った。燃料蒸発ガスの種類と概要を表8に示す。自動車と同様にランニングロス(RL)に係る排出も考えられるが、現時点では十分な知見が得られていないため、推計対象としない(ただし、環境省が行った簡易な試算によれば、全炭化水素(THC)排出量は非常に少ないという情報が得られている)。

表8 燃料蒸発ガスの種類と概要

種類	概要
ダイアーナルブリージングロス	駐車中に気温の変化等によりガソリンタンクで発生したガソリン蒸気が大気に放出されることにより発生する蒸発ガス
ホットソークロス	エンジン停止後1時間以内に吸気管に付着したガソリンから発生する蒸発ガス

#### 2. 推計を行う対象化学物質

対象化学物質のうち、ガソリン成分であり、燃料蒸発ガス中に含まれるキシレン(物質番号80)、トルエン(300)、ベンゼン(400)の3物質に関して推計を行った。なお、エチルベンゼン(53)、1,3,5-トリメチルベンゼン(297)は対THC比率が得られなかつたため、推計できなかつた。

#### 3. 推計方法

過去に、表8に示す燃料蒸発ガスの種類ごとの平成13年度分の全炭化水素(THC)の全国排出量について推計を行っている。そのため、この結果及び都道府県別・車種別の二輪車保有台数等のデータを利用して年次補正を行い、都道府県別のTHC排出量を推計した。さらに、THC排出量に対する対象化学物質排出量の比率(対THC比率:表9参照)を用いて、対象化学物質の排出量を推計した。推計フローを図6に示す。

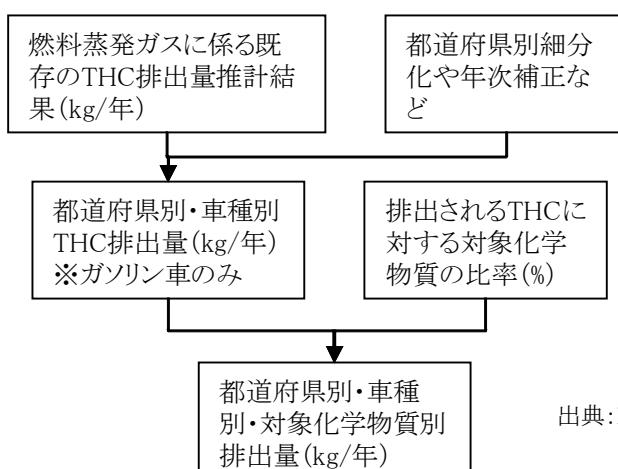


表9 二輪車(燃料蒸発ガス)のTHC排出量に対する対象化学物質の排出量の比率

対象化学物質		対THC 比率
物質番号	物質名	
53	エチルベンゼン	-
80	キシレン	0.50%
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	-
300	トルエン	1.00%
400	ベンゼン	1.00%

出典:EMEP/CORINAIR Emission Inventory  
Guidebook - 3rd edition (2002年10月)

図6 二輪車(燃料蒸発ガス)に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

二輪車(燃料蒸発ガス)に係る対象化学物質別排出量の推計結果を表 10 に示す。二輪車(燃料蒸発ガス)に係る排出量の合計は約 0.13 千 t と推計された。

表 10 二輪車(燃料蒸発ガス)に係る排出量の推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
80	キシレン				25,753	25,753
300	トルエン				51,505	51,505
400	ベンゼン				51,505	51,505
合 計					128,763	128,763

## 【参考13】

### 特殊自動車(建設機械、農業機械、産業機械)に係る排出量

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

ガソリン・LPG 又はディーゼル式の特殊自動車のうち、建設機械(ブルドーザ、油圧ショベル等)、農業機械(トラクタ、耕耘機、コンバイン)、産業機械(フォークリフト)の作業時の排出ガス中に含まれる対象化学物質について推計を行った(公道走行時の排出は「自動車に係る排出量」に含まれる。)。推計対象車種を表1に示す。

ガソリン式の産業機械(LPG 式を除く。)は、製造業等の事業所敷地内で使用され事業者から排出量が届出される場合があるため、全ての対象化学物質の排出を推計した上で、別途推計した重複分を差し引いたものを届出外排出量とした。

表1 特殊自動車に係る届出外排出量推計の対象車種

	車種	エンジン形式
建設機械	ブルドーザ	ディーゼル
	油圧ショベル	
	クローラローダ	
	ホイールローダ	
	ホイールクレーン	
	スクレーパ	
	機械式ショベル	
	公道外用ダンプ	
	不整地用運搬車	
	モータグレーダ	
	ロードローラ	
	タイヤローラ	
	振動ローラ	
	アスファルトフィニッシャ	
	高所作業車	
農業機械	トラクタ	ディーゼル
	耕耘機	ディーゼル、ガソリン
	コンバイン	ディーゼル
	田植機	ディーゼル
	バインダ	ガソリン
産業機械	フォークリフト	ディーゼル、ガソリン

出典:「オフロードエンジンからの排出ガス実態調査」(平成14年、環境省)

注:特殊自動車の推計対象である高所作業車の作業時のエンジン排出については、推計方法の特性上、建設機械に区分して推計を行っているが、高所作業車は道路運送車両法における自動車(特種用途自動車)に区分されることから、公道の走行時や始動時における排出量については、参考11(自動車)において推計を行っている。

#### 2. 推計を行う対象化学物質

特殊自動車として推計する対象化学物質については、自動車(ホットスタート)と同一の物質とした。すなわち、ディーゼル式の車種については、アクロレイン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、スチレン(240)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-

ブタジエン(351)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の 11 物質を対象とし、ガソリン式の車種については、これらに加え、1, 2, 4-トリメチルベンゼン(296)、ノルマルーヘキサン(392)の2物質も対象とした。

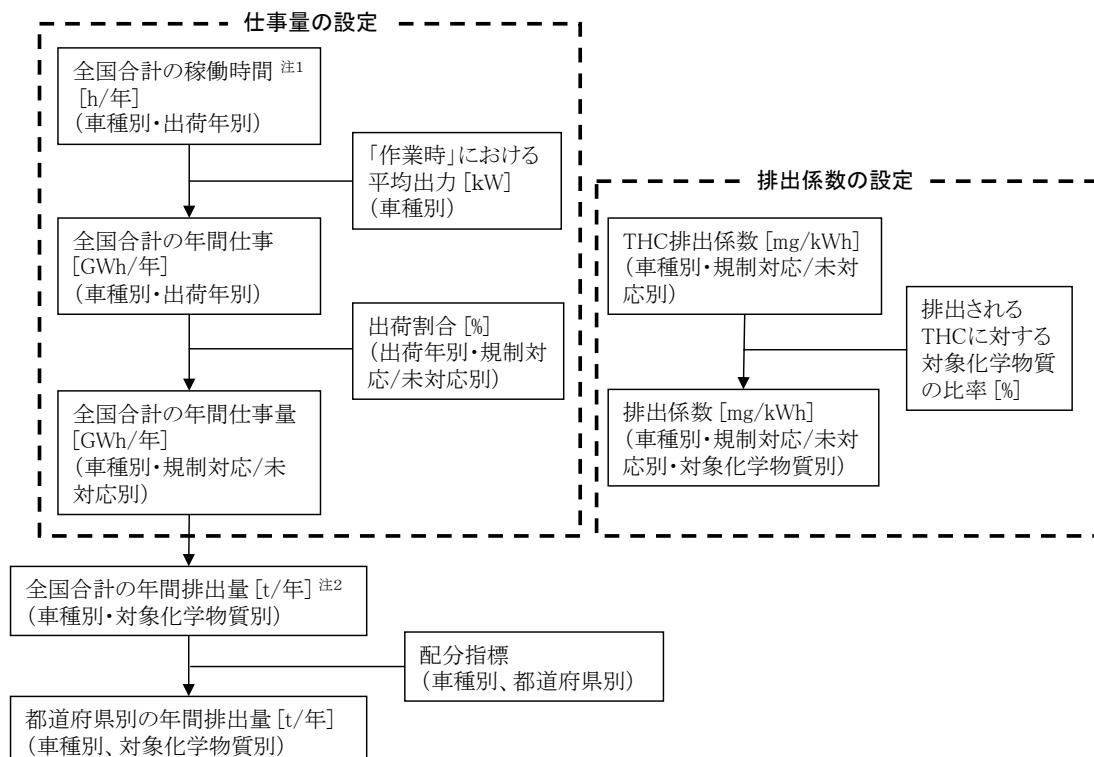
### 3. 推計方法

車種別・出荷年別の全国合計の年間稼働時間・車種別の平均出力から、車種別の全国合計の年間仕事量(GWh/年)を算出した。また、環境省の実測データ及び海外の文献値等に基づき車種別の全炭化水素(THC)の排出係数(g/kWh)を設定し、環境省の実測データに基づき THC 中の対象化学物質の比率を設定した。これらを乗じることにより、車種別の対象化学物質の排出係数(mg/kWh)を設定した。

排出係数は規制対応車(排出ガス対策のため、酸化触媒、排ガス再循環(EGR)、三元触媒等の排出ガス対策装置を装備したもの)と未対応車に分けて設定されているため、年間仕事量も規制対応車と未対応車に分けて算出した。車種別の全国合計の年間仕事量と排出係数を乗じることにより、対象化学物質の全国の排出量を推計した。

都道府県別の排出量は、建設機械については元請完工事高、農業機械については作付面積、産業機械については販売台数を指標として、全国排出量を配分することにより推計した。

推計フローを図 1 に示す。



注 1: 使用開始後の経過年数と共に年間稼働時間が短くなるため、出荷からの経過年数を考慮して稼働時間を設定した。

注 2: 都道府県への配分を行う前に、届出排出量との重複分を差し引いた値が届出外排出量となる(本図では省略した)。

図 1 特殊自動車に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

THC 排出量の推計結果を表 2 に示す。表 2 の THC 排出量に対して、表 3 の THC 排出量に対する対象化学物質排出量の比率を乗じた排出量から届出排出量との重複を除いた結果、特殊自動車に係る排出量の合計は約 4.4 千 t と推計された(図 2、表 4 参照)。

表 2 特殊自動車に係る車種別の全国合計の年間 THC 排出量の推計結果(平成 29 年度)

車種	THC 排出量(t/年)		
	規制対応	規制未対応	合計
建設機械	6,264	985	7,249
農業機械	1,476	918	2,394
産業機械	15,896	3,777	19,673
合 計	23,636	5,680	29,316

注:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表 3 対象化学物質別排出量の対 THC 比率

物質番号	物質名	対 THC 比率	
		ガソリン車	ディーゼル車
10	アクロレイン	0.023%	0.39%
12	アセトアルデヒド	0.14%	1.6%
53	エチルベンゼン	0.65%	0.21%
80	キシレン	3.4%	0.72%
240	スチレン	0.43%	0.23%
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	0.52%	-
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	0.65%	0.20%
300	トルエン	6.4%	0.83%
351	1, 3-ブタジエン	0.20%	0.39%
392	ノルマル-ヘキサン	3.0%	-
399	ベンズアルデヒド	0.12%	0.19%
400	ベンゼン	5.3%	1.0%
411	ホルムアルデヒド	0.27%	7.4%

出典 1(ガソリン車):環境安全課調べ(平成 25 年度)

出典 2(ディーゼル車):環境省環境管理技術室資料(平成 16 年)

注:自動車(ホットスタート)と同一であると仮定した。

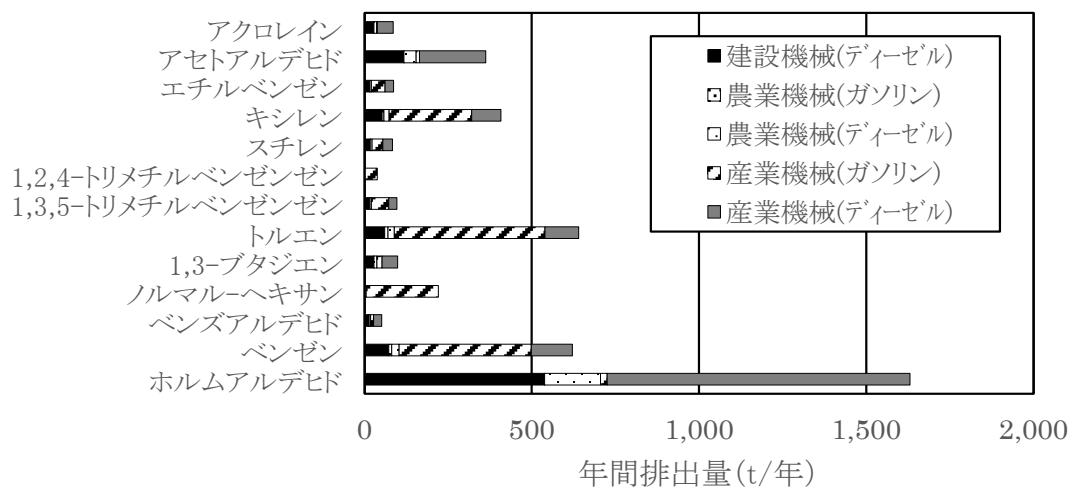


図2 特殊自動車(建設機械・農業機械・産業機械)に係る全国合計の年間排出量の推計結果(平成29年度)

表4 特殊自動車(建設機械・農業機械・産業機械)に係る排出量の推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				85,767	85,767
12	アセトアルデヒド				362,031	362,031
53	エチルベンゼン				87,254	87,254
80	キシレン				408,095	408,095
240	スチレン				83,913	83,913
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン				38,496	38,496
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				97,148	97,148
300	トルエン				640,874	640,874
351	1, 3-ブタジエン				99,699	99,699
392	ノルマルーヘキサン				220,775	220,775
399	ベンズアルデヒド				51,325	51,325
400	ベンゼン				621,865	621,865
411	ホルムアルデヒド				1,631,235	1,631,235
合 計					4,425,234	4,425,234

注:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

(参考:特殊自動車の車種別の概要)

車種	概要	
建設機械	ブルドーザ トラクタに作業の目的に適した排土板を取り付け、トラクタの推進力で前進・後退を行い、土砂の掘削、運土、盛土、整地、締固め、抜根、除雪等を行う機械。 写真出典:キャタピラージャパン株式会社ウェブページ	
	油圧ショベル バケットを掘削装置に用いて、土及び岩石の掘削と積み込みをする機械。操作方式は油圧ポンプで発生させた高圧油により油圧モータ、油圧シリンダ等を動かして各部の操作を行う。 写真出典:キャタピラージャパン株式会社ウェブページ	
	クローラローダ (履帯式ローダ) ※履帯=キャタピラ ※ローダ =トラックショベル バケットを掘削装置に用いて、土及び岩石の掘削と積み込みをする機械。 写真出典:株式会社竹内製作所ウェブページ	
	ホイールローダ (車輪式ローダ) バケットを掘削装置に用いて、土及び岩石の掘削と積み込みをする機械。 写真出典:株式会社 小松製作所ウェブページ	
	ホイールクレーン (=ラフテレーンクレーン) トラッククレーンの一種。荷役作業を行う機械。 写真出典:コルベクレーン株式会社ウェブページ	
	スクレーパ 掘削、積込み、運土、排土の一連の作業を一つの機械で連続的にできる運搬機械である。車体の鉄製の土砂容器(=ボウル)の前方下部の刃で地盤を削り取りながら土砂をボウルの中に積込み、これを運搬し、捨土、敷均し作業を連続的に行う。 写真出典:田村重工株式会社ウェブページ	
	機械式ショベル 用途は油圧ショベルと同じ。操作方式は電動式で各動作をワインチによりワイヤロープの操作で行う。普及台数は油圧と比べると少ない。 写真出典:ケンキッキウェブページ	
	公道外用ダンプ (ダンプトラック) 工事現場に土砂を運ぶ機械。本項目で推計対象としている特種自動車に該当するダンプは公道を走行しない。 写真出典:株式会社 小松製作所ウェブページ	
	不整地用運搬車 (ホイールキャリア、クローラキャリア) 建設・土木工事現場、農地等の軟弱な場所において、土砂、資材、肥料、農産物等の運搬作業を行う機械。 写真出典:小松製作所ウェブページ	

車種		概要	
建設機械	モータグレーダ	広場、道路や舗装の下の路盤を平らに削ったり、骨材を敷きならしたり、土の層を混合せたりする。主な工事現場は、砂利路補修や道路工事での路盤・路床仕上げと整地等。 写真出典:キヤタピラージャパン株式会社ウェブページ	
	ロードローラ (=締固め機械)	道路の締固めやアスファルト舗装等に使われる鉄輪の表面が平滑な自走式の機械  写真出典:酒井重工業株式会社ウェブページ	
	タイヤローラ (=締固め機械)	道路の路床、路盤の転圧からアスファルト表面転圧まで広く使用される。ロードローラの鉄輪の代わりにタイヤの車輪をつけたもので、自走式とけん引式がある。 写真出典:酒井重工業株式会社ウェブページ	
	振動ローラ (=締固め機械)	振動や衝撃力で効果的に締固めを行う機械。振動式タイヤローラや振動式ロードローラがある。 写真出典:酒井重工業株式会社ウェブページ	
	アスファルト フィニッシャ	アスファルト混合物の敷きならし、突固め、表面仕上げの一連の作業に使用される機械。  写真出典:範多機械株式会社ウェブページ	
	高所作業車	電気・通信工事、建設工事、道路やトンネルの点検や補修等に用いる機械。  写真出典:株式会社タダノウェブページ	
農業機械	トラクタ	作業機をけん引又は駆動して耕うん、整地、中耕培土、除草及び施肥等の作業を行う機械。  写真出典:ヤンマー株式会社ウェブページ	
	耕耘機	土をすき起こし、土くれを碎くのに用いる機械。  写真出典:ヤンマー株式会社ウェブページ	
	バインダ	稻、麦類の収穫作業に利用される機械。稻、麦の刈りとりと同時に麻ひも等で、結束も自動的に行い、結束した束を圃場へ投出していく。 写真出典:ヤンマー株式会社ウェブページ	
産業機械	フォークリフト	車体前部のマストに取り付けた二本のフォーク状の腕を上下させ、荷物の積み降ろしや運搬をする車。  写真出典:TCM 株式会社ウェブページ	

## 船舶に係る排出量

船舶に係る排出量については、「貨物船・旅客船等」、「漁船」、「プレジャー・ボート」の3つに区分して推計を行う。

### <推計の対象範囲>

推計対象とする範囲は「領海内」を航行する船舶からの排出を基本とした(図1参照)。ただし、海外との往来に使われる外航船舶は、国内の港湾区域外の活動量の設定が困難なため、港湾区域内だけを推計対象とした。また、河川等を航行する船舶等は現時点では十分な知見が得られていないため、推計の対象外とした。

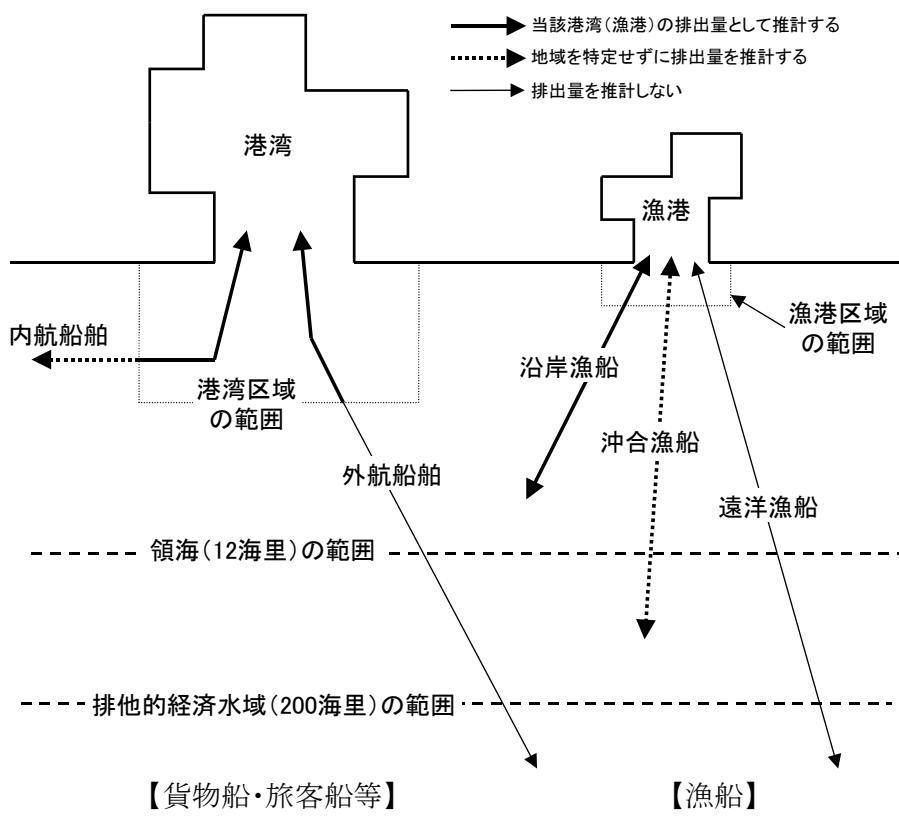


図1 船舶に係る排出量の推計範囲

### I 貨物船・旅客船等

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

貨物船・旅客船等は、航行時や停泊時に重油等の燃料を消費し、その排ガス中に対象化学物質が含まれている。これらの排出は届出対象とはならないため、すべて届出外排出量である。

#### 2. 推計を行う対象化学物質

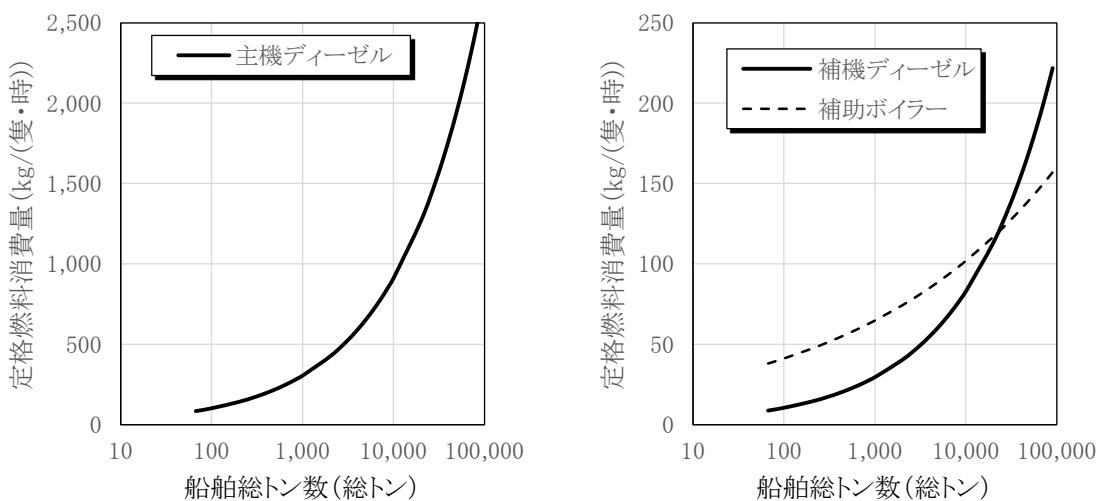
貨物船・旅客船等に係る排出量として、欧州のインベントリー(EMEP/CORINAIR)が対象としているアセトアルデヒド(物質番号:12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の7物質について推計を行った。

### 3. 推計方法

船舶による燃料消費量を港湾毎に推計し、EMEP/CORINAIR,2002 等の文献により示されている燃料消費量(kg/年)当たりの排出係数を乗じて排出量を推計した。ここで、港湾ごとの燃料消費量は、「港湾統計年報」に記載された入港船舶数(隻/年)に対し、既存の調査結果の手法(図 2)を用いて推計した。ただし、船舶種類による平均停泊時間の差(図 3)を考慮することにより、既存の調査結果の精度の向上を図った。規模の小さな地方港湾については、経験式を使った手法によって燃料消費量を推計した。

また、内航船舶が港湾区域以外を航行しているときの燃料消費量は、別途把握できる全国の内航に係る船舶の燃料消費量から、港湾毎に推計した燃料消費量を差し引いた値として設定した。この場合、燃料を消費した海域を特定することが困難なため、都道府県別の排出量は推計していない。

以上の結果をまとめ、図 4 に貨物船・旅客船等に係る排出量の推計フローを、表 1 に対象化学物質別の排出係数を示す。



資料:平成8年度船舶排出大気汚染物質削減手法検討調査(環境庁)

図 2 既存調査における推計手法の例(船舶総トン数との定格燃料消費量との関係式)

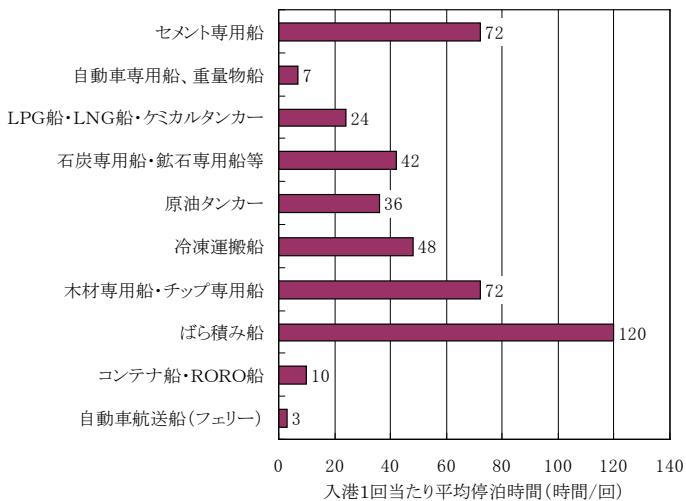
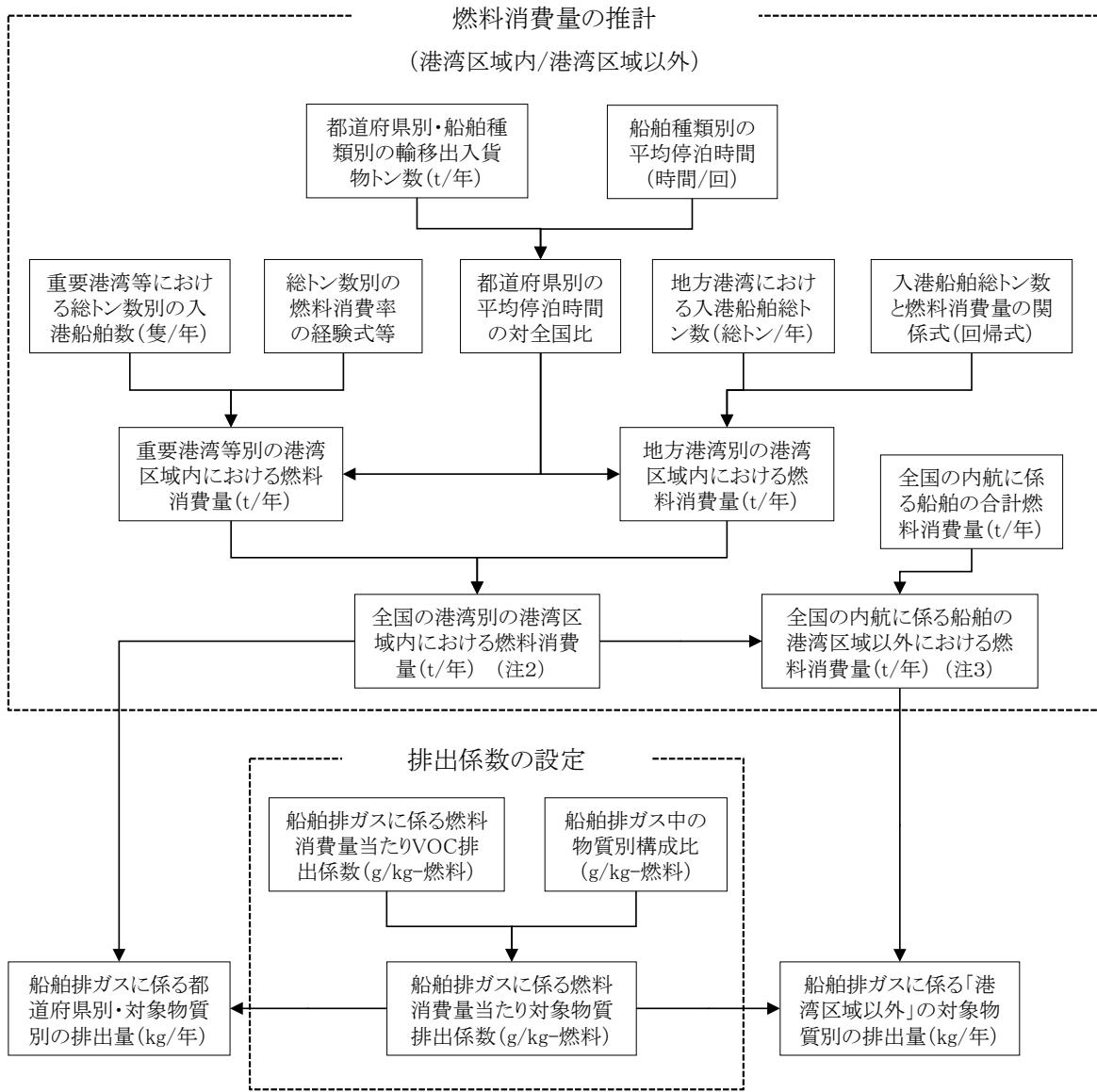


図 3 船舶種類ごとの入港1回当たり平均停泊時間の設定値



注1:図中の「重要港湾等」は「国際戦略港湾」「国際拠点港湾」「重要港湾」を表す。

注2:重要港湾等と地方港湾を合算してすべての港湾の燃料消費量となる。

注3:全国の内航に係る燃料消費量から港湾区域内(内航のみ)を差し引いて港湾区域以外の燃料消費量とする。

図4 船舶(貨物船・旅客船等)に係る排出量の推計フロー

表1 船舶(貨物船・旅客船等)に係る対象化学物質別の排出係数

対象化学物質		NMVOC 構成比	排出係数 (g/kg-燃料)
物質番号	物質名		
12	アセトアルデヒド	2.0%	0.048
53	エチルベンゼン	0.5%	0.012
80	キシレン	2.0%	0.048
300	トルエン	1.5%	0.036
351	1, 3-ブタジエン	2.0%	0.048
400	ベンゼン	2.0%	0.048
411	ホルムアルデヒド	6.0%	0.144

注:上記の構成比と THC としての排出係数は「Atmospheric Emission Inventory Guidebook (EMEP/CORINAIR,2002)」による。NMVOC の排出係数は 2.4g/kg-燃料。

#### 4. 推計結果

以上 の方法に従って全国排出量を推計した結果を表2、表3に示す。7物質の合計では全国で約1.4千tの排出量であり、そのうち港湾区域内における排出が約34%を占めている。

表2 船舶(貨物船・旅客船等)に係る対象化学物質別排出量の推計結果  
(平成29年度:全国)

対象化学物質		年間排出量(kg/年)									
物質番号	物質名	港湾区域内								合計	
		国際戦略港湾		国際拠点港湾		重要港湾		地方港湾			
		内航	外航	内航	外航	内航	外航	内航	外航		
12	アセトアルデヒド	3,836	5,436	11,937	6,247	16,668	4,766	10,422	2,009	118,381	179,701
53	エチルベンゼン	959	1,359	2,984	1,562	4,167	1,191	2,605	502	29,595	44,925
80	キシレン	3,836	5,436	11,937	6,247	16,668	4,766	10,422	2,009	118,381	179,701
300	トルエン	2,877	4,077	8,953	4,685	12,501	3,574	7,816	1,506	88,786	134,776
351	1, 3-ブタジエン	3,836	5,436	11,937	6,247	16,668	4,766	10,422	2,009	118,381	179,701
400	ベンゼン	3,836	5,436	11,937	6,247	16,668	4,766	10,422	2,009	118,381	179,701
411	ホルムアルデヒド	11,509	16,309	35,811	18,741	50,004	14,297	31,265	6,026	355,144	539,104
合 計		30,691	43,490	95,495	49,975	133,344	38,125	83,373	16,068	947,050	1,437,612

注1:対象化学物質ごとに、それぞれ以下の排出係数を使用した。

アセトアルデヒド:48g/t-燃料、エチルベンゼン:12g/t-燃料、キシレン:48g/t-燃料、トルエン:36g/t-燃料、

1, 3-ブタジエン:48g/t-燃料、ベンゼン:48g/t-燃料、ホルムアルデヒド:144g/t-燃料

注2:「その他の場所」における外航船舶からの排出は推計対象外である。

注3:港湾種類は港湾法に基づいた分類であり、それぞれ以下のとおりである。

国際戦略港湾:長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるもの

国際拠点港湾:国際戦略港湾以外であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの

重要港湾:国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの

地方港湾:国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾

注4:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表3 船舶(貨物船・旅客船等)に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)					合計
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計	
12	アセトアルデヒド					179,701	179,701
53	エチルベンゼン					44,925	44,925
80	キシレン					179,701	179,701
300	トルエン					134,776	134,776
351	1, 3-ブタジエン					179,701	179,701
400	ベンゼン					179,701	179,701
411	ホルムアルデヒド					539,104	539,104
合 計						1,437,612	1,437,612

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

## II 漁船

### 1. 届出外排出量と考えられる排出

漁船はディーゼルエンジンやガソリンエンジン(船外機)を搭載し、その燃料消費に伴う排気ガス中に対象化学物質が含まれている。これらの排出は届出対象とはならないため、すべて届出外排出量として扱われる。ただし、遠洋漁船(200 海里以遠)については、排他的経済水域の外の海域での操業が主と考えられるため、推計の対象外とした。

### 2. 推計を行う対象化学物質

ディーゼルエンジンの漁船については貨物船・旅客船等と同じアセトアルデヒド(物質番号:12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の7物質、ガソリンエンジンの漁船は、最もエンジンが類似していると考えられる二輪車等と同様に、上記7物質にアクロレイン(10)、スチレン(240)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、ベンズアルデヒド(399)の4物質を加えた 11 物質について推計を行った。

### 3. 推計方法

漁船による年間の燃料消費量を推計し、EMEP/CORINAIR,2000 等の文献値により示されている燃料消費量(kg/年)当たりの排出係数を乗じて排出量を推計した。

漁船による全国の燃料消費量は、「漁業センサス」に記載された漁船の年間稼働日数(日/年)等に平均燃料消費率(g/時)を乗じて推計した。また、全国の燃料消費量の各都道府県への配分指標として「漁港港勢の概要」に記載された都道府県ごとの利用漁船隻数(隻/年)等を使用し、都道府県別の燃料消費量を推計した。ただし、沖合漁船(主たる操業区域が陸地から 12~200 海里の漁船)は、対象化学物質を排出する場所が漁港から離れた海域での操業が主と考えられることから、地域を特定せずに「他の場所」として排出量を推計した。このように推計された燃料消費量に排出係数(表 4)を乗じて排出量を推計した。

以上の結果をまとめ、図 5 に船舶(漁船)に係る排出量の推計フローを示す。

表4 船舶(漁船)に係る対象化学物質別の排出係数

対象化学物質		排出係数(g/t-燃料)	
物質番号	物質名	ガソリン	ディーゼル
10	アクロレイン	15	-
12	アセトアルデヒド	95	38
53	エチルベンゼン	1,054	10
80	キシレン	2,516	38
240	スチレン	612	-
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	374	-
300	トルエン	3,740	29
351	1, 3-ブタジエン	119	38
399	ベンズアルデヒド	78	-
400	ベンゼン	1,156	38
411	ホルムアルデヒド	296	114

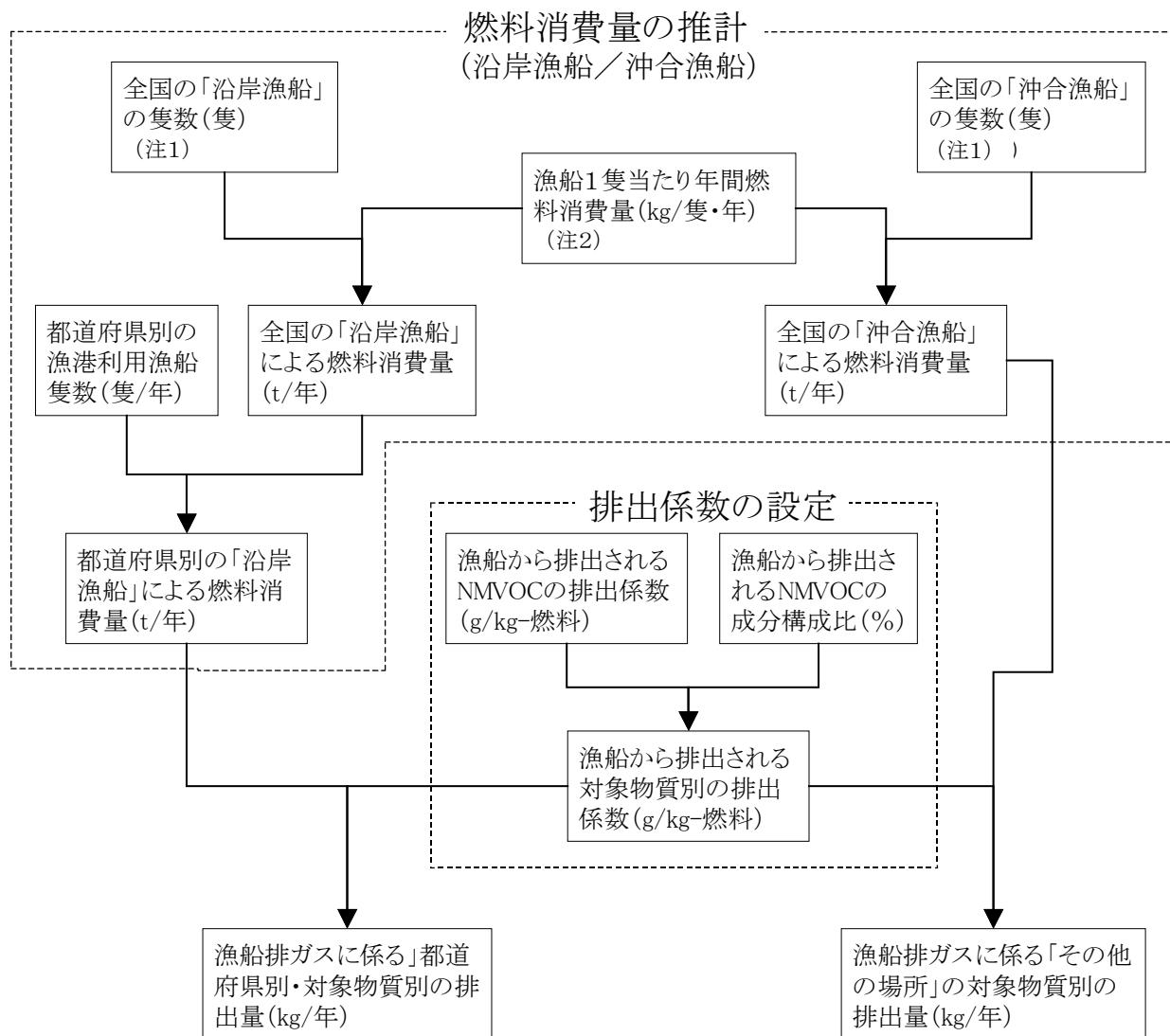
注:THC としての排出係数は「船舶排ガスの地球環境への影響と防止技術の調査」(平成 11 年3月、日本財団)に基づき、以下のとおり設定した。

ガソリンエンジン:34g/kg-燃料、ディーゼルエンジン:1.9g/kg-燃料

注:THC に対する対象化学物質の比率は、それぞれ以下のものに等しいと仮定した。

ガソリンエンジン:二輪車(ホットスタート)の排出係数(環境省環境管理技術室資料)

ディーゼルエンジン:貨物船・旅客船等の排出係数「Atmospheric Emission Inventory Guidebook」(EMEP/CORINAIR, 2000)



注1:「沿岸漁船」とは主たる操業区域が陸地から12海里以内の漁船のことを指し、「沖合漁船」とは主たる操業区域が陸地から12～200海里の漁船のことを指す。

注2:漁船1隻が1年間に消費する燃料の数量は、既存調査の考え方を引用して推計した。

図 5 船舶(漁船)に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

以上 の方法に従って全国排出量を推計した結果を表 5、表 6 に示す。11 物質の合計では全国で約 1.7 千 t の排出量であり、そのうち 12 海里以内を主たる操業水域とする漁船からの排出が約 96%を占めている。

表5 船舶(漁船)に係る全国の対象化学物質別排出量推計結果(平成29年度)

対象化学物質		年間排出量(kg/年)				(参考) 海水動力漁船 (ディーゼル) 200海里以遠
		船外機付 き漁船 (ガソリン)	海水動力漁船 (ディーゼル)	合計		
物質番号	物質名	12海里以内	12海里以内	12~200海里		
10	アクロレイン	2,148	—	—	2,148	—
12	アセトアルデヒド	13,367	23,151	7,698	44,217	5,660
53	エチルベンゼン	147,995	5,788	1,925	155,707	1,415
80	キシレン	353,279	23,151	7,698	384,128	5,660
240	スチレン	85,933	—	—	85,933	—
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	52,514	—	—	52,514	—
300	トルエン	525,144	17,363	5,774	548,281	4,245
351	1, 3-ブタジエン	16,709	23,151	7,698	47,559	5,660
399	ベンズアルデヒド	10,980	—	—	10,980	—
400	ベンゼン	162,317	23,151	7,698	193,167	5,660
411	ホルムアルデヒド	41,534	69,453	23,095	134,082	16,981
合 計		1,411,921	185,209	61,586	1,658,716	45,281

注1:PRTRとしての推計対象は、主とする操業区域が200海里以内の漁船に限るため、200海里以遠の漁船に係る排出量は「参考」として示す。

注2:都道府県別排出量を推計するのは、主とする操業区域が12海里以内の漁船に限ることとし、12~200海里の漁船に係る排出量は「その他の場所」として都道府県を特定しないで排出量を推計した。

注3:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表6 船舶(漁船)に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				2,148	2,148
12	アセトアルデヒド				44,217	44,217
53	エチルベンゼン				155,707	155,707
80	キシレン				384,128	384,128
240	スチレン				85,933	85,933
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				52,514	52,514
300	トルエン				548,281	548,281
351	1, 3-ブタジエン				47,559	47,559
399	ベンズアルデヒド				10,980	10,980
400	ベンゼン				193,167	193,167
411	ホルムアルデヒド				134,082	134,082
合 計					1,658,716	1,658,716

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

### III プレジャーボート

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

プレジャーボートはディーゼルエンジンやガソリンエンジンを搭載し、その燃料消費に伴う排気ガス中に対象化学物質が含まれている。これらの排出は届出対象とはならないため、すべて届出外排出量として扱われる。プレジャーボートのうち、小型特殊船舶(大部分がいわゆる水上バイク)、プレジャーモーターボート、プレジャーヨットを排出量の推計対象とした。

#### 2. 推計を行う対象化学物質

プレジャーボートと最もエンジンが類似しているのは、ガソリンエンジンを搭載している場合では二輪車、ディーゼルエンジンを搭載している場合ではディーゼル特殊自動車と考えられる。そのため、これらの排出源と同様にアクロレン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、スチレン(240)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の11物質について推計を行った。

#### 3. 推計方法

プレジャーボートの1隻当たりの実仕事量に在籍船数及び実仕事量当たりの排出係数を乗じて推計した。

プレジャーボートの在籍船数については、日本小型船舶検査機構の資料から把握することができる。また、都道府県別に稼働状況が異なることが考えられるため、全国のマリーナに対して、当該マリーナの保管隻数と燃料供給量を調査することにより、地域別の燃料消費量の差を推計し、仕事量を求めた。全国平均の仕事量の推計は米国環境保護庁(EPA)で採用されている方法を踏襲した。すなわち、定格出力、負荷率、稼働時間、経過年数による使用係数等から算出した。THC(全炭化水素)排出係数についてもEPAのホームページ上に公表されているデータの中から、日本国内に流通しているメーカーのみを抽出して使用した。また、THC排出量に対する対象化学物質の比率は、ガソリンエンジンを搭載している場合には二輪車の数値を、ディーゼルエンジンはディーゼル特殊自動車の数値を採用した。

以上の推計フローを図6に示す。

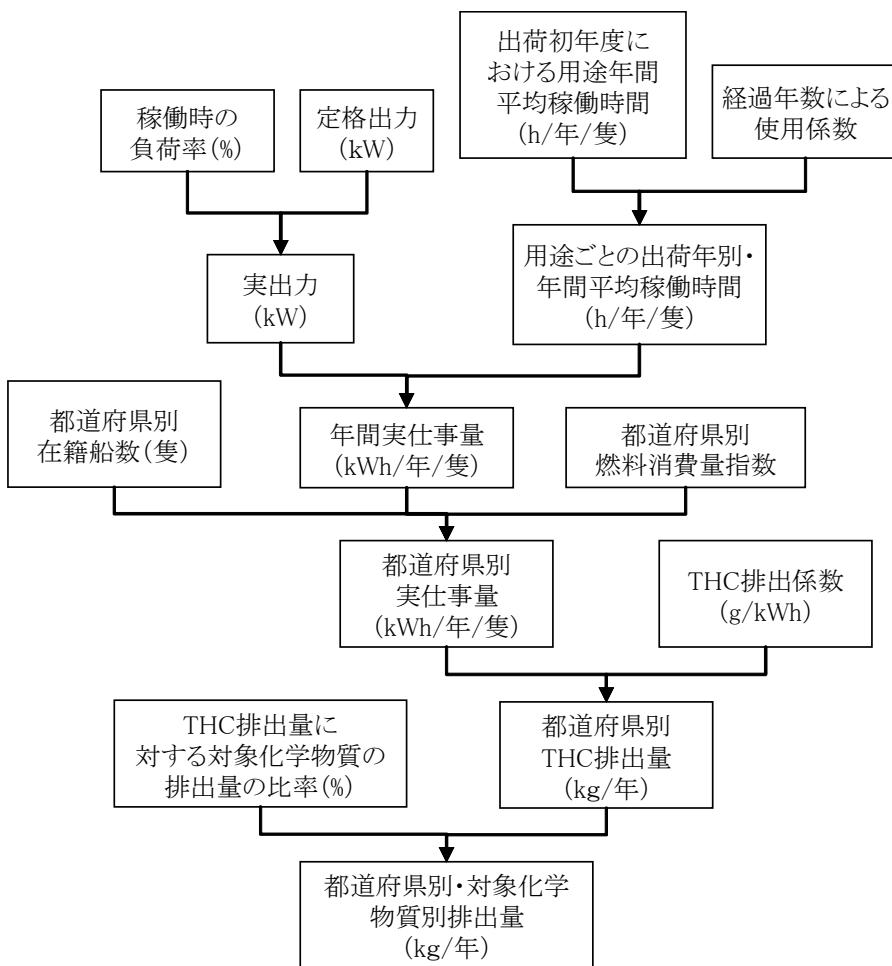


図6 船舶(プレジャー・ボート)に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

以上のようにして推計した全国排出量の結果を表7、表8に示す。11物質合計では全国で約0.9千tの排出量であった。

表7 船舶(プレジャーボート)に係る船舶種類別排出量推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		年間排出量(kg/年)					
物質番号	物質名	小型特殊船舶	プレジャーモーターボート		プレジャーヨット		合計
			ガソリン	ディーゼル	ガソリン	ディーゼル	
10	アクロレイン	569	763	31	2.2	0.55	1,366
12	アセトアルデヒド	3,520	4,724	126	14	2.2	8,385
53	エチルベンゼン	39,222	52,636	17	154	0.29	92,029
80	キシレン	92,905	124,680	57	365	1.0	218,009
240	スチレン	22,009	29,536	18	87	0.32	51,649
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	14,215	19,076	16	56	0.28	33,363
300	トルエン	138,275	185,566	65	544	1.2	324,452
351	1, 3-ブタジエン	4,412	5,920	31	17	0.55	10,381
399	ベンズアルデヒド	2,937	3,942	15	12	0.27	6,905
400	ベンゼン	43,091	57,829	79	170	1.4	101,169
411	ホルムアルデヒド	10,938	14,679	582	43	10	26,252
合 計		372,091	499,351	1,035	1,464	18	873,959

注:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表8 船舶(プレジャーボート)に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				1,366	1,366
12	アセトアルデヒド				8,385	8,385
53	エチルベンゼン				92,029	92,029
80	キシレン				218,009	218,009
240	スチレン				51,649	51,649
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				33,363	33,363
300	トルエン				324,452	324,452
351	1, 3-ブタジエン				10,381	10,381
399	ベンズアルデヒド				6,905	6,905
400	ベンゼン				101,169	101,169
411	ホルムアルデヒド				26,252	26,252
合 計					873,959	873,959

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

## 鉄道車両に係る排出量

鉄道車両に係る排出量については、「エンジン」、「ブレーキ等の摩耗」の2つに区分して排出量の推計を行う。

### I エンジン

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

軽油を燃料とする機関車、気動車等(以下、「鉄道車両」という。)の運行に伴いエンジンから排出される排気ガス中に対象化学物質が含まれている。鉄道業は対象業種であるが、「線路」は事業所敷地とはみなされないため、これらの排出はすべて届出外排出量としての推計対象となる。

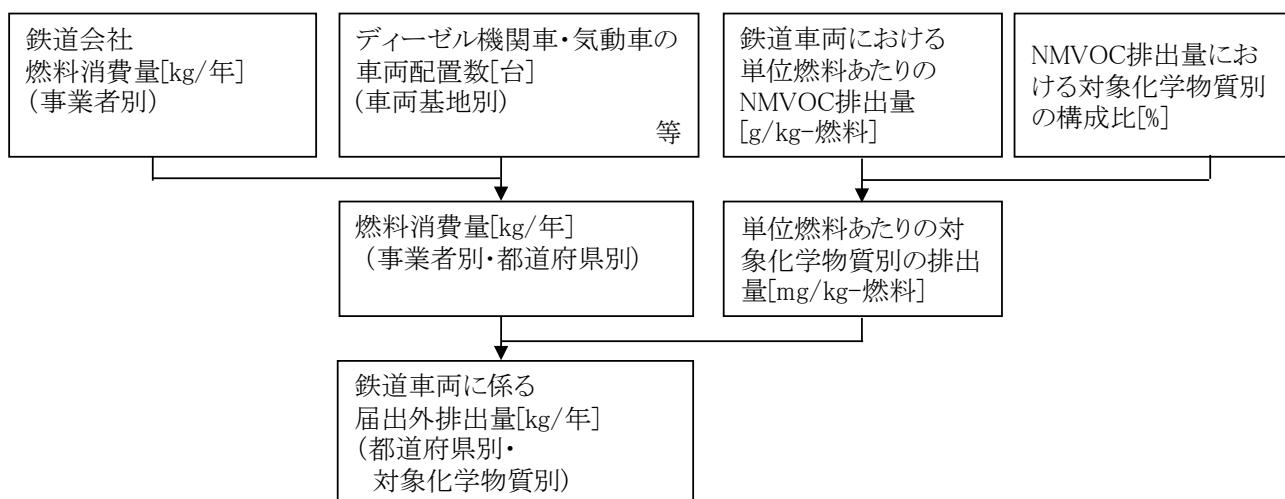
#### 2. 推計を行う対象化学物質

欧州のインベントリー(EMEP/CORINAIR,2002)が対象としているアクロレイン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の9物質について推計を行った。

### 3. 推計方法

EMEP/CORINAIR,2002 等の文献値において、燃料消費量(kg/年)当たりの排出係数が設定されている。そのため、鉄道車両による燃料消費量を都道府県別に推計し、排出係数を乗じて排出量を推計した。鉄道車両による燃料消費量は「鉄道統計年報」により鉄道事業者別に把握できるため、それを鉄道車両に係る車両基地別車両配置数、営業距離等の指標によって都道府県別に配分した。以上の結果をまとめ、図1に鉄道車両(エンジン)に係る排出量の推計フローを示す。

昨年の推計では、東日本大震災による運休の影響を考慮していたが、JR石巻線が平成27年3月21日に復旧したこと、運休区間は全て復旧した。従って、平成27年度燃料消費量を用いる今年度作業では、東日本大震災による運休の影響を補正する必要はない。



注:NMVOCとは、メタンを除く揮発性炭化水素の意味である。

図1 鉄道車両(エンジン)に係る排出量の推計フロー

表1 鉄道車両(エンジン)に係る対象化学物質別の排出係数

対象化学物質		NMVOC 構成比	排出係数 (mg/kg-燃料)
物質 番号	物質名		
10	アクロレイン	1.5%	70
12	アセトアルデヒド	2.0%	93
53	エチルベンゼン	0.5%	23
80	キシレン	2.0%	93
300	トルエン	1.5%	70
351	1, 3-ブタジエン	2.0%	93
399	ベンズアルデヒド	0.5%	23
400	ベンゼン	2.0%	93
411	ホルムアルデヒド	6.0%	279

注:上記の構成比と炭化水素としての排出係数は「Atmospheric Emission Inventory Guidebook (EMEP/CORINAIR,2002)」による。NMVOCの排出係数は4.65g/kg-燃料。

#### 4. 推計結果

鉄道車両(エンジン)に係る排出量推計結果を表 2 に示す。鉄道車両(エンジン)に係る対象化学物質の排出量の合計は約 135t と推計された。

表 2 鉄道車両(エンジン)に係る排出量推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				11,208	11,208
12	アセトアルデヒド				14,944	14,944
53	エチルベンゼン				3,736	3,736
80	キシレン				14,944	14,944
300	トルエン				11,208	11,208
351	1, 3-ブタジエン				14,944	14,944
399	ベンズアルデヒド				3,736	3,736
400	ベンゼン				14,944	14,944
411	ホルムアルデヒド				44,833	44,833
合 計					134,500	134,500

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

## II ブレーキ等の摩耗

### 1. 届出外排出量と考えられる排出

鉄道車両の部品であるブレーキパッドやすり板(車輪等がついている台の部分に用いる部品)等には石綿(物質番号:33)が含まれている場合がある。ブレーキパッドやすり板は、鉄道車両の運行時に摩耗することから、摩耗した石綿は大気へ排出すると考えられる。そのほとんどは事業所外で排出され、届出外排出量と考えられる。

鉄道事業者へアンケート調査を行った結果では、20 社(平成 29 年度実績)においてブレーキパッド等への石綿の使用があった。

### 2. 推計を行う対象化学物質

ブレーキパッド等に使われる石綿(33)について推計を行った。

### 3. 推計方法

鉄道事業者へのアンケート調査に基づくデータ(ブレーキパッド等の年間の製品使用量、石綿の製品に対する含有率、摩耗量の割合(新品と交換時のブレーキパッドの厚さの比等)等)に基づき、事業者別・製品種類別に製品中に含まれている石綿の量を算出した。摩耗した石綿は全て大気へ排出するとみなし、新品から交換時まで使用(新品から摩耗)する分を平均使用年数で割った量を1年間の排出量(製品1つ当たり)と仮定して、事業者別の排出量を推計した。さらに、都道府県別営業距離等を考慮し、都道府県別の届出外排出量を算出した。

図 2 に鉄道車両(ブレーキ等の摩耗)に係る排出量の推計フローを示す。

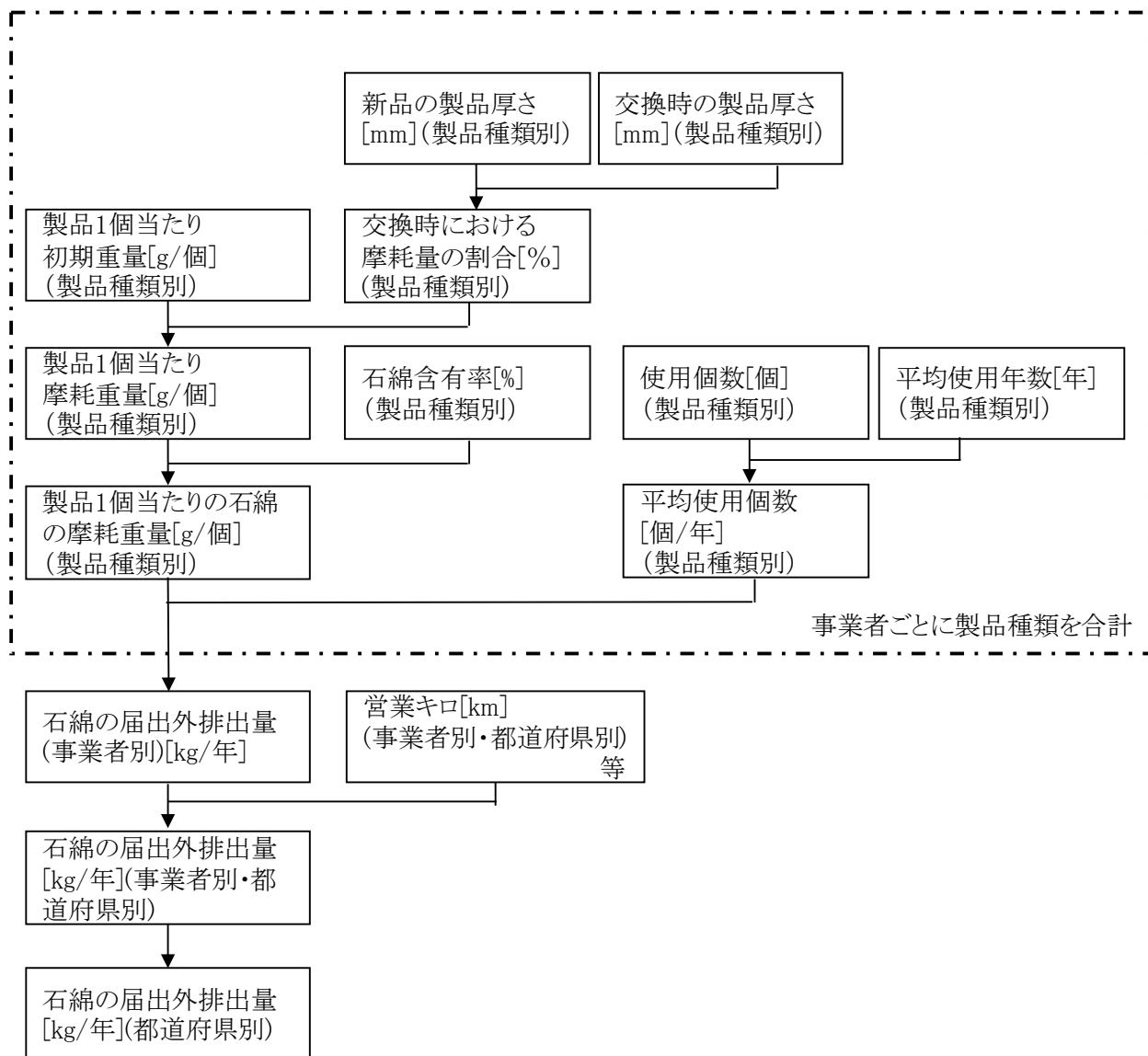


図2 鉄道車両(ブレーキ等の摩耗)に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

鉄道車両(ブレーキ等の摩耗)に係る排出量推計結果を表3に示す。鉄道車両(ブレーキ等の摩耗)に係る対象化学物質の排出量の合計は約0.034tと推計された。

表3 鉄道車両(ブレーキ等の摩耗)に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
33	石綿				34	34
合 計					34	34

## 航空機に係る排出量

### 1. 届出外排出量と考えられる排出

国内の民間空港を航空運送事業で離着陸する航空機を対象に、離着陸時のエンジン本体の稼動及び駐機時の補助動力装置(APU)の稼動に伴い排出される排気ガスに含まれる対象化学物質について推計を行った。

エンジン本体からの排出については、上空飛行時には、一般に排出ガスの地上への影響は少ないと考えられ、また、対象化学物質を排出した地域を特定することが困難なことから、環境アセスメント等、航空機の排出ガスの環境影響の評価に一般的に使用される LTO(Landing and Take Off)サイクル(図3参照)による高度3,000 フィート(約914 メートル)までの離着陸に伴う排出を推計の対象とした。

※LTOサイクルは「アプローチ」、「アイドル」、「ティクオフ」、「クライム」という運転モードで構成されている。

### 2. 推計を行う対象化学物質

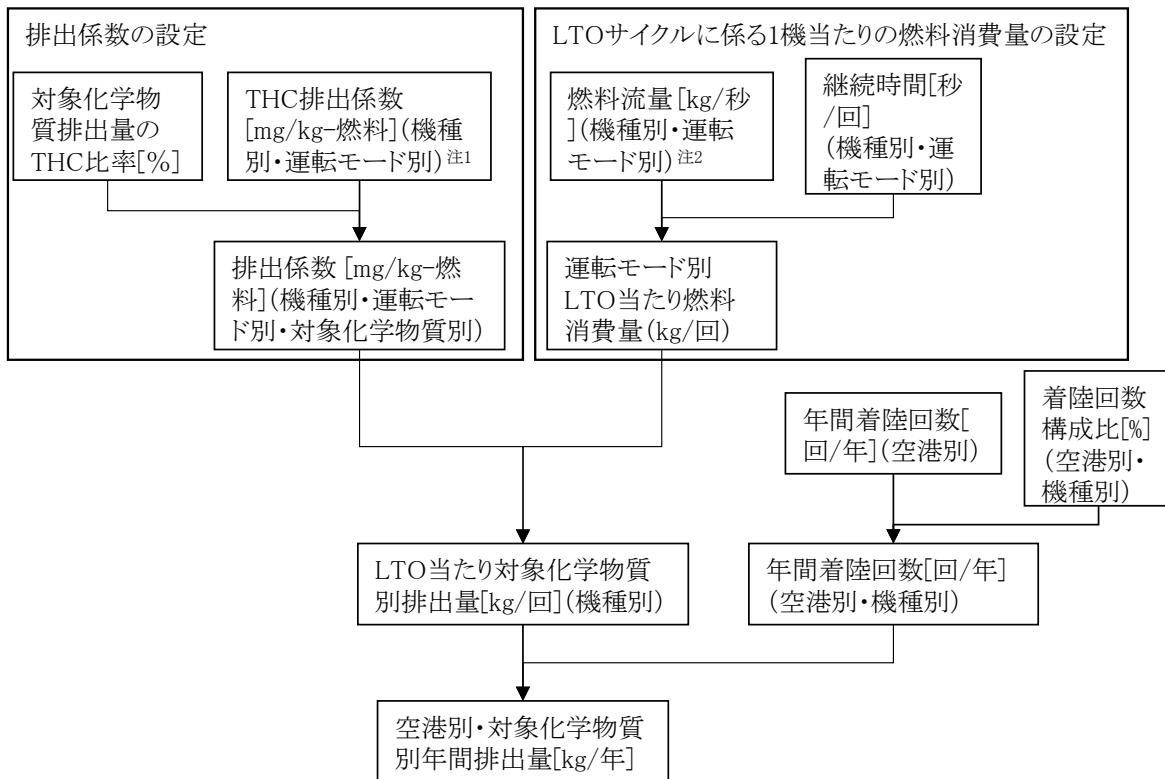
航空機からの排出が報告され、国内で実測データがあるアセトアルデヒド(物質番号:12)、キシレン(80)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の6物質について推計を行った。

### 3. 推計方法

エンジン本体に係る排出量は、実測データ及び文献値等から設定した燃料消費量あたりの対象化学物質の排出係数(mg/kg-燃料)に、機種別の離着陸時の燃料消費量(kg-燃料/LTO サイクル)、空港別・機種別の年間着陸回数を乗じることにより、空港別の対象化学物質の排出量を推計した(図1)。

また、APUについては、APU 使用時間当たりの対象化学物質の排出係数(kg/秒)に、APU の使用時間、空港別・機種別の年間着陸回数を乗じることにより、空港別の対象化学物質の排出量を推計した(図2)。

それぞれの排出量を合算し、全国及び都道府県別の排出量を推計した。



注1:国内実測データもしくは国内実測データで補正をした海外のデータを利用した。

注2:離陸推力と燃料消費量の相関関係に基づいて、機種別の離陸推力から設定した。

図1 航空機(エンジン)に係る排出量の推計フロー

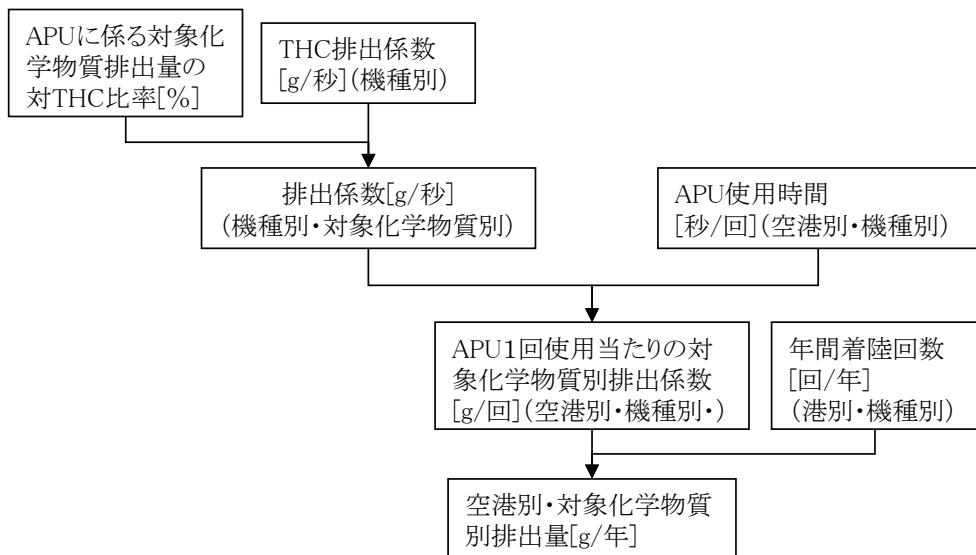


図2 航空機(補助動力装置)に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

航空機(エンジン及び APU)に係る対象化学物質別排出量の推計結果を表 1、表 2 に示す。対象化学物質(6物質)の排出量の合計は約 75t と推計された。

表 1 航空機に係る対象化学物質別全国排出量の推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		対象化学物質排出量(kg/年)		
物質番号	物質名	エンジン	APU	合計
12	アセトアルデヒド	14,740	249	14,989
80	キシレン	8,721	179	8,899
300	トルエン	7,558	154	7,711
351	1, 3-ブタジエン	20,096	412	20,508
400	ベンゼン	21,211	435	21,646
411	ホルムアルデヒド	10,059	210	10,269
合計		82,384	1,638	84,022

注:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

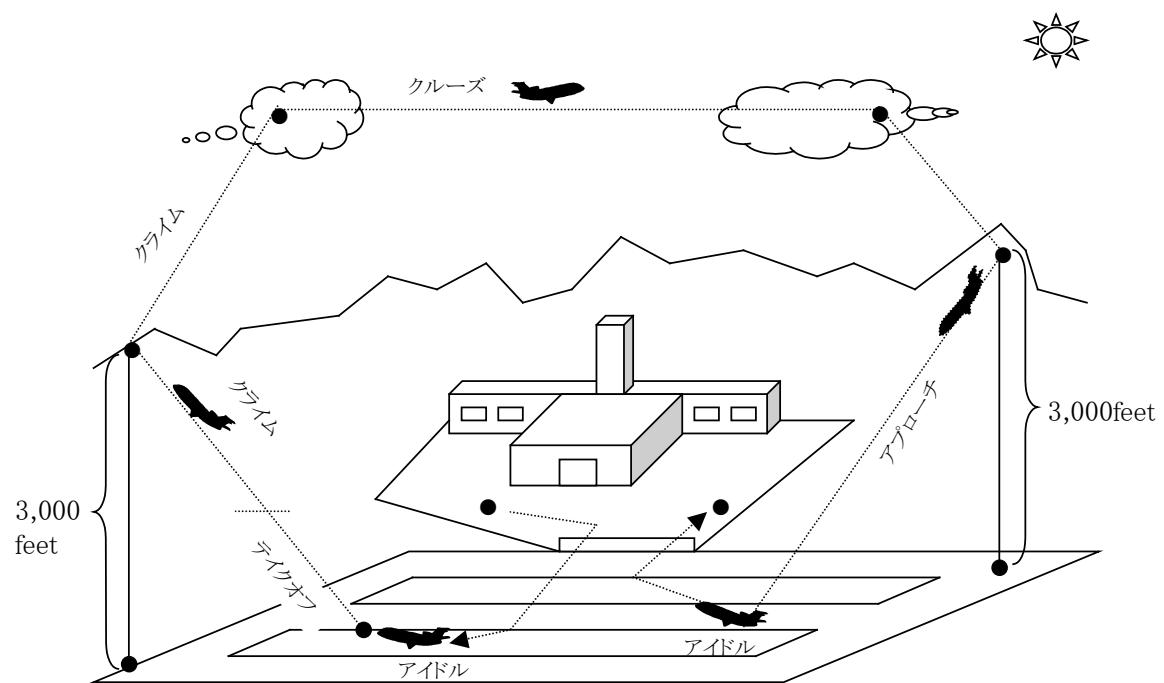
表 2 航空機に係る排出量の推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
12	アセトアルデヒド				14,989	14,989
80	キシレン				8,899	8,899
300	トルエン				7,711	7,711
351	1, 3-ブタジエン				20,508	20,508
400	ベンゼン				21,646	21,646
411	ホルムアルデヒド				10,269	10,269
合計					84,022	84,022

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

## (参考)LTO サイクルの概要

空港における着陸から離陸までの LTO (Landing and Take Off) サイクルの概要を図 3 に示す。



資料:Atmospheric Emission Inventory Guidebook (EMEP/CORINAIR:1999)に基づいて作成

注:1feet=0.3048mであり、3000feetは914.4mである。

図 3 航空機に係る LTO サイクル

## 水道に係る排出量

### 1. 届出外排出量として考えられる排出

水道に係る排出量については、浄水場で水に注入された塩素等と有機物との反応により水道水中で微量ながら消毒副生成物であるトリハロメタン等が生成されるため、家庭や工場等の水道水の使用を通して発生するトリハロメタンについて推計を行った。なお、「水道統計」の需要分野と推計区分の対応は表1のとおりとした。

表1 水道の需要分野と推計区分との対応

「水道統計」の 需要分野	全国の届出外排出量		
	対象業種	非対象業種	家庭
専用栓	家庭用(一般)		○
	家庭用(集合)		○
	営業用	○	
	工場用	○	
	官公署・学校用	○	
	公衆浴場用	○	
	船舶用	○	
	その他	○	
共用栓			○
公共栓		○	

注1:水道中のトリハロメタンは製品の要件(含有率1%以上)に該当しないため、届出の対象にならず、届出外排出量として推計した。

注2:「営業用」はすべて「非対象業種」に割り振ったが、その中には洗濯業や写真業等「対象業種」が一部含まれている。

注3:「官公署・学校」はすべて「非対象業種」に割り振ったが、その中には大学の理科系学部や下水処理場等「対象業種」が一部含まれている。

注4:「専用栓」は一つの蛇口を单一の世帯等が専用に使うもの、「共用栓」は一つの蛇口を複数の世帯で使用するもの、「公共栓」は公園、公共便所等の公共の用に供せられるものを指す。

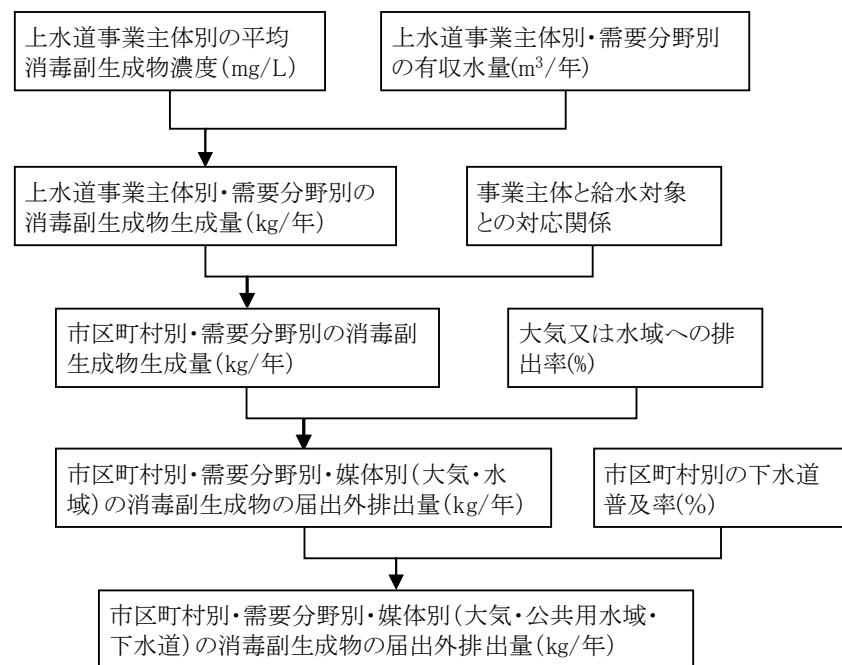
### 2. 推計を行う対象化学物質

水道水中で生成されるトリハロメタンのうち対象化学物質に該当するクロロホルム(物質番号:127)、ジブロモクロロメタン(209)、ブロモジクロロメタン(381)について推計を行った。水道統計で得られる東京都多摩地域の浄水場におけるクロロホルムの濃度と文献により得られる下水処理場の流入水における濃度の差分等のデータに基づき、クロロホルムの約70%、ジブロモクロロメタンの約32%、ブロモジクロロメタンの約56%は大気へ排出され、残りは水域への排出とみなした。

### 3. 推計方法

水道統計から得られる上水道事業主体別・需要分野別の有収水量(浄水場から供給される水量で料金徴収の対象となるもの)に上水道事業主体別の消毒副生成物の平均濃度を乗じて、市区町村別・需要分野別の消毒副生成物の生成量を推計した。これに、文献から得られる消毒副生成物の大気と水域への排出率、市区町村別の下水道普及率を考慮して、市区町村別・需要分野別・媒体別の消毒副生成物の排出量を推計した。水道に係る排出量の推計フローを図1に示す。

なお、図2に示すように、事業主体によっては、別の市区町村へ給水する場合等があり、有収水量と実際の給水量が異なる場合があるため、水道統計のデータを用いて補正を行った。



注1:事業主体とは市町村や一部行政組合等である。

注2:需要分野とは「家庭」、「対象業種」、「非対象業種」を示す。

図1 水道に係る排出量の推計フロー

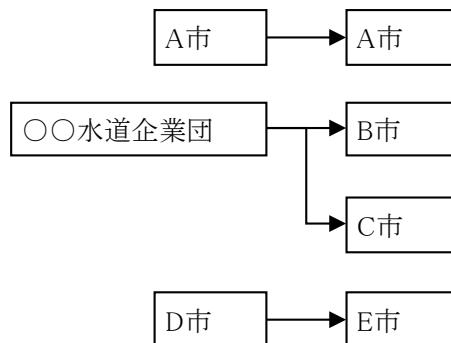


図2 水道に係る事業主体と給水対象との対応関係のイメージ

#### 4. 推計結果

水道に係る排出量推計結果を表 2、図 3、表 3 に示す。水道に係る対象化学物質(3 物質)の排出量の合計は約 117 t と推計された。

表 2 水道に係る排出量の推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		排出量(kg/年)			下水道への移動量(t/年)
物質番号	物質名	大気	公共用水域	合計	
127	クロロホルム	51,526	6,341	57,867	15,728
209	ジブロモクロロメタン	16,331	9,018	25,349	25,685
381	プロモジクロロメタン	28,478	5,805	34,283	16,557
合計		96,334	21,164	117,499	57,970

注:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

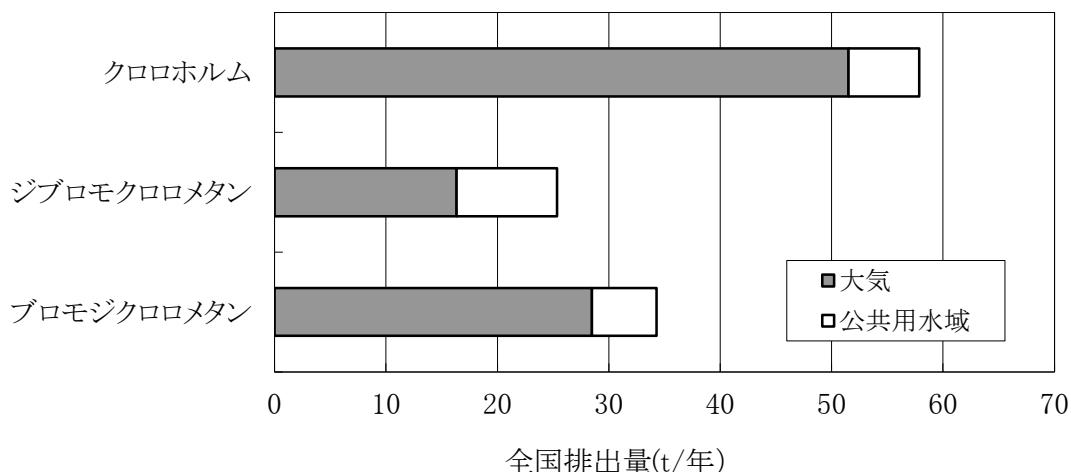


図 3 水道に係る排出量の推計結果(平成 29 年度:全国)

表 3 水道に係る排出量推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年) <sup>注3</sup>				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
127	クロロホルム	2,052	11,057	44,759		57,867
209	ジブロモクロロメタン	870	4,996	19,483		25,349
381	プロモジクロロメタン	1,161	6,621	26,501		34,283
合 計		4,082	22,673	90,743		117,499

注1:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列又は各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

## オゾン層破壊物質の排出量

### 1. 届出外排出量として考えられる排出

事業者による届出対象とならない主な排出には、発泡剤や冷媒等として製品中に含まれて販売等された製品の使用時及び廃棄時の排出、また、洗浄剤や噴射剤としての使用時における排出などが考えられる。

### 2. 推計を行う対象化学物質

「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」における特定物質(以下「オゾン層破壊物質」という。)のうち PRTR 対象化学物質には 21 物質が該当する。

表 1 PRTR 対象化学物質であるオゾン層破壊物質

物質番号	対象化学物質名	別名
103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	HCFC-142b
104	クロロジフルオロメタン	HCFC-22
105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HCFC-124
106	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133
107	クロロトリフルオロメタン	CFC-13
126	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115
149	四塩化炭素	(なし)
161	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12
163	ジクロロテトラフルオエタン	CFC-114
164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	HCFC-123
176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b
177	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21
185	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225
211	ジブロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402
263	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112
279	1,1,1-トリクロロエタン	(なし)
284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113
288	トリクロロフルオロメタン	CFC-11
380	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211
382	ブロモトリフルオロメタン	ハロン-1301
386	ブロモメタン	臭化メチル

### 3. 推計方法

各対象化学物質について、用途やライフサイクルの段階ごとに主に事業者から届出されるものと届出外排出量として推計対象となる範囲を検討した(表2)。主に届出排出量の推計対象となるもの(表中の●)については、排出量推計のために用途ごとに情報収集を行った。

なお、飲料用自動販売機用冷媒、及び喘息治療用定量噴霧吸入器用噴射剤については、平成 25 年度排出量推計以降は対象化学物質が使用されなくなったため、推計対象外とした。

表2 届出外排出量推計の対象となる範囲

物質番号									
対象化学物質									
対象化学物質の製造・工業原料用途									
発泡剤用途	硬質ウレタンフォーム	製品製造時							
		現場発泡時							
		断熱材使用時	●				●		●
		断熱材廃棄時・廃棄後	●			●	●		●
	フェノールフォーム	製品製造時							
冷媒用途	押出発泡ポリスチレン	製品製造時							
		断熱材使用時	●			●			
		断熱材廃棄時・廃棄後	●			●			
	高発泡ポリエチレン	製品製造時	○						
業務用冷凍空調機器	業務用冷凍空調機器	工場充填時					○		
		現場設置時	●			●	●		
		機器稼働時	●		●	●	●		●
		機器廃棄時	●		●	●	●		●
家庭用冷蔵庫	家庭用冷蔵庫	工場充填時							
		機器稼働時				●			
		機器廃棄時				●			
カーエアコン	カーエアコン	工場充填時							
		機器稼働時				●			
		機器廃棄時				●			
家庭用エアコン	家庭用エアコン	工場充填時	○						
		機器稼働時	●						
		機器廃棄時	●						
エゾール製品	エゾール製品	噴射剤充填時	○					○	
		使用時	●					●	
ドライクリーニング溶剤用途	ドライクリーニング溶剤用途	製品製造時						○	
		使用時						●	○
消火剤用途		充填・使用時							●
工業洗浄剤用途		製品製造時					○	○	
くん蒸剤用途		使用時					●	●	
くん蒸剤用途		製造・使用時							○

注1:「業務用冷凍空調機器」の現場設置時の冷媒用途は、機器が使用される現場において冷媒が初期充填された際の排出量を対象とした。

注2:「○」は事業者からの排出量があると思われる項目であり、「●」は届出外排出量推計のためにデータ収集等を行った項目の意味(結果として使用されていないことが把握できたものも含む)。

注3:対象化学物質の製造・工業原料用途の「○」は、化学工業から届出のあった物質を示す(平成29年度排出量・移動量)

## 1)硬質ウレタンフォーム用発泡剤

硬質ウレタンフォーム用発泡剤に使用される対象化学物質(CFC-11、HCFC-22、HCFC-141b)について、建築用断熱材と冷凍冷蔵機器用断熱材の2つの用途について推計した。建築用断熱材については、市中での使用時、建物解体に伴う断熱材の廃棄時・廃棄後の2つのライフサイクルの段階を、冷凍冷蔵機器用断熱材については、冷凍冷蔵機器廃棄時を排出量の推計対象とした。

なお、建築用断熱材の現場発泡時では、オゾン層破壊物質は近年ほとんど使用されなくなっていることから、排出量はゼロとみなした。また、冷凍冷蔵機器用断熱材の機器稼動時の環境中への排出についても、冷凍冷蔵機器用断熱材は密閉性が高く、使用時には発泡剤として使用されている対象化学物質の排出は無いものと仮定し排出量はゼロとみなした。

### ①建築用断熱材の市中での使用時の環境中への排出

2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories の考え方に基づいた次の推計式に基づいて推計を行った。

建築用断熱材の市中での使用時の環境中への排出量(t/年)

$$= \text{建築用断熱材としての硬質ウレタンフォームの製造時に発泡剤として使用された対象化学物質の量(t/年)} \times \text{環境中への排出割合(%/年)}$$

### ②建築用断熱材の廃棄時・廃棄後の環境中への排出

ラミネートボードの破碎時と埋立処分後の排出を対象とし、平均使用年数を25年と仮定してそれぞれ次の推計式に基づき推計した。

破碎時の排出量(t/年)

$$= \text{排出量推計対象年度の26年前の対象化学物質の発泡剤への使用量(t/年)} \\ \times \text{ラミネートボードの割合(%)} \times \text{廃棄時の対象化学物質の残留率(%)} \\ \times \text{破碎時の排出割合(%)}$$

埋立処分後の排出量(t/年)

$$= \text{排出量推計対象年度の26年前以前の対象化学物質の発泡剤への使用量(t/年)} \\ \times \text{ラミネートボードの割合(%)} \times \text{埋立処分の割合(%)} \times \text{環境中への排出割合(%/年)}$$

### ③冷凍冷蔵機器用断熱材機器廃棄時の環境中への排出

使用済みとなった冷凍冷蔵機器が廃棄処理される段階での冷凍冷蔵機器用断熱材用硬質ウレタンフォームからの対象化学物質の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

冷凍冷蔵機器用断熱材機器廃棄時の環境中への排出量(t/年)

=推計対象年度に使用済みとなった冷凍冷蔵機器用断熱材に残存している  
対象化学物質の量(t/年)

### 2)押出発泡ポリスチレン用発泡剤

押出発泡ポリスチレン用発泡剤に使用される対象化学物質(CFC-12、HCFC-142b)について、建築用断熱材の市中での使用時、建物解体に伴う断熱材の廃棄時・廃棄後の2つのライフサイクルの段階別に排出量の推計を行った。

#### ①市中での使用時の環境中への排出

市中で使用されている押出発泡ポリスチレンからの対象化学物質の環境中への排出を対象とし、2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories の考え方に基づき、次の推計式に基づいて推計を行った。

市中での使用時の環境中への排出量(t/年)

=建築用断熱材としての押出発泡ポリスチレンの製造時に発泡剤として使用された  
対象化学物質の量(t/年) × 環境中への排出割合(%/年)

#### ②廃棄時・廃棄後の環境中への排出

焼却処理時、RPF 製造時、埋立処分後の排出を対象とし、製品の使用年数を 50 年と仮定して次の推計式に基づいて推計を行った。

焼却処理時の排出量(t/年)

=排出量推計対象年度の 51 年前の対象化学物質の発泡剤への使用量(t/年)  
×廃棄時のフロン系化学物質の残存率(%) × 焼却処理の割合(%)  
×分解せず排出する割合(%)

RPF 製造時の環境中への物質別排出量(t/年)

=排出量推計対象年度の 51 年前の対象化学物質の発泡剤への使用量(t/年)  
×廃棄時のフロン系化学物質の残存率(%) × RPF 化の割合(%)

埋立処分後の排出量(t/年)

=排出量推計対象年度の 51 年前以前の対象化学物質の発泡剤への使用量(t/年)  
×埋立処分の割合(%) × 環境中への排出割合(%/年)

### 3) 業務用冷凍空調機器用冷媒

業務用冷凍空調機器用冷媒として使用される対象化学物質(CFC-11、CFC-12、CFC-115、HCFC-22、HCFC-123)について、大型冷凍機、中型冷凍機、小型冷凍機、業務用空調機の4つの製品群ごとに、機器が使用される現場において冷媒が初期充填される現場設置時、市中での稼動時、使用済み機器の廃棄時の3つのライフサイクルの段階別に排出量の推計を行った。

なお、平成21年3月の産業構造審議会化学・バイオ部会第21回地球温暖化防止対策小委員会において、業務用冷凍空調機器に関する統計情報の見直しが報告され、平成20年度分排出量の推計からは、この見直し後の数値を使用している。

また、平成19年10月1日に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、新たに機器整備時におけるフロン類回収義務・報告義務が明確化されたことをうけ、整備時回収量の実績値が公表された。平成20年度分の排出量推計からは、機器稼働時の推計式においてこの整備時回収量を差し引く方法とした。

#### ③ 現場設置時の環境中への排出

機器が使用される現場において冷媒が初期充填される現場設置時の環境中への冷媒の排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

現場設置時の環境中への排出量(t/年)

= 推計対象年度に生産・出荷された製品群毎の機器の台数(台/年)

× 平均冷媒充填量(t/台) × 環境中への排出割合(%)

#### ④ 市中での稼動時の環境中への排出

機器稼動時の修理の際の対象化学物質の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

市中での稼動時の環境中への排出量(t/年)

= 推計対象年度の初めにおいて市中で稼動している製品群毎の機器の台数(台)

× 平均冷媒充填量(t/台) × 環境中への排出割合(%/年)

- 推計対象年度に法律※に基づき回収・報告された整備時の第一種特定製品からの回収量(t/年)

※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)

#### ⑤ 廃棄時の環境中への排出

使用済みとなった業務用冷凍空調機器から回収されなかった冷媒の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

廃棄時の環境中への排出量(t/年)

= 推計対象年度に使用済みとなった製品群毎の機器の台数(台/年)

× 平均冷媒充填量(t/台) × 環境中への排出割合(%)

#### 4)家庭用冷蔵庫用冷媒

家庭用冷蔵庫用冷媒として使用される対象化学物質(CFC-12)について、機器の市中での稼動時、廃棄時の2つのライフサイクルの段階別に届出された排出量以外の排出量の推計を行った。

##### ⑥市中での稼動時の環境中への排出

機器稼動時の定期整備と故障が発生した際の環境への冷媒の排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

市中での稼動時の環境中への排出量(t/年)

=推計対象年度の初めにおいて市中で稼動している対象化学物質を使用した

家庭用冷蔵庫の台数(台) × 平均充填量(t/台) × 環境中への排出割合(%/年)

##### ⑦廃棄時の環境中への排出

廃棄される家庭用冷蔵庫から回収されなかった対象化学物質の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

廃棄時の環境中への排出量(t/年)

=推計対象年に使用済みとなった家庭用冷蔵庫に残存している対象化学物質の量(t/年)

- 推計対象年度に法律\*に基づき家電リサイクルプラントで家庭用冷蔵庫から回収された対象化学物質の量(t/年)

\*特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

#### 5)カーエアコン用冷媒

カーエアコン用冷媒として使用される対象化学物質(CFC-12)について、冷媒の低漏化対策の有無を考慮し、カーエアコンの市中での稼動時、廃棄時の2つのライフサイクルの段階別に排出量の推計を行った。

##### ⑧市中での稼動時の環境中への排出

車両に設置されたカーエアコンの使用時、事故時及び修理時の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

カーエアコンの機器稼動時の環境中への排出量(t/年)

=低漏化対策済車両の稼動時(使用時、事故時及び修理時)の対象化学物質の排出量(t/年)

+未低漏化対策車両の稼動時(使用時、事故時及び修理時)の対象化学物質の排出量(t/年)

## ⑨廃棄時の環境中への排出

使用済みとなった車両のカーエアコンに残存している対象化学物質のうち、回収されなかった対象化学物質を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

廃棄時の環境中への排出量(t/年)

=推計対象年度に使用済みとなった低漏化対策済車両に残存している対象化学物質の量(t/年)

+推計対象年度に使用済みとなった未低漏化対策車両に残存している対象化学物質の量(t/年)

-自動車リサイクル法による推計対象年度のカーエアコンからの対象化学物質の回収量(t/年)

## 6)家庭用エアコン用冷媒

家庭用エアコン用冷媒として使用される対象化学物質(HCFC-22)について、家庭用エアコンの市中での稼動時、廃棄時の2つのライフサイクルの段階について排出量の推計を行った。

なお、平成21年3月の産業構造審議会化学・バイオ部会第21回地球温暖化防止対策小委員会において、家庭用エアコンに関する統計情報の見直しが報告され、平成20年度分排出量の推計からは、この見直し後の数値を使用している。

## ⑩市中での稼動時の環境中への排出

家庭用エアコンの稼動時に事故や故障が発生した際の対象化学物質の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

市中での稼動時の環境中への排出量(t/年)

=推計対象年度の初めにおいて市中で稼動している対象化学物質を使用した

家庭用エアコンの台数(台) × 平均充填量(t/台) × 環境中への排出割合(%/年)

## ⑪廃棄時の環境中への排出

廃棄される家庭用エアコンから回収されなかった対象化学物質の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

廃棄時の環境中への排出量(t/年)

=推計対象年度に廃棄された家庭用エアコンに残存している対象化学物質の量(t/年)

-推計対象年度に法律※に基づき家電リサイクルプラントで家庭用エアコンから回収された  
対象化学物質の量(t/年)

※特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

## 7)エアゾール製品用噴射剤

エアゾール製品用噴射剤として、ダストブロアーなどに使用される対象化学物質(HCFC-22、HCFC-225)について、使用時の排出量の推計を行った。

IPCC Good Practice Guidance and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories 3.85 ページの考え方に基づき、次の推計式に基づいて推計を行った。

なお、HCFC-22については、結果として排出量がゼロ kg/年と推定された。

エアゾール製品からの環境中への排出量(t/年)

$$= \text{推計対象年度のエアゾール製品に使用された対象化学物質の量(t/年)} \times \text{排出係数(\%)} \\ + \text{1年前のエアゾール製品に使用された対象化学物質の量(t/年)} \times (100\% - \text{排出係数(\%)})$$

## 8)ドライクリーニング溶剤

ドライクリーニング工程におけるドライクリーニング溶剤に使用される対象化学物質(HCFC-225、1,1,1-トリクロロエタン)について、次の式に基づき使用時の排出量の推計を行った。

なお、1,1,1-トリクロロエタンについては、結果として排出量がゼロ kg/年と推定された。

ドライクリーニング工程からの環境中への排出量(t/年)

$$= \text{推計対象年度の対象化学物質のドライクリーニング溶剤としての出荷量(t/年)} \\ \times \text{環境中への排出割合(\%)} \\ - \text{法律※に基づき届け出られた推計対象年度の洗濯業を営む事業所における} \\ \text{対象化学物質の大気への排出量の合計(t/年)}$$

※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

## 9)消火剤

消火設備の消火剤に使用される対象化学物質(ハロン-1211、ハロン-1301、ハロン-2402)について、使用時の排出量の推計を行った。

消火設備からの環境中への排出は、使用時の排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。使用量自体は把握されていないため、使用後の補充量と同じとみなした。

なお、ハロン-1211については、結果として排出量がゼロ kg/年と推定された。

消火設備からの環境中への排出量(t/年) = 推計対象年度の対象化学物質の補充量(t/年)

## 10) 工業洗浄剤

事業所における加工部品等の洗浄に使用される薬剤に含まれる対象化学物質(HCFC-141b、HCFC-225)について、使用時の排出量を次の推計式に基づいて推計した。  
なお、HCFC-141bについては結果として排出量がゼロ kg/年と推定された。

工業洗浄装置からの環境中への排出量(t/年)

= 推計対象年度の対象化学物質の工業洗浄剤としての全国出荷量(t/年)

## 11) くん蒸剤

農業用、検疫用、その他の用途として臭化メチルが使用されている。現在、農薬として登録されているものについては別途推計が行われているが、その他の用途の使用状況についての知見が得られないことから、推計できていない。

## 4. 推計結果

用途とライフサイクルの段階ごとの排出量の推計結果の概要を示す(表3)。また、省令区分別の排出量推計結果を表4に示す。

平成 29 年度の排出量は、全物質の合計で約9千 t/年であり平成 28 年度排出量(約 10 千 t/年)に比べて若干減少した。なお、平成 23 年3月に発生した東日本大震災の影響が推計に考慮できていないものも少なくないが、業務用冷凍空調機器、家庭用冷蔵庫及び家庭用エアコンについては、被災地域の県における排出量について過年度と同様に補正した。

表3 オゾン層破壊物質の用途別排出量推計結果(平成29年度)

用途	ライフサイクルの段階	省令区分	排出量の推計結果(t/年)										合計
			103 HCFC-142b	104 HCFC-22	126 CFC-115	161 CFC-12	164 HCFC-123	176 HCFC-141b	185 HCFC-225	211 ハロン-2402	288 CFC-11	382 ハロゲン-1301	
硬質ウレタンフォーム	建築用断熱材	使用時	対象業種		6.9				141			122	270
			非対象業種		3.1				64			55	122
	冷凍冷蔵機器用断熱材	廃棄時・廃棄後	家庭		25				506			436	967
			対象業種		3.1				9.6			156	169
押出発泡ポリスチレン	建築用断熱材	廃棄時	対象業種		0.0002				2.4				2.4
業務用冷凍空調機器	現場設置時	対象業種	57			57							115
		非対象業種	26			26							52
		家庭	204			206							409
	廃棄時・廃棄後	対象業種	21										21
業務用冷凍空調機器	稼働時	対象業種					0.06						0.06
		非対象業種					0.1						0.1
	廃棄時	対象業種	85				27				0.1		112
		非対象業種	1,787		4.1	5.1	59				0.3		1,855
家庭用冷蔵庫	稼働時	対象業種	469				16						485
		非対象業種	1,899				34						1,934
	廃棄時	家庭				0.7							0.7
		対象業種				37							37
カーエアコン	稼働時	移動体			122								122
		対象業種			11								11
	廃棄時	非対象業種			11								11
家庭用エアコン	稼働時	家庭	208										208
		対象業種	1,147										1,147
エアゾール製品	使用時	対象業種						12					12
ドライクリーニング溶剤	使用時	対象業種						10					10
消火剤	使用時	対象業種							0.05			7.1	7.1
		非対象業種							0.03			3.3	3.3
工業洗浄剤	使用時	対象業種						800					800
合計			308	5,634	4.1	476	136	723	822	0.08	770	10	8,883

注:本表では、いずれの用途においても排出量の推計結果が0kg/年であった物質は省略している。

表4 オゾン層破壊物質の排出量推計結果(平成29年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
103	HCFC-142b	77,915	25,695	203,965		307,575
104	HCFC-22	1,711,216	3,689,446	232,894		5,633,557
126	CFC-115		4,069			4,069
161	CFC-12	105,425	42,215	206,177	122,250	476,068
164	HCFC-123	43,004	93,404			136,408
176	HCFC-141b	153,484	63,721	505,809		723,015
185	HCFC-225	822,013				822,013
211	ハロン-2402	55	25			80
288	CFC-11	278,243	55,289	436,290		769,822
382	ハロン-1301	7,072	3,255			10,327
合 計		3,198,426	3,977,120	1,585,135	122,250	8,882,932

注:本表では、いずれの用途においても排出量の推計結果が0kg/年であった物質は省略している。

## ダイオキシン類の排出量

### 1. 届出外排出量と考えられる排出

ダイオキシン類の全国排出量は、「ダイオキシン類の排出量の目録(以下、「排出インベントリー」とする。)」において別途推計されている。排出インベントリーの推計値には事業者からの届出排出量も含まれているため、届出排出量が含まれる発生源においては、平成29年度のダイオキシン類の届出排出量を差し引いたものを届出外排出量とした。

なお、平成29年の排出インベントリーは平成31年1月時点で公表されていないため、平成28年の排出インベントリーを用いて平成29年度の推計を行った。また、水域への排出は現段階では排出インベントリーと届出排出量の整合性が十分確認できていないため、排出量の推計は行わないととした。

表1 排出インベントリーの発生源と推計区分の関係(大気)

発生源	届出外排出量の推計区分			
	対象業種	非対象業種	家庭	移動体
製造業等関連施設	○			
産業廃棄物焼却施設等	○	○		
火葬場		○		
たばこの煙			○	
自動車排出ガス				○

### 2. 推計方法

排出インベントリーにおける発生源別の全国排出量から届出排出量を差し引いた値を全国の届出外排出量とみなし、その値を発生源に関連した指標(都道府県別の産業廃棄物の中間処理能力等)を用いて都道府県に配分し、都道府県別の排出量を推計した。ダイオキシン類の排出量の推計フローを図1に示す。

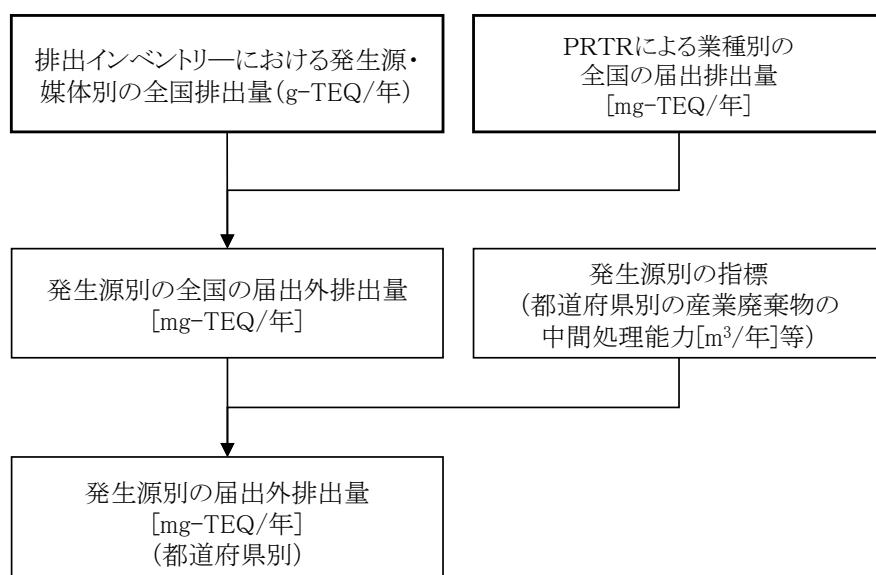


図1 ダイオキシン類の排出量の推計フロー

### 3. 推計結果

ダイオキシン類の全国の届出外排出量推計結果を表 2、表 3 に示す。ダイオキシン類の排出量の合計は約 39g-TEQと推計された。

表 2 ダイオキシン類の全国の届出外排出量推計結果(平成 29 年度:大気)

排出インベントリー(平成 28 年)		届出排出量 (g-TEQ/年) (b)	届出外排出量 (g-TEQ/年) =(a)-(b)
発生源	排出量 (g-TEQ/年) (a)		
① 製造業等関連施設	71	55	16
② 産業廃棄物焼却施設等	41	22	19
③ 火葬場	3.3	-	3.3
④ たばこの煙	0.050	-	0.050
⑤ 自動車排出ガス	0.94	-	0.94
合 計	116	77	39

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

表 3 ダイオキシン類の届出外排出量推計結果(平成 29 年度:全国)

対象化学物質		届出外排出量(mg-TEQ/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
243	ダイオキシン類	27,076	10,713	50	940	38,779
	合 計	27,076	10,713	50	940	38,779

## 製品の使用に伴う低含有率物質の排出量

### 1. 届出外排出と考えられる排出

対象化学物質を含有する製品を業として使用する場合、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質(複数の第一種指定化学物質が含有されている場合)の割合が1% (特定第一種指定化学物質については 0.1%) 以上である場合に限り、当該第一種指定化学物質の年間取扱量に算入することとなっており(施行令第5条参照)、製品の質量に対する割合が1%未満の第一種指定化学物質については、年間取扱量に算入されないことから、排出量の把握及び届出の対象とはならない。

このため、製品の使用に伴う低含有率物質の排出についても、届出外排出量として推計の対象となる。低含有率物質として様々な排出源が考えられるが、ここでは、排出係数と活動量が把握可能である石炭を主な燃料とする火力発電所(以下、「石炭火力発電所」という。)からの対象化学物質の排出量を推計対象とした。

なお、石炭を燃料とした主な発電事業者が電力調査統計(経済産業省 資源エネルギー庁)で把握可能であることから、これらの事業者が設置する発電所を推計対象とした。

### 2. 対象とする化学物質の範囲

石炭の燃焼により生じる排ガスに含まれると考えられる金属類を推計対象とした。石炭中に含まれている微量成分は多様であるが、このうち発電電力量当たりの排出量のデータが得られた物質に限り推計対象とした。

### 3. 具体的な対象化学物質と推計方法等

石炭火力発電所で使用される石炭の燃焼により生じる排ガス、及び排ガス処理の過程で発生する排水に含まれて排出される対象化学物質の排出原単位( $\mu\text{ g/kWh}$ )が推計に利用可能である。したがって、本推計では石炭火力発電所の発電電力量と排出原単位との積により、各対象化学物質の排出量を推計した。

#### 対象化学物質の排出量

$$= \text{排ガス原単位} (\mu\text{ g/kWh}) \times \text{石炭火力発電所の発電電力量} (\text{kWh/年})$$

$$+ \text{排水原単位} (\mu\text{ g/kWh}) \times \text{石炭火力発電所の発電電力量} (\text{kWh/年})$$

表1 石炭火力発電所における対象化学物質の排出原単位

対象化学物質		排出原単位(μg/kWh)	
物質番号	物質名	排ガス	排水
31	アンチモン及びその化合物	0.19	-
75	カドミウム及びその化合物	0.049	0.36
87/88	クロム <sup>注1</sup>	1.7	2.6
132	コバルト及びその化合物	0.23	-
237	水銀及びその化合物	4.4	0.020
242	セレン及びその化合物	13	3.6
305	鉛化合物	3.6	1.3
309	ニッケル化合物	1.0	-
321	バナジウム化合物	6.8	2.4
332	砒素及びその無機化合物	1.7	0.34
374	ふつ素 <sup>注2</sup>	2,200	410
394	ベリリウム及びその化合物	2.8	0.20
405	ほう素化合物	2.2	5,300
412	マンガン及びその化合物	3.9	1.1

出典:伊藤ら「石炭火力発電所の微量物質排出実態調査 調査報告:W02002」、電力中央研究所報告、平成14年11月

注1:全クロムとしてのデータであるが、ここでは「クロム及び三価クロム化合物」とみなして推計した。

注2:ふつ素としてのデータであるが、ここでは「ふつ化水素及びその水溶性塩」とみなして推計した。

注3:表中の「-」はデータ数が10個未満であり原単位を設定できなかった物質。

表2 石炭火力発電所の発電電力量(平成29年度)

発電事業者名			発電電力量 <sup>注1</sup> (千kWh/年)
主な発電事業者	1	北海道電力	13,756,234
	2	東北電力	22,302,909
	3	東京電力フュエル&パワー	24,068,897
	4	中部電力	29,677,448
	5	北陸電力	18,357,750
	6	関西電力	13,215,340
	7	中国電力	16,511,586
	8	四国電力	7,337,127
	9	九州電力	16,147,031
	10	沖縄電力	3,471,181
	101	電源開発	54,934,894
	102	常磐共同火力	9,552,454
	103	住友共同電力	3,814,526
	104	相馬共同火力発電	12,948,369
	105	酒田共同火力発電	4,719,755
	106	戸畠共同火力	2,772,106
その他の発電事業者 <sup>注2</sup>			48,209,803
合 計			301,797,410

注1:発電電力量の出典は以下のとおり

「主な発電事業者」:電力調査統計 2-(1)発電実績(経済産業省 資源エネルギー庁)

「その他の発電事業者」:事業者へのアンケート調査結果(平成30年11月)

注2:「その他の発電事業者」の値は38事業者の合計値であるが、アンケート調査で未回答

の4事業所については、電力調査統計の数値で補完した。

#### 4. 推計結果

製品の使用に伴う低含有率物質の排出量推計結果は表3のとおりである。

表3 製品の使用に伴う低含有率物質の排出量推計結果(平成29年度:全国)

対象化学物質		届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種を営む事業者	非対象業種を営む事業者	家庭	移動体	合計
31	アンチモン及びその化合物	57				57
75	カドミウム及びその化合物	123				123
87	クロム及び三価クロム化合物 <sup>注1</sup>	1,298				1,298
132	コバルト及びその化合物	69				69
237	水銀及びその化合物	1,334				1,334
242	セレン及びその化合物	5,010				5,010
305	鉛化合物	1,479				1,479
309	ニッケル化合物	302				302
321	バナジウム化合物	2,777				2,777
332	砒素及びその無機化合物	616				616
374	ふつ化水素及びその水溶性塩 <sup>注2</sup>	787,691				787,691
394	ペリウム及びその化合物	905				905
405	ほう素化合物	1,600,190				1,600,190
412	マンガン及びその化合物	1,509				1,509
合計		2,403,360				2,403,360

注1:全クロムの排出原単位を「クロム及び三価クロム化合物」のものとみなして推計した。

注2: ふつ素の排出原単位を「ふつ化水素及びその水溶性塩」のものとみなして推計した。

## 下水処理施設に係る排出量

### 1. 届出外排出量と考えられる排出

下水処理施設へ流入した化学物質のうち、水処理施設で生分解や汚泥へ吸着されないものは、大気や公共用水域へ排出される。また、水処理施設で汚泥へ吸着されたもののうち、汚泥処理施設における脱水処理後の焼却処理により燃焼分解されないものについては、大気へ排出されるか、又は脱水汚泥や焼却灰として処理施設外へ移動される。したがって、水処理施設における大気及び公共用水域への排出と汚泥処理施設における大気への排出について推計の対象とした(図1及び表1)。

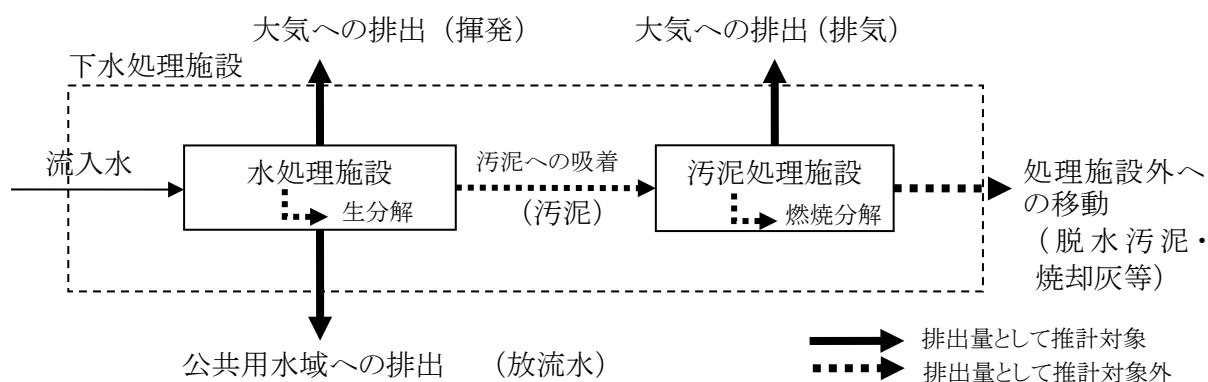


図1 下水処理施設からの排出と推計対象範囲

表1 下水処理施設における対象化学物質の移行先等と推計の対象

水処理施設からの 移行先等	汚泥処理施設からの移 行先等	推計の 対象	備考
大気(揮発ガス)	—	○	
汚泥	大気(排気ガス)	△	実測データの得られる対象化学物質のみ
	燃焼分解	×	反応により化学物質として消失
	脱水汚泥・焼却灰等	×	PRTR では「移動」に該当
生分解	—	×	反応により化学物質として消失
放流水	—	○	

注:「推計の対象」の記号の意味は以下のとおり。

○:推計対象とする △:一部の物質を推計対象とする ×:推計対象とはしない

### 2. 推計を行う対象化学物質

下水処理施設からの排出量の推計対象物質は、下水処理施設への流入量が把握可能な化学物質を優先した。下水処理施設への流入量推計に活用可能なものとして、PRTR データ関連では、①PRTR 届出データにおける下水道への移動量、②すそ切り以下事業者からの公共用水域への排出量、③非点源からの下水道への移動量がある。また、PRTR データ以外で活用が可能なものとして、実測等により測定された対象化学物質の家庭排水中濃度や雨水排水中濃度と、排水の流入量がある。

これらにより流入量の把握ができた 201 物質から下水処理施設からの排出量推計に必要な下水処理に伴う媒体別の移行率を得ることができなかった 10 物質を除き、191 物質を排出量推計の対象とした（表 2）。なお、下水処理の工程で非意図的に生成されるトリハロメタン（クロロホルム等）の排出は、生成量に関する定量的なデータが得られなかつたことから、排出量の推計対象外とした。

表 2 下水処理施設への流入量を把握する対象化学物質（平成 29 年度排出量）

流入源	対象化学物質数			排出量の推計対象とした 対象化学物質の例
	流入量の 把握が可 能なもの (a)	排出量の推 計が困難な もの (b)	排出量の 推計対象と したもの =(a)-(b)	
① 届出事業者	185	9	176	・2-アミノエタノール(物質番号:20) ・パラーアミノフェノール(23)
② すそ切り以下事業 者	98	5	93	・アクリル酸及びその水溶性塩(4) ・アクリル酸ノルマルーブチル(7)
③ 非点源推計（家 庭・非対象業種）	13	—	13	・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(アルキル基の炭素数が10から 14までのもの及びその混合物に限 る。)(30) ・ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテ ル(アルキル基の炭素数が12から15 までのもの及びその混合物に限る。)(407)
④ 家庭排水(その他 の物質)	9	—	9	・ニッケル化合物(309) ・フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (355)
⑤ 路面等からの雨水	20	—	20	・亜鉛の水溶性化合物(1) ・マンガン及びその化合物(412)
合 計 <sup>注2</sup>	201	10	191	

注1:下水道への移動量のうち、ダイオキシン類とオゾン層破壊物質については、別の排出源として届出外排出量が推計されて  
いるため、「下水処理施設」としての排出量の推計対象からは除外した。

注2:複数の排出源に対応する対象化学物質があるため、流入源ごとの物質数の合計と合計欄の数は一致しない。

注3:媒体への移行率がゼロで、結果的に排出量がゼロとなった対象化学物質も「推計対象としたもの」としてカウントした。

注4:推計対象年度は平成29年度だが、入手可能な下水道統計が平成27年度であるため、平成29年度の下水道普及状況及び  
流入量は、平成27年度の下水普及状況と平成28年度の流入量と同じと仮定した。

### 3. 推計方法

「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)  
(平成 23 年6月国土交通省都市・地域整備局下水道部)」(以下、「国交省ガイドライン」という。)を参考  
にして、下水処理施設へ流入する化学物質の流入量を推計したのち、流入量に対する大気及び公共  
用水域への移行率を別途設定し、これらを乗じることにより、媒体ごとの排出量を推計した。なお、下  
水道法の規定に基づく水質検査の対象となっている 30 物質については「下水道業からの届出排出量」と  
して排出量の届出が行われていることから、公共用水域への届出外排出量の推計対象から除外した。また、30 物質以外の一部の物質についても「下水道業からの届出排出量」として大気及び公共用水域への  
排出があることから、これらの物質の届出外排出量を推計する際には、都道府県単位で届出排出量  
を差し引いた。

下水処理施設への化学物質の流入量は、PRTR データや実測等により測定された排水中の化学物質の濃度等を用いて、表 2 に示した流入源ごとに推計した(表 3 及び表 4)。このとき、下水道統計の最新版との整合をとるため平成 27 年度のデータを採用した。

表 3 下水処理施設への流入量の推計方法の概要

流入源		流入量の推計方法の概要
①	届出事業者	PRTR データとして届出された「下水道への移動量」を都道府県ごとに集計した。
②	すそ切り以下事業者	PRTR 届出外排出量として推計されている都道府県別のすそ切り以下事業者からの公共用水域への排出量と、都道府県別の面積ベースの下水道普及率を用いて都道府県ごとに推計した。
③	非点源推計 (家庭・非対象業種)	PRTR 届出外排出量の参考値として、2つの排出源(「洗浄剤・化粧品等(界面活性剤、中和剤等)」及び「水道」)からの下水道への移動量が、13 の対象化学物質について推計されているため、この全量を下水処理施設への流入量とみなした。
④	家庭排水 (その他の物質)	実測により測定された対象化学物質の家庭排水中濃度に、都道府県別家庭排水の流入量の推計値を乗じた。
⑤	路面等からの雨水	実測により測定された雨水排水中濃度に、都道府県別合流式下水処理施設への雨水の流入量の推計値を乗じた。

表 4 下水処理施設への流入量の推計結果の例(平成 29 年度)

物質番号	対象化学物質名	下水処理施設への流入量(kg/年)					
		届出	すそ切り 以下	非点源 (家庭・非 対象業種)	家庭排水 (その他の 物質)	路面等か らの 雨水	合計
1	亜鉛の水溶性化合物	15,109	5,706			369,875	390,690
2	アクリルアミド	17	19				36
3	アクリル酸エチル	124					124
4	アクリル酸及びその水溶性塩	3,017	1,056				4,073
20	2-アミノエタノール	61,715	176,972	5,894,886			6,133,573
31	アンチモン及びその化合物	125	4,309		4,799		9,233
37	ビスフェノールA	208	2,115		3,880	762	6,966
60	エチレンジアミン四酢酸	188	3,611	4,387			8,186
87	クロム及び三価クロム化合物	2,225	945			9,400	12,570

注:推計対象年度は平成29年度だが、入手可能なデータが平成28年度のものであるため、平成29年度の流入量は平成28年度の流入量と同じと仮定した。

また、媒体(公共用水域、大気)への移行率は、国交省ガイドラインを参考に、媒体ごとの移行率が実測データとして得られる対象化学物質については、それらの実測データを優先的に採用し、それが得られない対象化学物質の場合は、物性データ(ヘンリイ定数等)を入力パラメータとする簡易推計式により推定される移行率を用いた。さらに、簡易推計式による結果と標準活性汚泥処理における挙動シミュレーションによる移行率との比較や生分解度データによる補正を行い、大気及び公共用水域への最終的な移行率を設定した(表 5 及び表 6)。

表5 下水処理施設に係る媒体別移行率の設定方法

実測データ	簡易推計式と挙動シミュレーションとの乖離	生分解度データ	媒体別移行率の設定方法	対象となる物質数
あり	-	-	①実測による媒体別移行率をそのまま採用	56
なし	小 (シミュレーション未実施を含む)	なし	②ヘンリー定数及びオクタノール/水分配係数を用いる移行率簡易推計式による媒体別移行率をそのまま採用	83
		あり	③簡易推計式による媒体別移行率を生分解度で補正	49
	大	なし	④標準活性汚泥処理における挙動シミュレーションによる媒体別移行率をそのまま採用	1
		あり	⑤挙動シミュレーションによる媒体別移行率を生分解度で補正	2

注1:何れの方法でも媒体別移行率が設定できない対象化学物質は、本表では省略した。

注2:簡易推計式による媒体別移行率は、生分解が起こらない場合の割合を物性値だけで予測したものであるため、生分解に係るデータが得られる場合は、それを考慮した補正をする。

注3:挙動シミュレーションは金属化合物等を除く322物質について実施したものであり、未実施の物質は「乖離が小さい」場合と同等に扱うこととした。

注4:実測データが得られた対象化学物質についても、下水処理施設における生分解が発生するのが一般的だが、それが発生した条件で実測されたデータであるため、上記「注2」と同様の補正是要しない。

注5:対象となる物質数において、簡易推計式と挙動シミュレーションとの乖離が大のものの物質数は、大気及び汚泥のいずれかの移行率に挙動シミュレーションによる媒体別移行率を用いた場合にカウントした。

表6 下水処理施設に係る媒体別の移行率の推計結果の例

物質番号	対象化学物質名	媒体別の移行率		移行率の設定方法
		大気	公共用水域(放流水)	
1	亜鉛の水溶性化合物	2.0%	28.5%	①
2	アクリルアミド	0.000048%	50.0%	③
3	アクリル酸エチル	0.087%	0.91%	③
4	アクリル酸及びその水溶性塩	0.00020%	1.0%	③
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	0.045%	>99.9%	②
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	0.0000037%	1.0%	②
7	アクリル酸ノルマルーブチル	0.15%	0.84%	②
8	アクリル酸メチル	1.5%	40%	②
34	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	0.16%	0.24%	④
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	70%	20%	⑤

注1:移行率の設定方法の番号は、表5の媒体別移行率の設定方法に示した番号に対応する。

①:実測による媒体別移行率をそのまま採用(網掛けで示す)。

②:簡易推計式による媒体別移行率をそのまま採用

③:簡易推計式による媒体別移行率を生分解度で補正

④:挙動シミュレーションによる媒体別移行率をそのまま採用

⑤:挙動シミュレーションによる媒体別移行率を生分解度で補正

注2:上記「注1①」に示す対象化学物質のうち、実測データが得られない媒体は排出量の推計の対象外とした。

注3:下水処理施設への流入量がなく、本年度は推計を行わない物質についても移行率を示している。

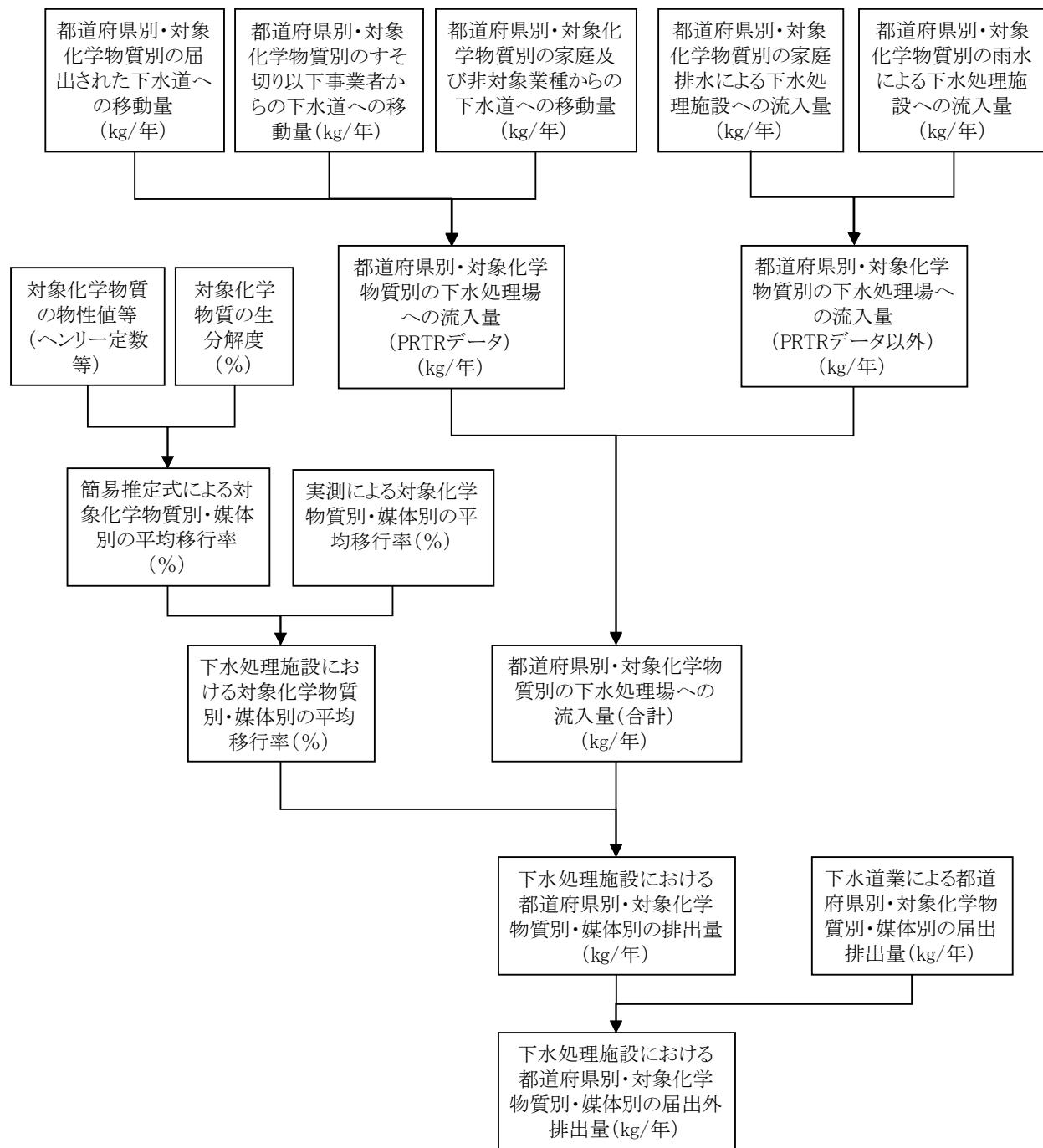


図2 下水処理施設に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

下水処理施設に係る排出量の届出外排出量の推計結果を表7に示す。下水道処理施設に係る排出量の合計は約7.5千tと推計された。

表7 下水処理施設に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)(その1)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
1	亜鉛の水溶性化合物(※)	7,866				7,866
2	アクリルアミド	18				18
3	アクリル酸エチル	1.0				1.0
4	アクリル酸及びその水溶性塩	41				41
7	アクリル酸 n-ブチル	5.0				5.0
8	アクリル酸メチル	0.80				0.80
9	アクリロニトリル	14				14
12	アセトアルデヒド	0.050				0.050
13	アセトニトリル	96,217				96,217
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	0.90				0.90
17	o-アニシジン	2.0				2.0
18	アニリン	1,901				1,901
20	2-アミノエタノール	1,901,408				1,901,408
23	p-アミノフェノール	77				77
24	m-アミノフェノール	75				75
27	メタミトロン	41				41
28	アリルアルコール	3.0				3.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が10から14までのもの 及びその混合物に限る。)	2,383,721				2,383,721
31	アンチモン及びその化合物	5,663				5,663
36	イソブレン	16,419				16,419
37	ビスフェノールA	209				209
51	2-エチルヘキサン酸	14,047				14,047
53	エチルベンゼン	2,449				2,449
56	エチレンオキシド	44,599				44,599
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	61				61
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	21				21
59	エチレンジアミン	4.0				4.0
60	エチレンジアミン四酢酸	7,408				7,408
65	エピクロロヒドリン	0				0
68	酸化プロピレン	0				0
69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	8.0				8.0
73	1-オクタノール	0.10				0.10
74	p-オクチルフェノール	0				0
75	カドミウム及びその化合物(※)	5.0				5.0
76	ε-カプロラクタム	12				12
79	2,6-キシレノール	118				118
80	キシレン	2,677				2,677
82	銀及びその水溶性化合物	1,208				1,208

表7 下水処理施設に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)(その2)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
83	クメン	90				90
84	グリオキサール	0.10				0.10
85	グルタルアルデヒド	12				12
86	クレゾール	243				243
87	クロム及び3価クロム化合物(※)	754				754
89	クロロアニリン	1,330				1,330
91	シアナジン	4.0				4.0
93	メタクロール	0.90				0.90
94	塩化ビニル	1,590				1,590
95	フルアジナム	63				63
98	クロロ酢酸	0.030				0.030
99	クロロ酢酸エチル	393				393
100	プレチラクロール	1.0				1.0
114	インダノフアン	1.0				1.0
117	テブコナゾール	31				31
123	塩化アリル	5.0				5.0
125	クロロベンゼン	525				525
127	クロロホルム	19,718				19,718
132	コバルト及びその化合物	12,157				12,157
133	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	1.0				1.0
134	酢酸ビニル	38				38
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール	20				20
151	1,3-ジオキソラン	11,000				11,000
154	シクロヘキシリアミン	2.0				2.0
157	1,2-ジクロロエタン(※)	65				65
169	ジウロン	13				13
178	1,2-ジクロロプロパン	75				75
181	ジクロロベンゼン	1,554				1,554
183	ピラゾレート	14				14
184	ジクロロベニル	4.0				4.0
186	塩化メチレン(※)	2,045				2,045
188	N,N-ジシクロヘキシリアミン	9.0				9.0
190	ジシクロペンタジエン	2.0				2.0
195	プロチオホス	0.20				0.20
200	ジニトロトルエン	397				397
203	ジフェニルアミン	0.80				0.80
204	ジフェニルエーテル	0.60				0.60
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	9.0				9.0
209	ジブロモクロロメタン	18,691				18,691

表7 下水処理施設に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)(その3)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
210	2,2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド	1,701				1,701
213	N,N-ジメチルアセトアミド	251				251
218	ジメチルアミン	23				23
221	ベンフラカルブ	1.0				1.0
223	N,N-ジメチルデシルアミン	0.040				0.040
224	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	10,286				10,286
231	o-トリジン	7.0				7.0
232	N,N-ジメチルホルムアミド	0				0
240	スチレン	32				32
242	セレン及びその化合物(※)	0.40				0.40
244	ダゾメット	1.0				1.0
245	チオ尿素	3,990				3,990
248	ダイアジノン	2.0				2.0
251	フェニトロチオン	2.0				2.0
255	デカブロモジフェニルエーテル	6.0				6.0
256	デカン酸	15				15
257	デカノール	10				10
258	ヘキサメチレンテトラミン	16				16
262	テトラクロロエチレン(※)	447				447
270	テレフタル酸	0.70				0.70
271	テレフタル酸ジメチル	0.10				0.10
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)(※)	4,376				4,376
273	n-ドデシルアルコール	247				247
275	ドデシル硫酸ナトリウム	636,104				636,104
276	テトラエチレンペンタミン	1,604				1,604
277	トリエチルアミン	81,274				81,274
278	トリエチレンテトラミン	941				941
281	トリクロロエチレン(※)	250				250
282	トリクロロ酢酸	60				60
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	738				738
290	トリクロロベンゼン	265				265
291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオノン	14				14
292	トリブチルアミン	397				397
294	2,4,6-トリブロモフェノール	3.0				3.0
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2,082				2,082
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1,191				1,191
299	トルイジン	4,080				4,080
300	トルエン	38,075				38,075
301	トルエンジアミン	294				294

表7 下水処理施設に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)(その4)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
302	ナフタレン	1,014				1,014
305	鉛化合物(※)	6,304				6,304
306	二アクリル酸ヘキサメチレン	143				143
308	ニッケル	212				212
309	ニッケル化合物	73,416				73,416
316	ニトロベンゼン	0				0
318	二硫化炭素	484				484
320	ノニルフェノール	0				0
321	バナジウム化合物	5,971				5,971
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	496				496
323	シメトリン	2.0				2.0
332	砒素及びその無機化合物(※)	0.20				0.20
333	ヒドラジン	16,649				16,649
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	273				273
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	32				32
336	ヒドロキノン	1,360				1,360
341	ピペラジン	2,820				2,820
342	ピリジン	328				328
343	カテコール	1.0				1.0
346	2-フェニルフェノール	1,996				1,996
348	フェニレンジアミン	179				179
349	フェノール	115				115
351	1,3-ブタジエン	36				36
353	フタル酸ジエチル	6.0				6.0
354	フタル酸ジ-n-ブチル	0				0
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1,191				1,191
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド	3.0				3.0
368	4-tert-ブチルフェノール	21				21
379	2-プロピル-1-オール	4.0				4.0
381	ブロモジクロロメタン	10,394				10,394
383	ブロマシル	1.0				1.0
384	1-ブロモプロパン	20				20
385	2-ブロモプロパン	0.040				0.040
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	10,854				10,854
390	ヘキサメチレンジアミン	0.030				0.030
392	ノルマル-ヘキサン	4,413				4,413
393	ベタナフトール	358				358
398	塩化ベンジル	0.80				0.80

表7 下水処理施設に係る排出量推計結果(平成29年度:全国)(その5)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
399	ベンズアルデヒド	40				40
400	ベンゼン(※)	136				136
401	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸 1,2-無水物	0.30				0.30
403	ベンゾフェノン	0.20				0.20
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	944,478				944,478
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	1,238				1,238
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	793,008				793,008
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	11,675				11,675
411	ホルムアルデヒド	226,276				226,276
412	マンガン及びその化合物(※)	1,122				1,122
413	無水フタル酸	0.30				0.30
414	無水マレイン酸	68				68
415	メタクリル酸	259				259
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	0.006				0.006
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	6.0				6.0
419	メタクリル酸n-ブチル	0.60				0.60
420	メタクリル酸メチル	500				500
436	α-メチルスチレン	47				47
438	メチルナフタレン	0.10				0.10
439	3-メチルピリジン	2.0				2.0
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	230				230
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	36				36
449	フェンメディファム	3.0				3.0
453	モリブデン及びその化合物	20,543				20,543
455	モルホリン	5,494				5,494
457	ジクロルボス	85				85
458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	0.00005				0.00005
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)	134				134
460	りん酸トリトリル	25				25
461	りん酸トリフェニル	3.0				3.0
合計		7,490,447				7,490,447

注1:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

注3:下水道業における特別要件施設としての公共用水域への排出量の届出対象物質である30物質については、排出量が全て届出されていると考えられるため、当該物質に係る下水処理施設からの公共用水域への届出外排出量はゼロとする(表中には、物質名に(※)を付して示した)。

## 【参考22】

### 一般廃棄物処理施設に係る排出量

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

一般廃棄物の処理施設について、化学物質の環境への排出可能性、全国における施設数や当該排出に係る測定実施数から、排出量推計が可能と見込まれるものとして、廃棄物処理法の設置許可対象である焼却施設及び最終処分場を推計対象とする。

なお、焼却施設からの化学物質の環境の排出として、大気への排出と公共用水域への排出が挙げられるが、このうち公共用水域への排出については一般的なPRTR 対象化学物質についての測定実施数が少なく、排出量推計に必要なデータが入手できなかったことから、大気への排出のみを推計対象とする。また、最終処分場からの化学物質の環境の排出としては、公共用水域への排出を推計対象とする。

#### 2. 推計を行う対象物質

焼却施設からの大気への排出に係る定量下限以上の排ガス濃度の測定データが十分得られ、排出量推計が可能と見込まれるものとして 10 物質を推計対象とする(表 1)。また、最終処分場からの水域への排出に係る定量下限以上の排水濃度の測定データが十分得られ、排出量推計が可能と見込まれるものとして3物質を推計対象とする(表 2)。

表 1 焼却施設において届出外排出量の推計対象とする PRTR 対象化学物質

排ガス濃度の 測定項目	PRTR 対象化学物質		排出量を算出する場合に 換算する元素等 <sup>(注2)</sup>
	物質番号	対象化学物質名	
亜鉛	1	亜鉛の水溶性化合物	亜鉛(Zn)
カドミウム	75	カドミウム及びその化合物	カドミウム(Cd)
全クロム	87	クロム及び三価クロム化合物	クロム(Cr)
総水銀	237	水銀及びその化合物	水銀(Hg)
銅	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	銅(Cu)
鉛化合物	305	鉛化合物	鉛(Pb)
砒素	332	砒素及びその無機化合物	砒素(As)
ふつ素	374	ふつ化水素及びその水溶性塩	ふつ素(F)
ホルムアルデヒド	411	ホルムアルデヒド	—
全マンガン	412	マンガン及びその化合物	マンガン(Mn)

注:「排出量を算出する場合に換算する元素等」は、PRTR 排出量等算出マニュアル(第 4.2 版)に基づく。

表 2 最終処分場において届出外排出量の推計対象とするPRTR 対象化学物質

排水濃度の測定項目	PRTR 対象化学物質		排出量を算出する場合に換算する元素等 <sup>注</sup>
	物質番号	対象化学物質名	
塩化ビニル	94	塩化ビニル	—
ニッケル化合物	309	ニッケル化合物	ニッケル(Ni)
フェノール	349	フェノール	—

注:「排出量を算出する場合に換算する元素等」は、PRTR 排出量等算出マニュアル(第4.2版)に基づく。

### 3. 推計方法

焼却施設に係る化学物質の大気への排出量は、処理される廃棄物の量に比例すると考えられるため、測定データをもとに「焼却処理量1トン当たりの平均的な化学物質排出量(見かけの排出係数)(mg/t-waste)」を算定し、全国の焼却施設における年間焼却処理量の合計(t-waste/年)を乗じることにより推計(図1)した。

また、最終処分場に係る化学物質の水域への排出量は、放流水量に比例すると考えられるため、測定データをもとに「放流水量1L当たりの平均的な化学物質排出濃度(見かけの排出濃度)( $\mu\text{g}/\text{L}$ )」を算定し、全国の一般廃棄物の最終処分場における年間放流水量の合計( $\text{m}^3/\text{年}$ )を乗じることにより推計(図2)した。

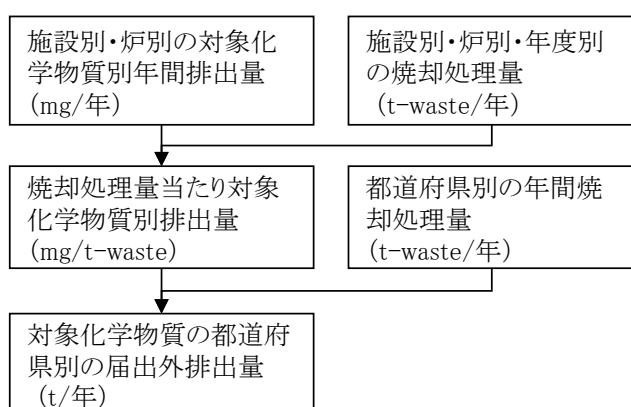


図1 焼却施設に係る排出量の推計フロー

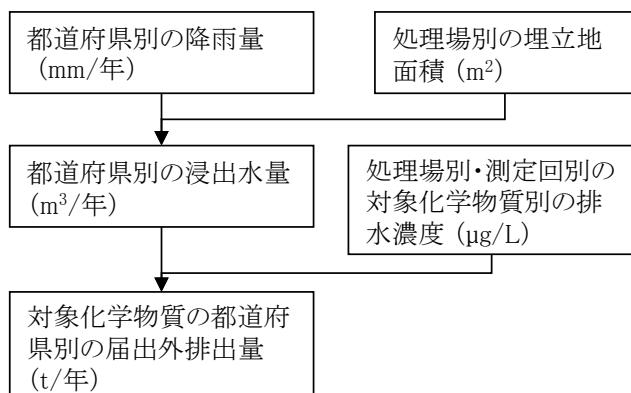


図2 最終処分場に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

一般廃棄物処理施設(焼却施設及び最終処分場)に係る対象化学物質別の推計結果を表3に示す。

表3 一般廃棄物処理施設に係る届出外排出量の推計結果(平成29年度:全国)

物質番号	物質名	全国の届出外排出量(kg/年)				
		対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
1	亜鉛の水溶性化合物	1,200				1,200
75	カドミウム及びその化合物	846				846
87	クロム及び三価クロム化合物	3,235				3,235
94	塩化ビニル	76				76
237	水銀及びその化合物	1,737				1,737
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1,085				1,085
305	鉛化合物	2,844				2,844
309	ニッケル化合物	1,394				1,394
332	砒素及びその無機化合物	324				324
349	フェノール	1,472				1,472
374	ふつ化水素及びその水溶性塩	129,851				129,851
411	ホルムアルデヒド	31,211				31,211
412	マンガン及びその化合物	242				242

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

(参考)届出・届出外排出量との比較

今回推計した一般廃棄物処理施設に係る排出量を、平成29年度のPRTR届出排出量と届出外排出量の合計値と比較した結果を表4に示す。

表4 排出量推計結果の届出・届出外排出量との比較

物質番号	物質名	H29届出 排出量 <sup>注1</sup>	H29届出外 排出量 <sup>注2</sup>	一般廃棄物の 処理施設 に係る排出量	【一廃】/ 【届出+ 届出外】
		A	B	C	C/(A+B)
		kg/年	kg/年	kg/年	%
1	亜鉛の水溶性化合物	623,397	13,233	1,200	0.19%
75	カドミウム及びその化合物	46,449	975	846	1.2%
87	クロム及び三価クロム化合物	136,211	5,492	3,235	2.4%
94	塩化ビニル	140,951	1,666	76	0.048%
237	水銀及びその化合物	552	3,101	1,737	48%
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	95,744	11,941	1,085	0.89%
305	鉛化合物	4,355,842	42,938	2,844	0.063%
309	ニッケル化合物	111,276	75,186	1,394	0.70%
332	砒素及びその無機化合物	1,026,469	940	324	0.032%
349	フェノール	303,072	4,547	1,472	0.45%
374	ふつ化水素及びその水溶性塩	1,873,155	985,348	129,851	4.4%
411	ホルムアルデヒド	265,090	6,080,414	31,211	0.49%
412	マンガン及びその化合物	2,032,998	2,897	242	0.011%

注1:全媒体(大気、公共用水域、土壤、敷地内埋立)の合計値

注2:全排出源(「1.対象業種の事業者のすそり以下」~「22.一般廃棄物処理施設」)の合計値

## II. 推計結果

(省令に基づく集計表以外の集計表)

1-1. 平成29年度に推計対象とした排出源と対象化学物質(その1)

物質番号	対象化学物質名	1 オゾン切替以下	2 農業	3 殺虫剤	4 接着剤	5 塗料	6 油織防汚剤	7 洗浄剤・化粧品等	8 潤滑エンジン	9 たばこの煙	10 防虫剤・消臭剤	11 自動車	12 二輪車	13 特殊自動車	14 船舶	15 鉄道車両	16 航空機	17 水道	18 オゾン層破壊物質	19 ダイオキシン類	20 低含有物質	21 下水処理施設	22 一般廃棄物処理施設	23 殺菌剤	24 農業以外の殺菌剤	その他
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	その他
1	亜鉛の水溶性化合物	●	●																							
2	アクリルアミド	●	●																							
3	アクリル酸エチル	×		●																						
4	アクリル酸及びその水溶性塩	●																								
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	●			●																					
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	●																								
7	アクリル酸ノベーブチル	●																								
8	アクリル酸メチル	●		●																						
9	アクリロトリル	×																								
10	アクロレイン																								△	×
11	ブジ化トリル	●																								
12	アセトアルデヒド	●		●																					△	×
13	アセトニトリル			●																						
14	アセシニアヒドリン																									
15	アセツフテン																									
16	2, 2'-アズビスイソブチロニトリル																									
17	オルト-アニジン																									
18	アニリン	●																								
19	1-アミノ-9, 10-アントラキノン																									
20	2-アミエタノール	●						●																		×
21	クロリダン			●																						
22	フブロニル			●																						
23	パラ-アミノフェノール																									
24	メタ-アミノフェノール																									
25	ストリブリン																									
26	3-アミノ-1-プロパン																									
27	スマコロン																									
28	アルアルコール																									
29	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	●																								
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	●	●	●																						×
31	ブチモン及びその化合物	●																								×
32	ブチラソラ	×																								×
33	石綿																	●								
34	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルクロロヘキシル=イソシアネート																									
35	イブチルアルデヒド																									×
36	イブレン																									
37	ビスフェノールA	●																								
38	2, 2'-[イソプロピリデンビス[(2, 6-ジエトキシ-4, 1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール																									
39	フェナミホス																									
40	ビフェナゼート																									
41	フルラニル		●	●																						
42	2-イミダゾリジンチオン																									
43	イミノクタジン																									
44	イソジウム及びその化合物	●																								
45	エグチオール																									
46	キサロホップエチル			●																						
47	ブタミホス			●																						
48	EPN			●																						
49	ベンディメタリン			●																						
50	モリネット			●																						
51	2-エチルヘキサン酸		△																							
52	アラニカルブ			●																						△
53	エチルベンゼン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
54	ホスチアゼート	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
55	エチレンイミ																									
56	エチレンオキシド			●																						
57	エチレングリコールモノエチルエーテル			●																						
58	エチレングリコールモノメチルエーテル			○																						
59	エチレンジアミン			●																						
60	エチレンジアミン四酢酸			●																						
61	マンネプ			●																						
62	マンコゼブ			●																						
63	ジアトブロモ			●																						
64	エトフエンプロックス			●																						
65	エピクロロドリン			●																						
66	1, 2-エボキシブタン			●																						
67	2, 3-エボキシ-1-ブロボノール			●																						
68	酸化ブリッケン			●																						
69	2, 3-エボキシプロピルフェニルエーテル			●																						
70	エマクチンB1a安息香酸塩及びエマクチンB1b安息香酸塩の混合物			●																						
71	塩化第二鉄			●																						
72	塩化ジアフリン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)			●																						
73	1-オクタノール			●																						
74	パラ-オキチルフェノール			●																						
75	カドミウム及びその化合物			●																						
76	イソジロン-カプロラクタム			●																						
77	カルボウムシアナミド			●																						

### 1-1. 平成29年度に推計対象とした排出源と対象化学物質(その2)

### 1-1. 平成29年度に推計対象とした排出源と対象化学物質(その3)

物質番号	対象化学物質名	該当する規制項目																						
		1 寸そ切り以下	2	3	4	5	6 塗料	7	8 油脂潤滑防護剤	9	10 洗浄剤・化粧品等	11	12 自動車	13 特殊自動車	14 船舶	15 鉄道車両	16 航空機	17 水道	18 オゾン層破壊物質	19 ダイオキシン類	20 低含有率物質	21 下水処理施設	22 一般産業物処理施設	
198	ジメトエート	●																						
199	C1フルオレスセント260																							
200	ジニトロトルエン																							
201	2, 4-ジニトロフェノール																							
202	ジビニレーベンゼン	×																						
203	ジフェニルアミン	×																						
204	ジフェニルエーテル	×																						
205	1, 3-ジフェニルアミン																							
206	カルボスルファン	●																						
207	2, 6-ジエターシャリーピチル-4-クレゾール	●	●	●																				
208	2, 4-ジエターシャリーピチルフェノール																							
209	ジブロキクロメタノ																							
210	2, 2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド																							
211	ハロソ-2402																							
212	アセフート																							
213	N, N-ジメチルアセトアミド	●	●	●																				
214	2, 4-ジメチルアリリン																							
215	2, 6-ジメチルアリリン	●																						
216	N, N-ジメチルアリリン																							
217	チオシラン	●	●																					
218	ジメタルアミン	●																						
219	ジメタルジルフィド																							
220	ジメチジンチオカルバミン酸の水溶性塩																							
221	ベンジラカルブ																							
222	フェノオカルブ																							
223	N, N-ジメチルドデシルアミン	×																						
224	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	●																						
225	トクロルオホン		●	●																				
226	1, 1-ジメチルヒドロジン																							
227	ハクトート	●																						
228	3, 3'-ジメチルビフェニル-4, 4'-ジイソジンシアネット																							
229	チオファネートメチル		●																					
230	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-1-ブロモ-2-フェニルジンジアミン																							
231	オルトトリジン																							
232	N, N-ジメチルホルムアミド	●																						
233	フェニトエート	●	●																					
234	臭素	●	●																					
235	臭素酸の水溶性塩																							
236	アイオキシル																							
237	水銀及びその化合物																							
238	水素化テルフェニル																							
239	有機スズ化合物																							
240	スチレン																							
241	2-ヌルホヘキサデカン酸-1-メチルエスチルトリリウム塩																							
242	セレン 及びその化合物	●																						
243	ダイオキシン類																							
244	ダゾット																							
245	チオ尿素	●																						
246	チオエーテル																							
247	ビラクロホス																							
248	ダイジン																							
249	クロスピリホス																							
250	イソキサチオ																							
251	フェトロチオ																							
252	フニチオン																							
253	プロロウホス																							
254	イブロシ-ホス																							
255	デカブロモジフェニルエーテル	×																						
256	デカブ酸																							
257	デカノール																							
258	ヘキサメチレンテトラミン																							
259	ジスルトイド																							
260	クロタロニル																							
261	フサライト																							
262	テトラクロロエチレン	●																						
263	CFC-112																							
264	2, 3, 5, 6-テトラクロロ-バラーベンゾキノン																							
265	テラヒドロメチル無水タル酸																							
266	テフルリシン																							
267	チオジカルブ																							
268	チウラム																							
269	イフロイトール																							
270	テラクリル酸ジメチル	△																						
271	テラクリル酸ジメチル	×																						
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	●	●																					
273	ノハラードデシルアルコール	●	●																					
274	ターシャリードデカチオオール	×																						
275	ドデシル硫酸ナトリウム	●	●	●																				
276	テラエチレンベンダミン	△																						
277	トエチルアミン	●																						
278	トエチレンテトラミン																							
279	1, 1, 1-トリクロロエタン																							
280	1, 1, 2-トリクロロエタン																							
281	トクロロエチレン																							
282	トクロロエ酢酸																							
283	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン	×																						
284	CFC-113																							
285	クロビクリン	×	●																					
286	トクロビヨル																							
287	2, 4, 6-トリクロロフェノール																							
288	CFC-11																							
289	1, 1, 2, 3-トリクロロプロパン																							
290	トリクロロベゼン																							
291	1, 3, 5-トリクロロ-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリアジン																							
292	トリブチルアミン																							
293	トリフルオラン																							

### 1-1. 平成29年度に推計対象とした排出源と対象化学物質(その4)

1-1. 平成29年度に推計対象とした排出源と対象化学物質(その5)

物質番号	対象化学物質名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22							
		オゾン切替以下	農業	殺虫剤	接着剤	塗料	油繊防汚剤	洗浄剤・化粧品等	潤滑エンジン	防虫剤・消臭剤	たばこの煙	潤滑エンジン	特殊自動車	二輪車	自動車	船舶	鉄道車両	航空機	水道	オゾン層破壊物質	ダイオキシン類	低含有物質	下水処理施設	一般廃棄物処理施設	殺菌剤	その他				
393	ベタナフトール																													
394	バリウム及びその化合物																													
395	ペオキソ二硫酸の水溶性塩	●																												
396	PFOS																													
397	ベンジリジン=トリクロリド																													
398	塩化ベンジル	×																												
399	ベンズアルデヒド	●	●	●																										
400	ベンゼン	●	●	●																										
401	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	×																												
402	フェナセット		●																											
403	ベンゾエノン	●																												
404	ベンタクロロフェノール																													
405	ほ素化合物	●	●	●															●	●										
406	PCB																													
407	ボリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	●	●	●	●		×	●												●						×				
408	ボリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	●	●	●			×	●																		×				
409	ボリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エチルナトリウム	●	●																											
410	ボリ(オキシエチレン)=ノルフルフェニルエーテル	●	●	●			×	●																		×				
411	ホルムアルデヒド	●	●	●	●																					△				
412	シアンガン及びその化合物	●																								×				
413	無水フル酸	△																								×				
414	無水マレイン酸	●	●	●																										
415	メタクリル酸	●	●																											
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	●																												
417	メタクリル酸2, 3-エボキシプロピル	●																												
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	●																												
419	メタクリル酸ノルマルーブチル	△																												
420	メタクリル酸メチル	●	●																											
421	4-メチリデンオキセタン-2-オン																													
422	フェリムゾン	●																												
423	メチルアミン	●																												
424	メチル=イソチオシアネット	●																												
425	イソプロカルブ																													
426	カルボフラン																													
427	カルボリル																													
428	フェノブカルブ																													
429	ハロスルフロンメチル	●	●	●																										
430	インドキサカルブ																													
431	アノキシトロビン	●	●	●																										
432	アミトラス	●																												
433	カバム	●																												
434	オキサミル	●																												
435	ビリミノバクメチル	●																												
436	アルファー-メチルスチレン																			●										
437	3-メチルオブロバナール																													
438	メチルナフタリン	●	●	●																										
439	3-メチルビジン																													
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロベノキシド	●																												
441	2-(1-メチルプロピル)-4, 6-ジニトロフェノール																													
442	メブロニル	●																												
443	メミル	●																												
444	トリコシストロビン	●																												
445	クレソキシムチル	●																												
446	4, 4'-メチレンジアニリン	×																												
447	メチレンビス(4, 1-シクロ-オキシレン)=ジイシアネット	●																												
448	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイシシアネット	●																	●											
449	フェンメティアム	●	●																											
450	ビリチカルブ	●																												
451	2-メキシ-5-メチルアニリン																													
452	2-メルカブヘンゾチアゾール	●																												
453	モブデン及びその化合物	●																												
454	2-(モルボソジオ)ベンゾチアゾール	●																												
455	モホリソ	●																												
456	りん化アルミニウム	●																												
457	ジクロロボス	●																												
458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	●																								×				
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)	●																								×				
460	りん酸トリリル	●																												
461	りん酸トリフェニル	●																												
462	りん酸トリノルマルーブチル	×																								×				
	●:今回推計した	121	153	36	9	6	3	10	2	13	9	15	11	13	11	10	6	3	10	1	14	201	13							
物質	○:今回推計したが不足がある	3			4																	1	1	1	11					
質数	△:次回以降の推計可能性がある	9																				1	1	1	29					
	×:当面推計困難	48		2	3	2																14	1	1	1					
	合計	181	153	36	11	13	3	12	2	13	9	15	11	13	12	10	6	11	10	1	14	201	27	1	1	9	6	2	11	29

注1:環境への排出の可能性があると思われる物質のみ○、△、×を示しており、今後の見出の収集により推計対象を追加(又は削除)することある。

注2:「すぞ切り以下のうち」アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計では、利用可能データ

## 1-2. 平成29年度に推計対象としなかった排出源

推計していない排出源	推計していない主な理由					備考
	化学物質の種類が不明	全国使用量等が不明	環境への排出率が不明	使用する分野(業種等)が不明	排出係数が不明	
対象業種のすそ切り以下(推計していないもの)	○	○				データ数が少なく推計困難
循環水に使用される殺藻剤		○				
非農耕地における農薬に該当しない除草剤	○	○	○			使用量はゼロ又は量的に小さい
肥料		○				物質別の含有率等について情報収集中
塗料中の顔料・可塑剤(塗装ロス以外)			○			長期的に微量のものが排出される状況が不明
接着剤中の可塑剤			○			長期的に微量のものが排出される状況が不明
塗料・接着剤等における含有率が1%未満の物質	○	○	○			接着剤の一部物質は推計している
化粧品	○	○				界面活性剤は推計している
動物用医薬品	○	○	○			畜舎等に散布する殺虫剤等は推計している
家庭用医薬品	○	○	○			
洗浄剤(2-アミノエタノール、エチレンジアミン四酢酸以外)		○				
香料	○	○	○			物質別の使用量等について情報収集中
たばこの煙(推計した9物質以外)				○		
可塑剤			○			塗装ロスによる排出など、ごく一部のみ推計している
難燃剤			○			
銃弾(防衛関係)		○	○			
銃弾(狩猟用)			○			
港湾区域の外を航行する外航船の排気ガス					○	
河川、湖等を航行する動力船の排気ガス					○	
船底塗料の溶出	○	○	○			
写真用・薬剤散布用等の航空機の排気ガス				○	○	
ヘリコプターの排気ガス				○	○	
自衛隊の車両・航空機等の排気ガス				○	○	
海上保安庁の船舶等の排気ガス(港湾区域以外)				○	○	
水道(クロロホルムなどトリハロメタンに該当する3物質以外)				○	○	
家庭用石油ストーブ等の燃焼機器の排気ガス				○	○	
廃棄物処理施設からの排出	○	○	○			産業廃棄物の焼却施設等について、排出係数を設定するための調査等を実施中
石油製品等に含まれる重金属類の排出	○	○				石炭火力発電所からの排出は推計している
自動車タイヤ・電線等の摩耗による排出	○	○				鉄道車両由来の石綿は推計している

## 2. 届出外の事業者等からの排出源別・対象化学物質別届出外排出量推計結果 総括表(参考1~22)





物質番号	物質名	対象業種の事業者のすべて切り以下	年間排出量(kg/年、ダイオキシン類はmg-TEQ/年)																					
			1 農業	2 殺虫剤	3 接着剤	4 塗料	5 漁網防汚剤	6 洗浄剤・化粧品等	7 防虫剤・消炎剤	8 汎用エンジン	9 たばこの煙	10 自動車	11 二輪車	12 特殊自動車	13 船舶	14 鉄道車両	15 航空機	16 水道	17 オゾン層破壊物質	18 ダイオキシン類	19 低含有率物質	20 ダライオキシン類	21 下水処理施設	22 一般廃棄物処理施設
430 インドキサカルブ		970																					970	
431 アゾキシストロビン		75,487																					75,487	
432 アミクラズ		6,780																					6,780	
433 オキサカル		43,000																					43,000	
434 オキサカル		79																					79	
435 ヒリノノシカメチル		7,369																					7,369	
436 アルブマー・メチルスチレン																							47	
437 3-メチルオキソプロバナル																							47	
438 メチルナフタリン		1,165	77,239	38																			0.12	78,442
439 3-メチルナフタリン																							2.0	2.0
440 1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキド		0.12																					230	231
441 2-(1-メチルプロピル)-4, 6-ジニトロヘキサノール																								
442 ヘキサノール																								
443 メブロニル		21,008																					21,008	
443 メブロニル		96,259																					96,259	
444 トフロキシ・ストロビン		14,771																					14,771	
445 クレオキシムメチル		48,674																					48,674	
446 4, 4'-メチレンジアニリン																								
447 メチレンビス(4, 1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート																								
448 メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート		1,223																					36	1,259
449 フェニメチアム		68,773																					2.6	68,775
450 ヒリオキチカルブ		16,392																					16,392	
451 2-オキシ-5-メチルアニリン																								
452 2-メルカプト-ベンゾチアール		36																					36	
453 モリブデン及びその化合物		163																					20,543	20,706
454 2-(モルホリノブチオ)ベンゾチアゾール																								
455 モルホリノブチオ		568																					5,494	6,063
456 モルホリノブチオ		12,606																					12,606	
457 ジケルボス		49,502																					85	49,587
458 りん酇トリス(2-コチルヘキシル)																							0.00005	0.00005
459 りん酇トリス(2-クロロエチル)																							134	134
460 りん酇トリリル		94																					25	119
461 りん酇トリフェニル		845																					2.7	847
462 りん酇トリノルマーブル																								
合計		31,323,938	32,350,468	259,614	877,489	35,913,184	4,670,897	37,015,815	7,554,000	3,219,024	966,806	55,184,155	1,699,948	4,425,234	3,970,286	134,533	84,022	117,499	8,882,932	38,779	2,403,360	7,490,447	175,517	238,719,170

注: 平成20年の化粧品施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

## **平成 29 年度 PRTR 届出外排出量の推計方法等の概要**

---

平成 31 年 3 月 発行

編集・発行 経済産業省製造産業局化学物質管理課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

URL: [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/  
law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

環境省環境保健部環境安全課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

URL: <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

※上記ホームページでは、PRTR の公表に係る各種資料を掲載しています。

---